

福崎町立地適正化計画

平成 29 年 3 月

福崎町まちづくり課

目 次

第1章 立地適正化計画の概要	1
1 立地適正化計画策定の背景	1
2 立地適正化計画の特徴	2
3 立地適正化計画の位置づけ	4
4 福崎町の都市づくりの基本方針.....	5
第2章 福崎町における現状と課題	12
1 福崎町の特徴	12
2 都市構造の分析と課題	13
2-1 人口・世帯数	13
2-2 土地利用	22
2-3 市街化の動向	24
2-4 住宅	27
2-5 産業	29
2-6 公共交通・道路等	37
2-7 公共施設等	42
2-8 都市機能増進施設	46
2-9 地価	61
2-10 災害	63
2-11 財政	65
2-12 広域行政	68
3 人口の将来見通しに関する分析	69
4 都市構造の課題解決に向けた方針	73
第3章 福崎町における立地適正化計画	80
1 立地適正化計画を策定する意義	80
2 立地適正化計画を策定する目的	83
3 立地適正化計画で定める内容	84
4 目指すべき都市構造	85
第4章 都市機能誘導区域	87
1 福崎町における都市機能誘導の方針	87
2 都市機能誘導拠点の選定	87
3 都市機能誘導区域と増進施設の設定	88

第5章 居住誘導区域	104
1 基本的な考え方	104
2 福崎町における居住誘導の方針	105
3 居住誘導区域の設定	111
第6章 目標値の設定について	113
1 目標値設定の前提となる人口密度	113
2 立地適正化計画を策定する目的と計画策定による効果	114
3 目標値の具体化に向けて	116
第7章 届出制度	117
1 都市機能誘導区域外での届出	117
2 居住誘導区域外での届出	118
第8章 立地適正化計画の評価と見直し	119
第9章 広域連携について	120
1 中播磨圏域の立地適正化の方針について	120

第 1 章 立地適正化計画の概要

- 1 立地適正化計画策定の背景
- 2 立地適正化計画の特徴
- 3 立地適正化計画の位置づけ
- 4 福崎町の都市づくりの基本方針

第1章 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画策定の背景

多くの地方都市では、人口減少・少子高齢化や低密度な市街地形成、空き家の増加等が想定されており、一定の人口集積に支えられてきた都市機能の低下が懸念されています。

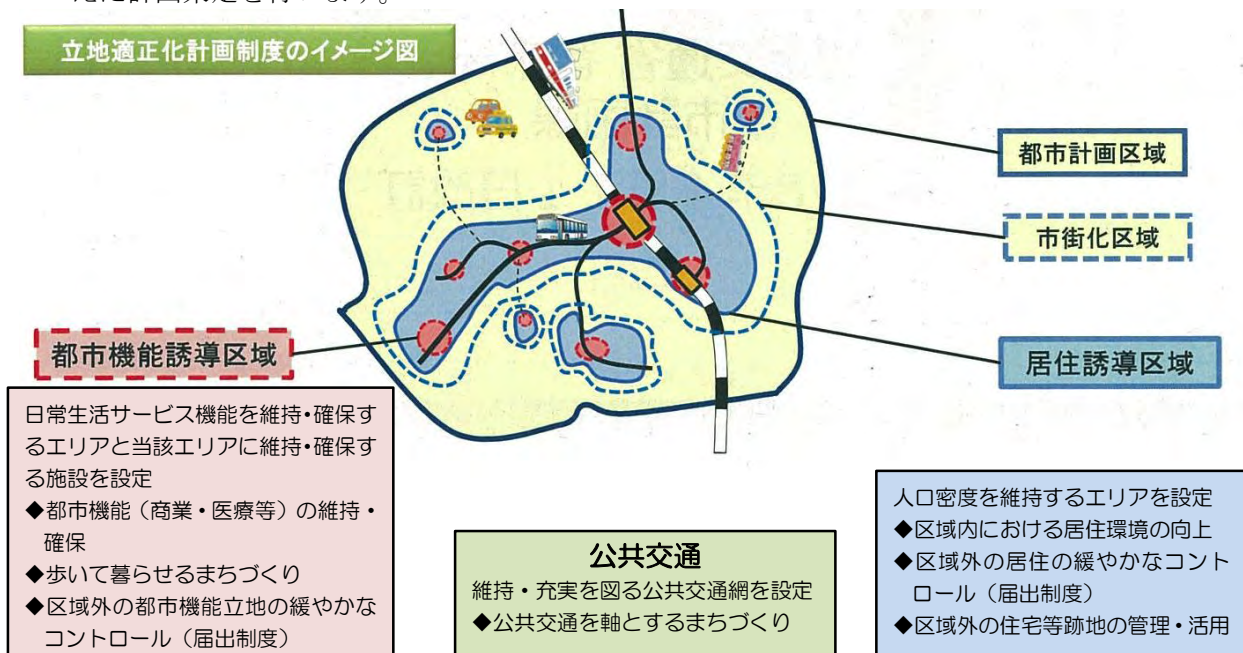
福崎町(以下、本町)においても、このような状況のなかで町民が医療・福祉・子育て支援や商業などの生活利便サービスを安心して享受できる持続可能な都市構造へ転換することが求められています。また道路、下水道、公共施設などの社会資本も老朽化が進むことから厳しい財政制約の下で効率的なまちづくりを進めることや、災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

このような課題に対処するためには、都市全体の構造を見渡しなが、町民の生活を支えるコンパクトなまちづくりとこれに連携した公共交通のネットワークを形成することが重要です。このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、市町村は、閣議決定された都市再生基本方針に基づき、都市計画区域内に住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を作成することができることになりました。(都市再生特別措置法第81条第1項)

このような背景のもと、本町も都市全体の観点から作成する居住機能及び都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして立地適正化計画を策定することとしました。

立地適正化計画は、制度上、町域の約1割を占める市街化区域の中に居住する約1万人の町民の生活利便性確保を対象としますが、市街化調整区域に居住する約1万人の居住環境にも留意しながら、町全体が持続可能な都市となるような計画の策定を行います。

本町は、播磨圏域のなかで密接な関係にある姫路市との広域的な都市機能の連携や、西播磨地域都市計画区域マスタープランの目標年次となる今から概ね25年後の平成52年の姿を見据えた計画策定を行います。

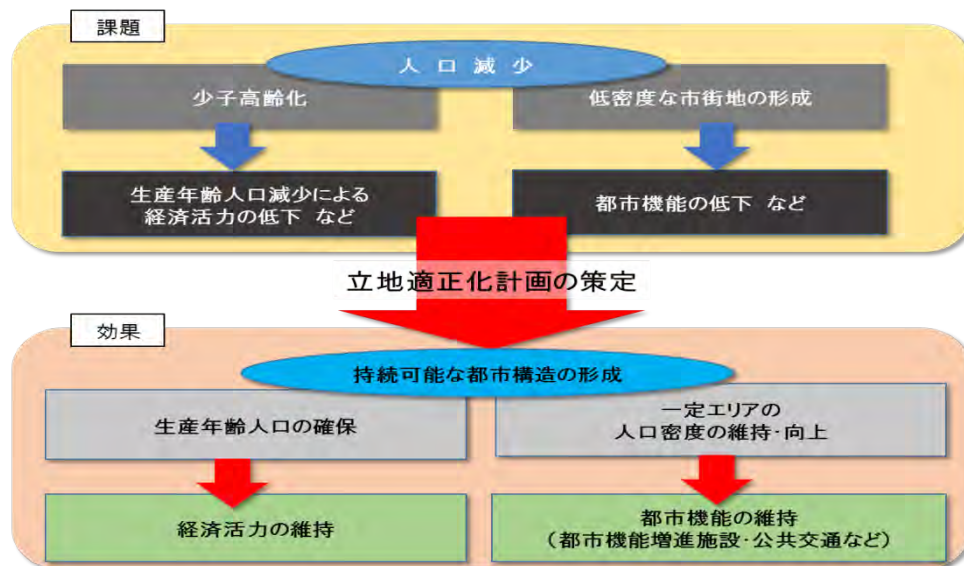


2 立地適正化計画の特徴

本計画は、下記の特徴を有しています。

(1) 都市構造が抱える課題を解決

本町では、JR福崎駅周辺で空き家の発生や商店街の衰退により、中心市街地の空洞化が課題となっています。また、人口減少に伴う少子高齢化や低密度な市街地形成等の都市構造上の課題を解決することにより持続可能な都市構造を形成し、経済活力や都市機能の維持に繋がります。



(2) 都市全体の観点から作成するマスタープラン

都市を構成する一部の機能ではなく、医療・商業等の生活サービス機能、居住機能と公共交通など、様々な機能のあり方を都市全体の観点から見渡して検討します。

特に、町民の生活利便性確保に必要な都市機能の維持や誘導を公共交通の維持と一体的に考えることにより、町全体が持続可能となるような都市構造を目指します。

(3) 都市計画との融合

従来からの都市計画法に基づく土地利用規制に加えて、都市機能誘導区域に維持・確保したい施設（誘導施設）を設定し、日常生活に必要な施設の維持・確保を図ります。

都市機能誘導区域外における誘導施設や居住誘導区域外における一定規模以上の住宅を建築等する際には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となることから、届出を活用し、誘導区域への立地促進を図るなど緩やかなコントロールを行います。

また、市街化区域内に居住誘導区域を設定するとともに空き地、空き家対策などを図り、人口密度の維持を目指します。

(4) 近隣市町との広域連携

近隣市町との広域連携型のコンパクトシティ形成に向けた都市機能の連携及び役割分担を図ります。本町は、町としての立地適正化計画策定とともに、播磨圏域として姫路市と連携した広域型の立地適正化計画策定を目指します。

(5) まちづくりと公共交通の一体化

居住誘導区域内に居住する町民が円滑に都市機能を利用できるよう、まちづくりと公共交通を一体的に考えます。

(6) 時間軸を持った動的な計画

都市機能の維持・確保や人口密度の維持については、長時間かけて施策を展開していく必要があり、適切な進捗管理及び評価を行いつつ必要な施策を随時検討していきます。

長期的には、関連計画の見直し等にあわせて誘導区域の見直しを行うなど、動的な計画として柔軟な対応を行います。

(7) 公共施設等と連携した計画

厳しい財政環境や公共施設の老朽化等を背景として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進しています。本計画の策定を契機として、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再編等を促進します。また、公的不動産の活用等により民間機能の立地を促進します。

(8) 計画策定による国からの支援措置等

本計画を策定することで、必要な都市機能を維持・誘導するための助成制度を受けることが可能となります。

助成制度は、「都市再構築戦略事業（交付金）」「都市機能立地支援事業（民間補助）」等のほか、国からの交付金等の拡充や民間事業者に対する直接的な支援など、誘導施設を都市機能誘導区域内に維持・誘導するための支援措置が活用できます。

3 立地適正化計画の位置づけ

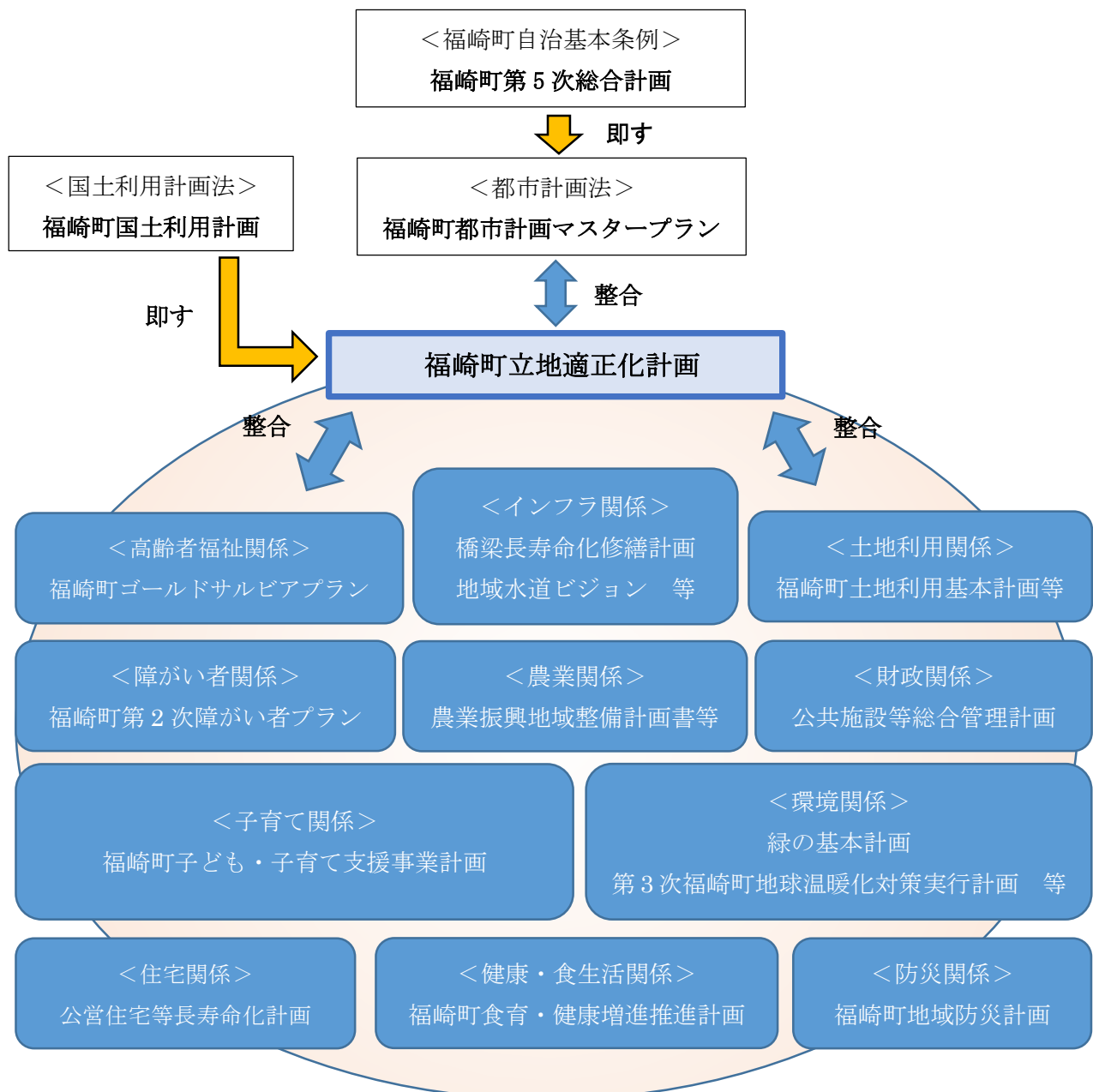
本計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画です。

『西播磨地域都市計画区域マスタープラン』や『福崎町国土利用計画』『福崎町第5次総合計画』といった上位計画に即して策定された『福崎町都市計画マスタープラン』に示された都市づくりの方向性や都市構造の将来像を踏まえて策定します。

さらに、多極ネットワーク型、広域連携型のコンパクトシティを形成するためには公共交通分野との連携が必須であることから、交通軸や拠点の位置づけとも整合した都市構造を検討します。

都市機能・居住誘導を検討するにあたり、商業、住宅、医療・福祉、健康、子育て支援、農業など多様な分野の計画とも連携・整合した方針を策定します。

また、立地適正化計画との両輪をなす公共交通分野の総合的な計画となる公共交通網形成計画についても今後策定を検討します。



4 福崎町の都市づくりの基本方針（都市計画マスタープラン抜粋）

（1）都市づくりの理念

都市づくりは、住民を含む町民と行政のそれぞれが、自らの役割と責任を自覚し連携、協働して行われ、住民福祉の向上と町域の均衡ある発展に寄与することを基本理念とします。

（2）将来の都市像

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち・福崎

本町は、J R 福崎駅周辺と町役場周辺を町の拠点として、公共交通の再編と連携した都市機能や公共施設の適切な配置によりコンパクトなまちの形成に努めます。市街化調整区域については特別指定区域の活用などを行い集落の活力維持に努めます。

町の中心地と東西の工業団地、市街化調整区域の各集落を、道路ネットワークで結び、サルビア号などの地域公共交通の充実を図ることにより、誰もが住みよいまちを目指します。また、柳田國男生家を始めとする辻川界隈や七種山などの文化・観光資源に加え、道の駅や春日山周辺の整備などを行うことで、文化・観光資源を生かしたまちづくりを推進し、町外からの来訪者のさらなる増加を図り、活力にあふれるまちを目指します。

（3）将来の都市構造の考え方

①既成市街地と新市街地の共栄

既成市街地ではJ R 福崎駅周辺の商業振興のための土地利用と、駅へのアクセスを強化する道路網の整備により健全な市街地を形成していきます。

また、新市街地では幹線道路を活用した土地利用と新たな道路網により健全な市街地を形成していきます。

②まちの拠点づくりと持続可能な都市構造の形成とネットワーク化

まちの構造は、大阪都市圏と九州方面を東西に結ぶ国土軸（中国縦貫自動車道）を「広域連携交流軸」（活力の軸）、兵庫県内を南北に結ぶ（播但連絡道路・国道 312 号・JR 播但線）市川及び銀の馬車道を含めた軸を「地域連携交流軸」（生活・環境・観光の軸）として設定します。また、J R 福崎駅を中心として市川の東西にある歴史文化観光資源の保全・活用核と学園ゾーンを結び、文化拠点核や交流・文化・レクリエーション拠点核を連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）を設定します。

③安全・安心なまちづくり

防災・減災は、災害危険個所に対し山地災害対策等及び浸水対策などの改修整備を進めながら、日常的な住民自らの防災意識などの向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるように対応を図り、自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行うとともに、関係機関と連携した防災体制を確立します。

(4) 都市計画マスタープランにおける目標年次の設定人口

全国的な少子化・高齢化の中で、わが国の人口は減少傾向にあります。本町において近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした10年後の人口は、18,400人程度と予測されています。

福崎町第5次総合計画では、良好な住環境の充実や子育て支援を推進することにより、目標年次である平成35年の将来人口を19,500人と設定しています。都市計画マスタープランでは、目標年次（平成37年度）における設定人口を、福崎町第5次総合計画に即して19,500人と定めています。

■都市計画マスタープランにおける目標年次の設定人口

平成37年度の設定人口		人口
人口 計	都市計画区域	19,500人
	市街化区域	18,900人
	市街化調整区域	10,500人
	都市計画区域外	8,400人
		600人

(5) 都市計画区域の方針

現時点では都市計画区域の変更は行わないものとします。

(6) 区域区分の方針

(都) 中島井ノ口線の南進整備が完了し、東側沿道は、開発・宅地化が進んでいます。一方、西側沿道の市街化調整区域は、優良農地と街路沿道の開発圧力について県や地域住民と調整しながら、魅力ある住環境づくりを進める必要があります。

また、今後の工業用地に対する需要に対応するために、工業団地周辺の市街化調整区域の市街化区域への編入など、工業団地の拡張を検討します。

(7) 用途地域指定の方針等

現状の利用と用途地域が乖離し、将来的な土地利用も用途に合にくい地域については、柔軟な用途地域の見直しを検討します。

(8) 立地適正化計画の方針

都市計画マスタープランには、都市機能誘導区域・居住誘導区域設定に向けた基本的な考え方を提示しています。この考え方を踏まえた計画策定を行います。

(9) 都市づくりの視点

本町は、JR福崎駅周辺や福崎町役場・福崎ICを中心としたコンパクトな市街地が形成されている一方で、市街化調整区域には旧来からの集落が多く存在し、今後もこれらの集落の活力を維持していく必要があります。

また、本町では担うことができない高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域と連携して機能を確保していく必要があります。

「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち・福崎」の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”（コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持）を進めていくため、今後本町で進めていく都市づくりの視点を、都市計画マスタープランでは次のように整理しています。

コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持

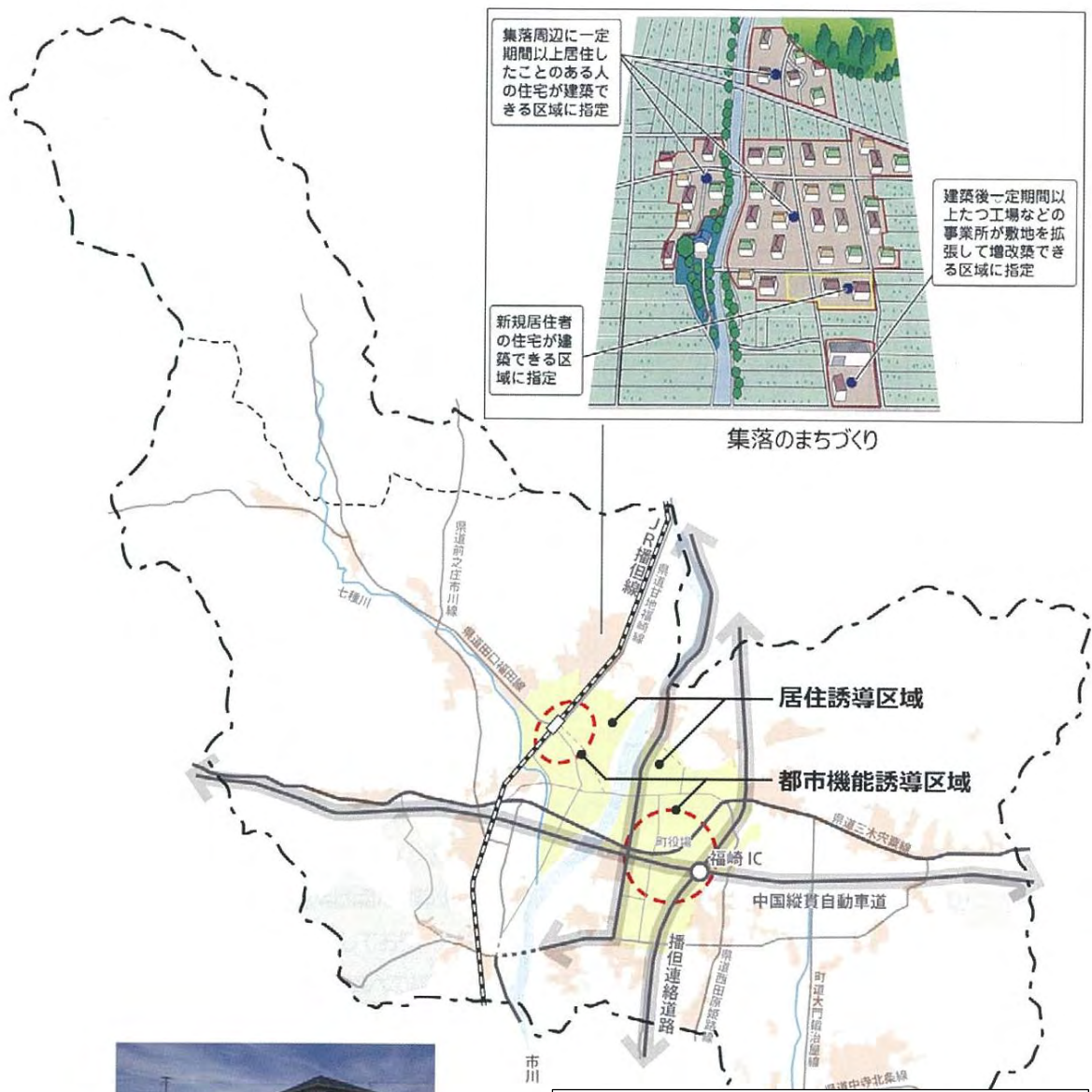
視点① 柔軟な都市計画制度の運用による人口減少の抑制

視点② 中心市街地のにぎわいづくりと利便性を活かした産業の振興

視点③ 地域資源を活かした観光の振興

視点④ 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保

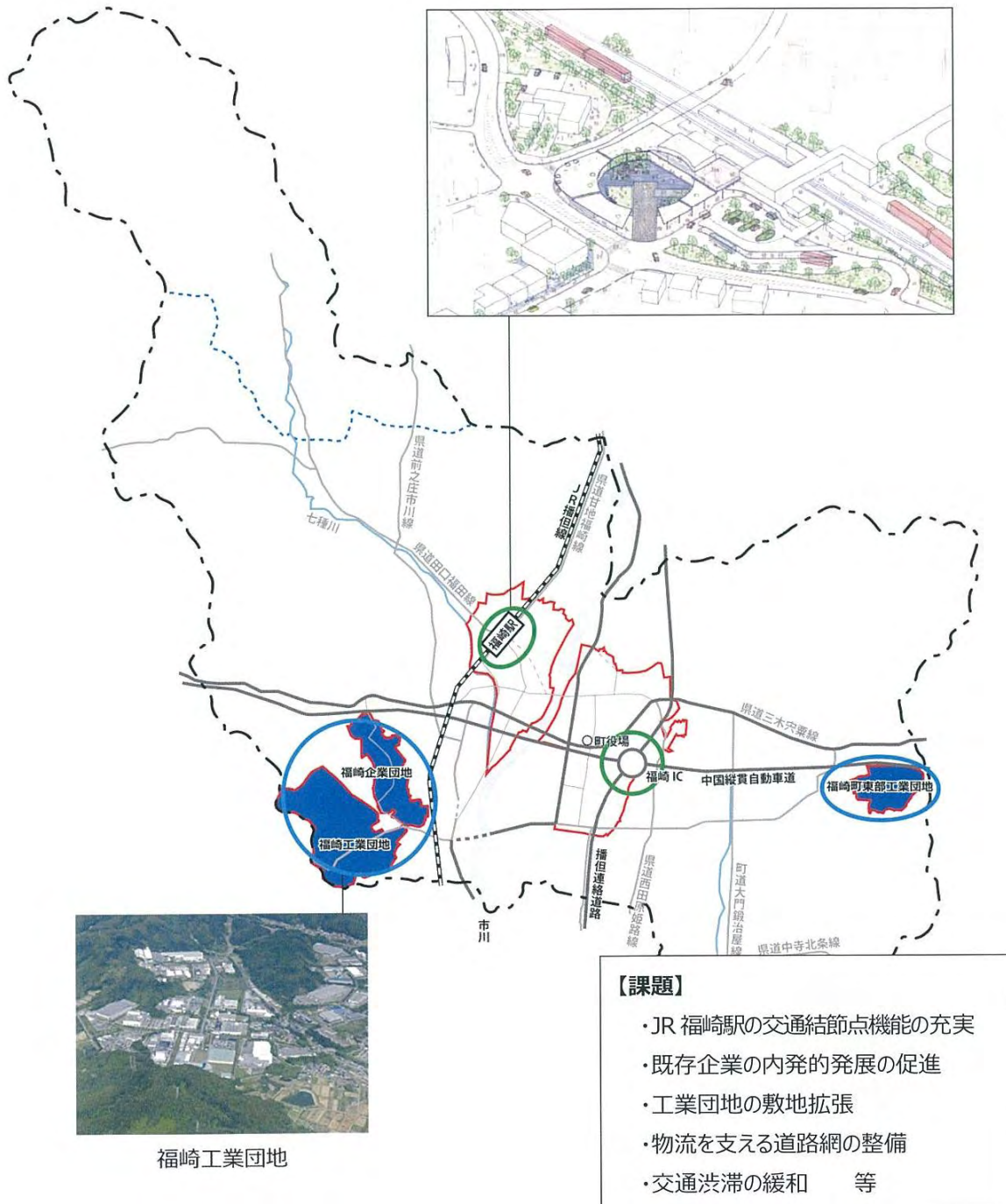
視点① 柔軟な都市計画制度の運用による人口減少の抑制



町内巡回バス（サルビア号）

- 【課題】**
- ・ 立地適正化計画の策定
 - ・ 市街化調整区域の土地利用方針
 - ・ 地域公共交通の充実、再編
 - ・ 都市の維持管理コストの増大 等

視点② 中心市街地のにぎわいづくりと利便性を生かした産業の振興



福岡工業団地

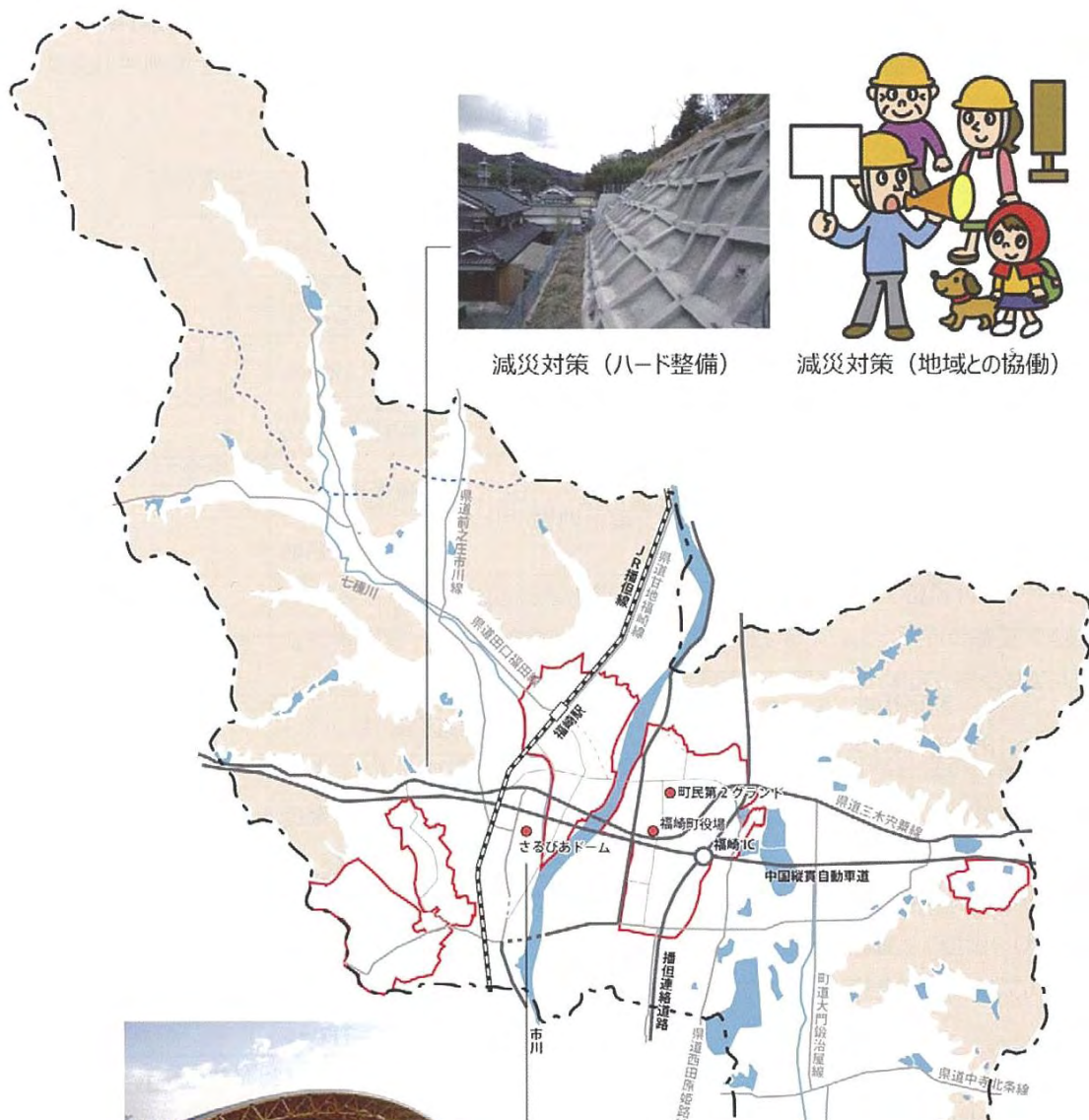
【課題】

- ・JR 福岡駅の交通結節点機能の充実
- ・既存企業の内発的発展の促進
- ・工業団地の敷地拡張
- ・物流を支える道路網の整備
- ・交通渋滞の緩和 等

視点③ 地域資源を生かした観光の振興



視点④ 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保



減災対策（ハード整備）



減災対策（地域との協働）



防災拠点（さるびあドーム）

【課題】

- ・ 地域ぐるみの防災減災対策の推進
- ・ 総合治水対策の推進
- ・ 耐震化、防災拠点の整備
- ・ 空き家対策と活用の検討 等

第2章 福崎町における現状と課題

- 1 福崎町の特徴
- 2 都市構造の分析と課題
- 3 人口の将来見通しに関する分析
- 4 都市構造の課題解決に向けた方針

第2章 福崎町における現状と課題

1 福崎町の特徴

本町は、兵庫県の中央部からやや南寄りに位置し、周辺を緑の山々で囲まれた盆地形状の町域となっています。町域は、東西 10.1km、南北 11.5km、総面積 45.79k m²であり、北は市川町、南と西は姫路市、東は加西市と接しています。

中央部には清流“市川”が流れており、流域に農地と市街地が広がっています。また、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が町のやや南側の中央部で交差し、「福崎インターチェンジ」をもつ広域的な交通の要衝地であり、播磨地域の中心都市である姫路市の中心部から約 17km の距離にあるという恵まれた交通立地条件を有しています。

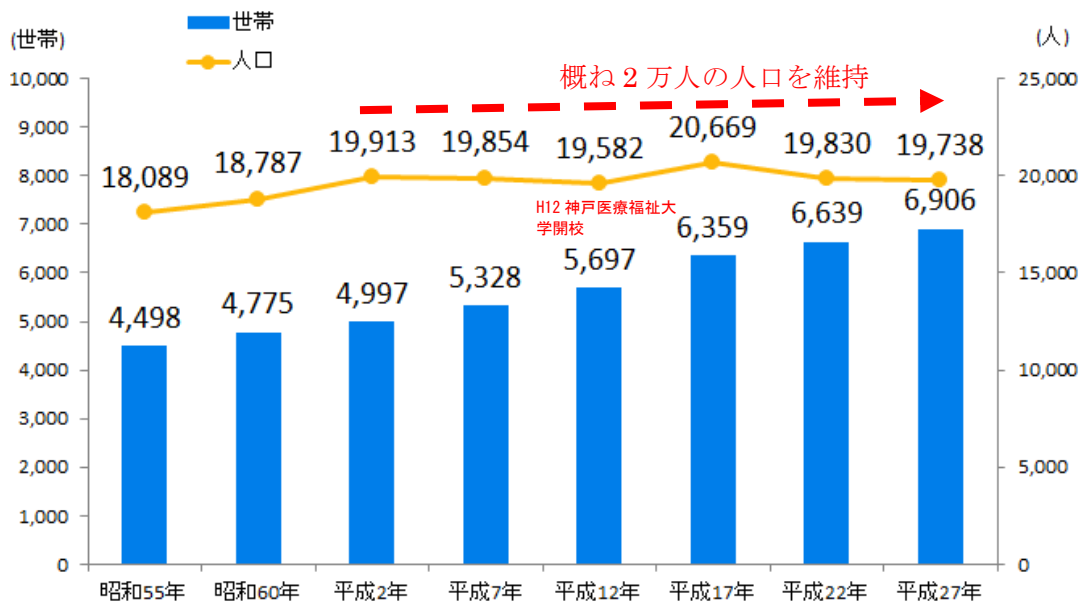


2 都市構造の分析と課題

2-1 人口・世帯数

□ 現状

本町の総人口は19,738人（平成27年国勢調査確定値）です。平成初頭に1万9千人に達し平成7年から平成17年にかけては、町内大学の学生数の増減による影響で若干の変動はあるものの概ね2万人の人口を維持しています。



町域の約83%を占める都市計画区域内に約1万9千人が、そのうち約11%を占める市街化区域内に約1万人の町民が住んでいます。

■都市計画区域人口の推移

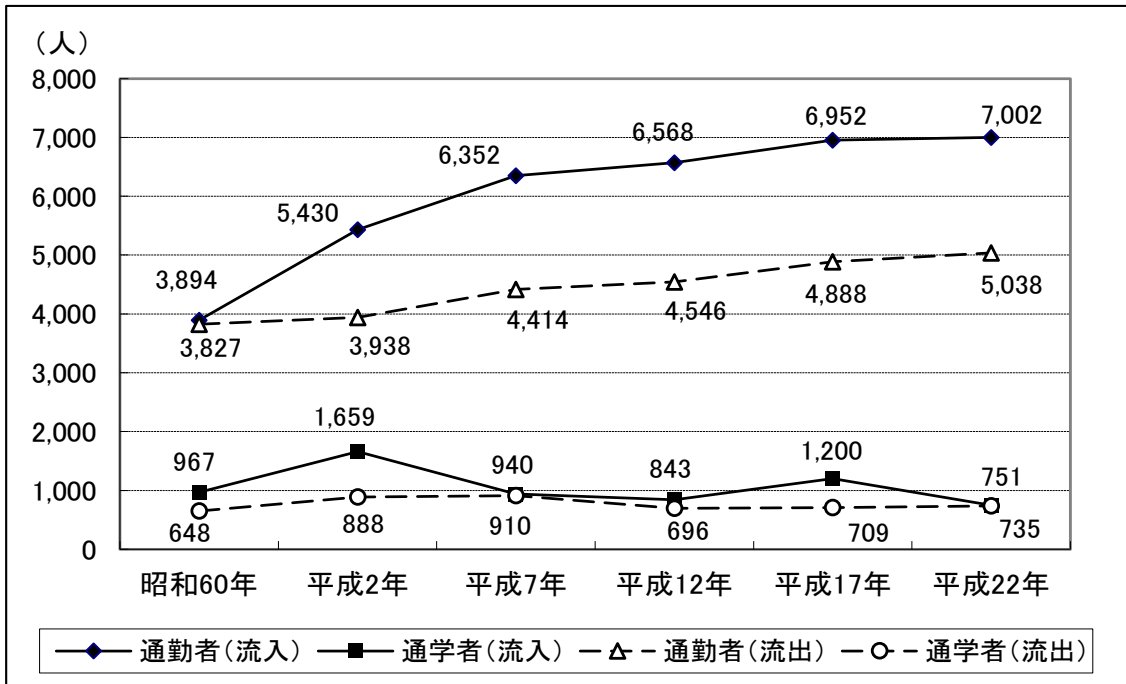
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年 確定値
行政区域人口 (人)	19,582	20,669	19,830	19,738
都市計画区域人口 (人)	19,009	19,359	19,205	19,106
市街化区域人口 (人)	9,036	10,081	10,139	10,393
市街化調整区域人口 (人)	9,973	9,278	9,066	8,713
都市計画区域外人口 (人)	573	1,310	625	632

(資料/国勢調査)

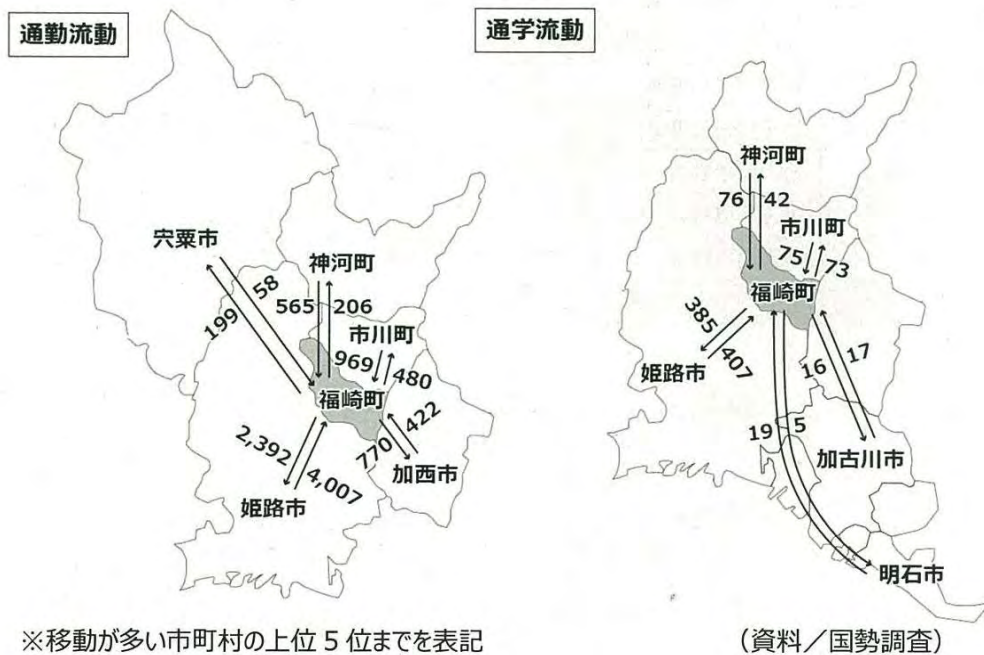
市街化区域においては人口定着がみられるものの、市街化調整区域における人口減少が大きく、平成17年をピークに人口は減少しています。

平成22年国勢調査による昼間人口は22,069人で、夜間人口19,830人を超過しており、通勤・通学とも流入数が流出数を上回っています。昼間人口率は111.3%で、兵庫県内で1位です。

■人口流動の推移



■通勤・通学動態 (平成 22 年)



本町では、日常的に通勤・通学、文化・スポーツ活動、観光・レクリエーション、買い物、ビジネスなど様々な目的を持って、町外から本町を訪れ活動する人が多いと思われます。

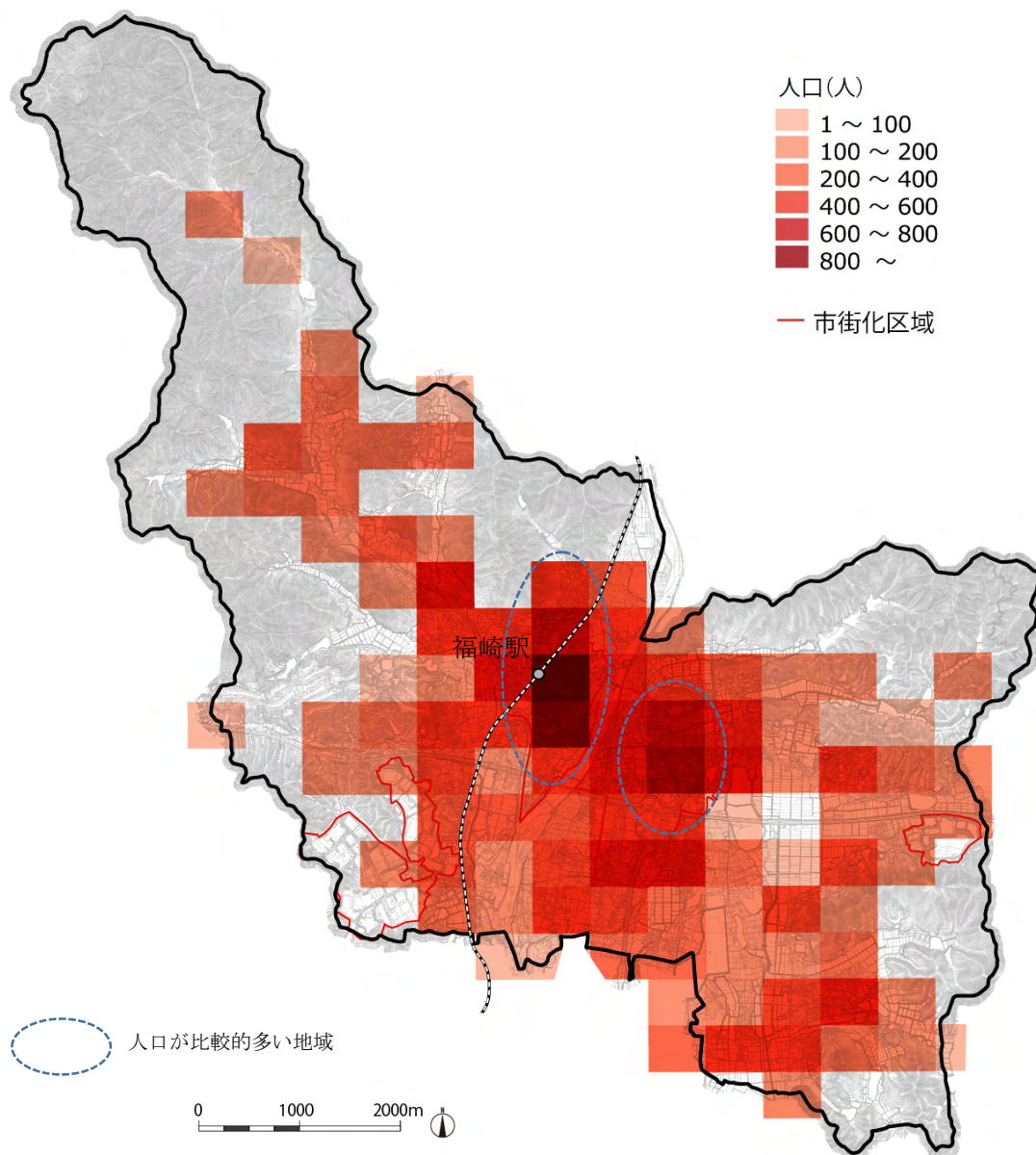
■兵庫県内市町村別昼間人口率のランキング

ラ ン ク	市町名	昼間 人口率	夜間人口	昼間人口	ラ ン ク	市町名	昼間 人口率	夜間人口	昼間人口
1	福崎町	111.3%	19,830	22,069	22	上郡町	95.7%	16,636	15,916
2	加東市	110.4%	40,181	44,378	23	丹波市	95.6%	67,757	64,761
3	洲本市	104.0%	47,254	49,148	24	たつの市	95.6%	80,518	76,947
4	神戸市	102.6%	1,544,200	1,583,765	25	香美町	94.4%	19,696	18,584
5	豊岡市	102.0%	85,592	87,326	26	宍粟市	94.3%	40,938	38,618
6	加西市	101.8%	47,993	48,874	27	篠山市	94.1%	43,263	40,719
7	姫路市	101.1%	536,270	542,402	28	伊丹市	91.0%	196,127	178,488
8	朝来市	100.7%	32,814	33,058	29	三田市	90.3%	114,216	103,098
9	高砂市	100.7%	93,901	94,513	30	明石市	90.1%	290,959	262,138
10	西脇市	100.6%	42,802	43,042	31	西宮市	89.2%	482,640	430,285
11	養父市	99.4%	26,501	26,344	32	多可町	88.4%	23,104	20,430
12	相生市	98.7%	31,158	30,759	33	加古川市	88.3%	266,937	235,670
13	佐用町	98.6%	19,265	18,992	34	市川町	86.2%	13,288	11,453
14	小野市	98.6%	49,680	48,973	35	播磨町	86.1%	33,183	28,586
15	稲美町	98.1%	31,026	30,434	36	神河町	85.6%	12,289	10,524
16	尼崎市	96.8%	453,748	439,358	37	太子町	83.2%	33,438	27,833
17	新温泉町	96.8%	16,004	15,486	38	宝塚市	80.5%	225,700	181,755
18	南あわじ市	96.6%	49,834	48,118	39	芦屋市	80.1%	93,238	74,668
19	三木市	96.4%	81,009	78,098	40	川西市	79.9%	156,423	125,023
20	淡路市	96.4%	46,459	44,772	41	猪名川町	75.5%	31,739	23,948
21	赤穂市	96.0%	50,523	48,486	兵庫県		95.7%	5,588,133	5,347,839

(資料/H22 国勢調査)

■現況の人口特性

500mメッシュによる現況（平成 22 年）の人口特性をみると、J R 福崎駅周辺や田原地区に人口が多い地域が見られます。市街化区域以外に、市街化調整区域にも広く人口が分布していることがわかります。



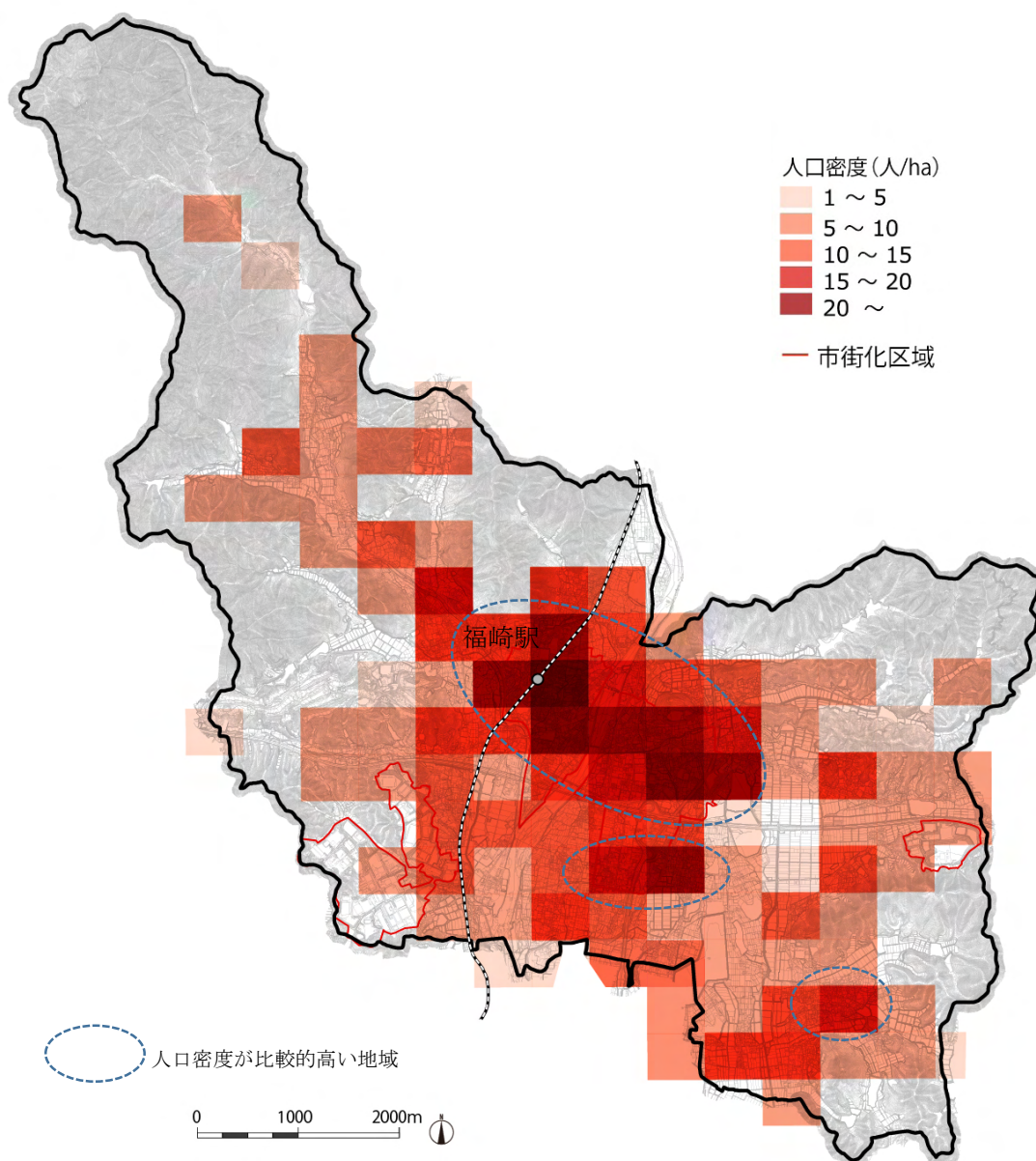
現況（平成 22 年）人口 500mメッシュ

(資料／国勢調査)

■現況の人口密度

500mメッシュによる現況（平成22年）の人口密度をみると、JR福崎駅周辺と田原地区周辺で密度の高い地域（20人/ha以上）が分布しているのがわかります。

市街化調整区域でも、町の南東部に位置する八千種地区の一部で旧既存宅地制度を用いて開発された住宅団地の影響で人口密度の高い地域が見られます。



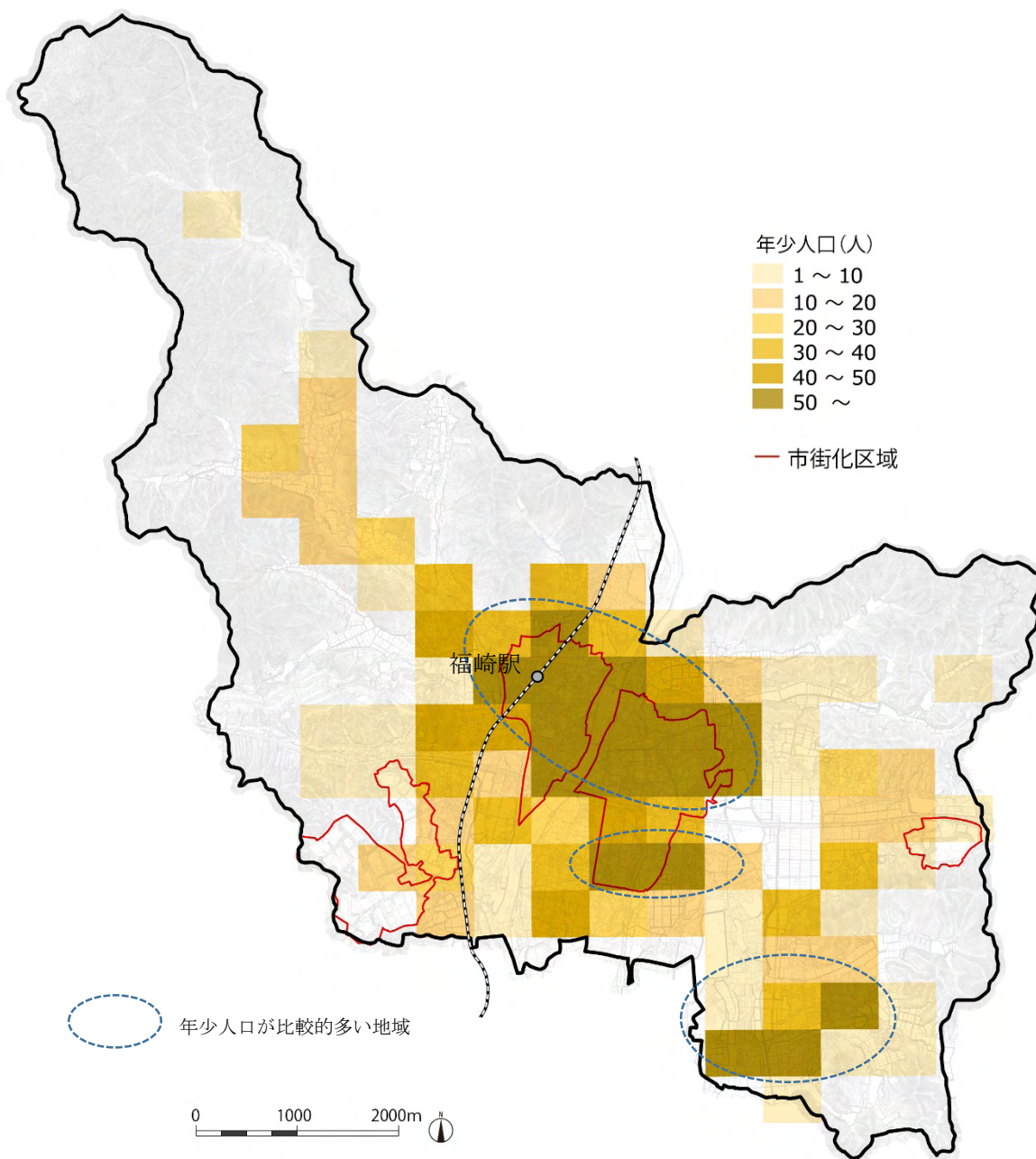
現況（平成22年）人口密度 500mメッシュ

(資料/国勢調査)

■現況の年少人口

500mメッシュによる現況（平成22年）の年少人口（0～14歳）を見ると、市街化区域内では、JR福崎駅周辺や田原地区周辺に年少人口が多い地域が分布しています。

市街化調整区域においても、町の南東部の八千種地区の一部に年少人口が多い地域が見られます。

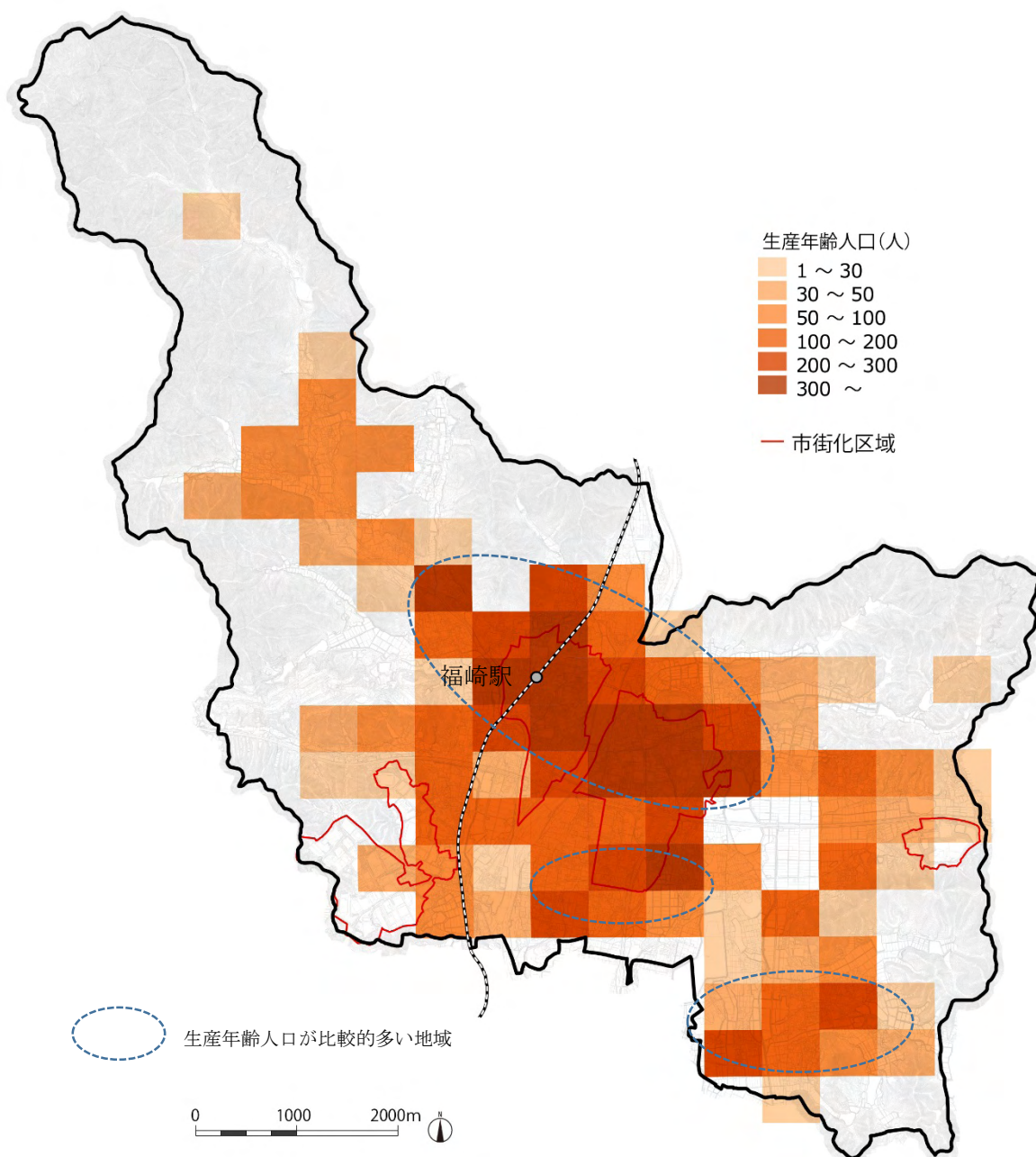


現況（平成22年）年少人口 500mメッシュ

(資料/国勢調査)

■現況の生産年齢人口

500mメッシュによる現況（平成22年）の生産年齢人口（15～64歳）によると、市街化区域内では、JR福崎駅から田原地区周辺の地域で生産年齢人口が多くなっています。その他、町域の南部の南田原地区の一部や南東部の八千種地区の一部の市街化調整区域にも生産年齢人口の多い地域が見られます。

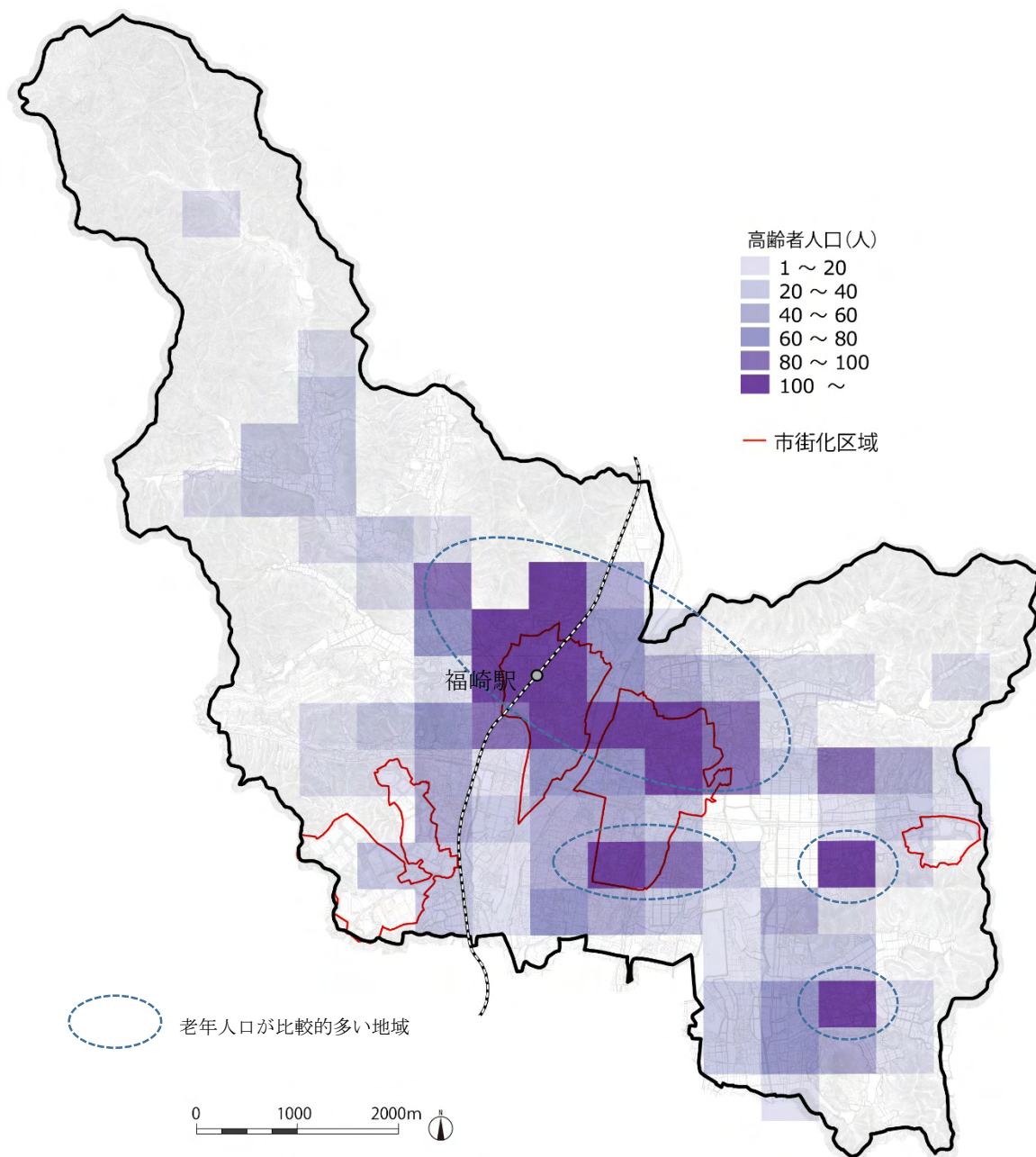


現況（平成22年）生産年齢人口 500mメッシュ

（資料／国勢調査）

■現況の老年人口

500mメッシュによる現況（平成22年）の老年人口（65歳以上）によると、市街化区域内では、JR福崎駅から田原地区周辺の地域で老年人口が多くなっています。その他、市街化区域では南田原地区の一部や市街化調整区域では町域の東部の大貫地区や南東部の八千種地区の一部にも老年人口の多い地域が見られます。



現況（平成22年）老年人口 500mメッシュ

(資料/国勢調査)

○ 課題

町内の総人口は減少するなかで、高齢者人口は大幅に増加し、介護・医療費が大幅に増加することが予想されるので、町全体の取り組みとして食育推進・健康増進を図る施策を展開し、医療費の削減に繋げていく施策を検討する必要があります。

人口減少と少子高齢化の進行が予想される中、若者の定住策やU J I ターン、特別指定区域の拡充など、少子高齢化対策及び人口の維持・増加に向けた居住環境整備が必要となっています。

昼間人口率が兵庫県下で一番高い特性を活かし、広域的な連携と交流を積極的に進めるとともに、交流圏の拡大を推進し、町の活力の向上を図り、居住者に加え、来訪者にも注目したまちづくりを進める必要があります。

2-2 土地利用

□ 現状

町の面積は4,579haあり町域の約83%が都市計画区域に指定されています。このうち約11%に相当する町中央部の277haと東西の工業専用地域計148haの合計425haが、市街化区域に設定されています。

市街化区域は、JR福崎駅周辺から市川東部の福崎IC周辺に広がっており、駅を中心として栄えてきた駅前周辺部は、古くから土地利用が進んだために住工混在地が広く分布しています。市川東部地域は農地などの低未利用地が多く残っていましたが、県道三木宍粟線や町道中島井ノ口線など新しく整備された道路沿線が商業地となり、その周辺に住宅地が広がるなど土地利用が活発です。

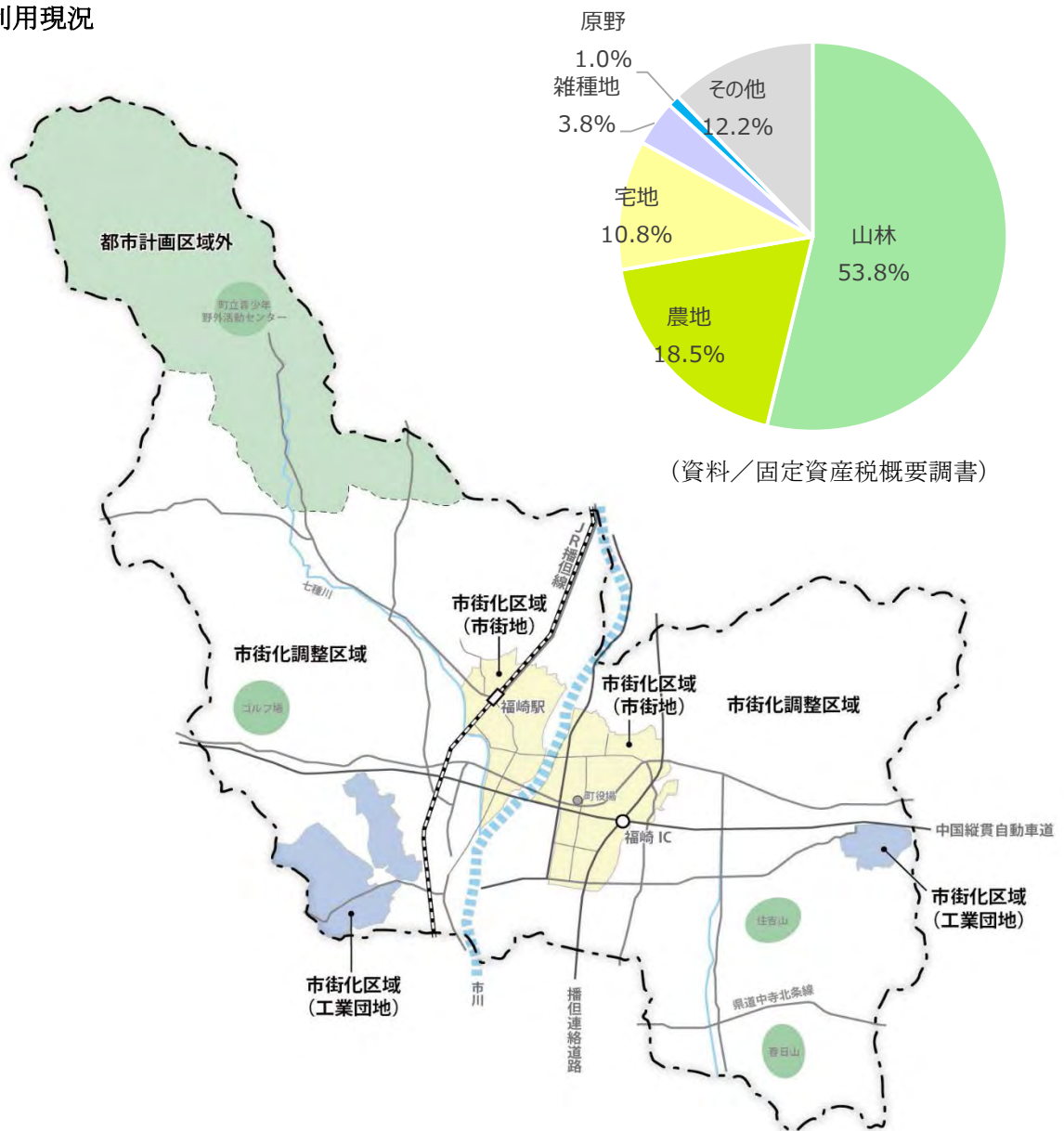
また、民間開発による東西の工業団地は、平成28年時点で全ての分譲が完了し、環境や景観に配慮したまちなみが形成されています。

市街化調整区域を含めた本町土地利用状況は、宅地が約10%で、田や畑、山林などの自然的土地利用は約70%となっています。

■用途地域の指定状況（平成28年3月31日現在）

区分	面積 (ha)	割合 (%)	備考
都市計画区域	3,787	100.0%	
市街化区域	425	11.2%	
第1種低層住居専用地域	13	0.3%	北野地区
第2中高層住居専用地域	95	2.5%	
第1種住居地域	65	1.7%	
第2種住居地域	25	0.7%	県道三木宍粟線沿道
近隣商業地域	10	0.3%	駅前地区、新町地区、辻川地区
準工業地域	69	1.8%	
工業専用地域	148	3.9%	西部工業団地、東部工業団地
市街化調整区域	3,362	88.8%	

■土地利用現況



○ 課題

J R 福崎駅周辺は、密集市街地や商店街での空き家の発生が見られます。人口の誘導だけでなく防災面での対応が課題となっています。今後は少子高齢化の進展により土地利用転換や農地転用の鈍化が予想されるため、計画的な土地利用転換とともに今後も存続すべき都市農地については、生活に密着した農空間として防災農地、景観農地など多面的利用を位置づける必要があります。

また市街化調整区域では、優良な農地の保全に努め、田園環境と調和した土地利用を図るとともに、特別指定区域制度や地区計画制度の活用が必要となります。

2-3 市街化の動向

□ 現状

J R 福崎駅周辺と福崎 I C 周辺を中心に市街地が形成されており、J R 福崎駅周辺は、密集市街地で木造老朽家屋が多く対策が必要であるため約 20ha が防災再開発促進地区に指定されています。

本町には人口集中地区（D I D 地区）はありませんが、人口密度は福崎駅前地区で高くなっています。

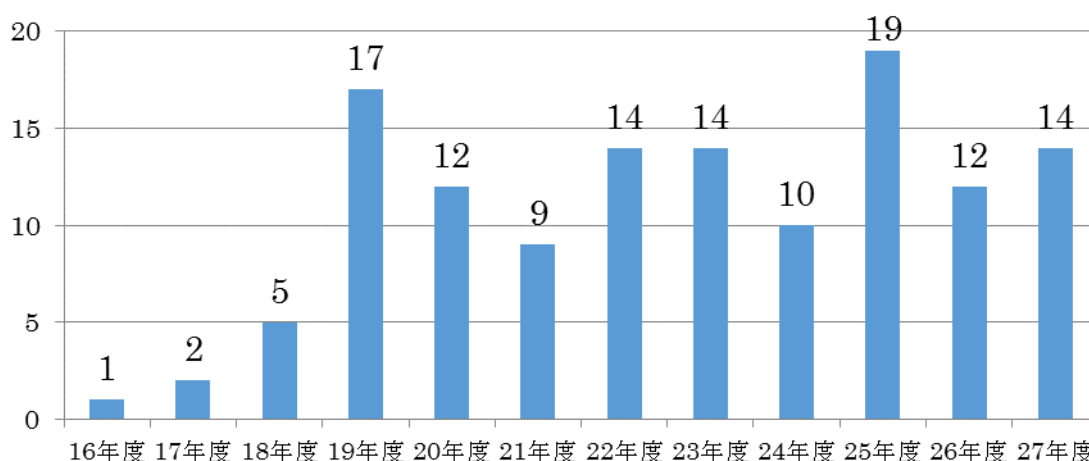
昭和 40 年と平成 26 年の中心部の建築物分布をみると、田原地区では中国縦貫自動車道及び播但連絡道路の開通に加え、県道三木宍粟線や町道中島井ノ口線沿線に福崎町役場庁舎や金融機関、物品販売店舗などの進出が進んだことや、住宅地開発に伴う専用住宅の増加が確認できます。

福崎駅前地区や新町地区は、昭和 40 年当時から建物の集積が確認できます。その後、土地区画整理などは実施されなかったため、現在でも状況に大きな変化はなく老朽木造建物が密集している状態です。

市街化調整区域では、厳しい建築制限の下で農家住宅など以外の開発行為は原則禁止されてきましたが、平成 14 年に兵庫県が特別指定区域制度を導入し、一定の緩和が図られました。本町は西大貫地区を平成 16 年 6 月に指定し、平成 19 年 1 月には町内全域の 27 地区を指定しました。平成 28 年 3 月時点の実績は約 130 軒（平均約 15 件/年）で、市街化調整区域集落の活力維持に一定の効果を発揮しています。

特別指定区域指定後一定の期間が経過し、市街化調整区域の人口減少がより顕著になっています。兵庫県は平成 27 年度に県条例の見直しを実施し、制度拡充を行いました。本町でも各地区の意向を確認し、指定区域の見直しを行い集落の人口維持を図ります。

■特別指定区域制度による建築実績（新築）



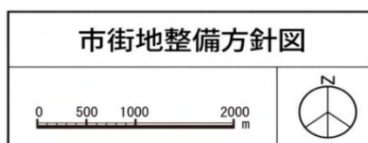
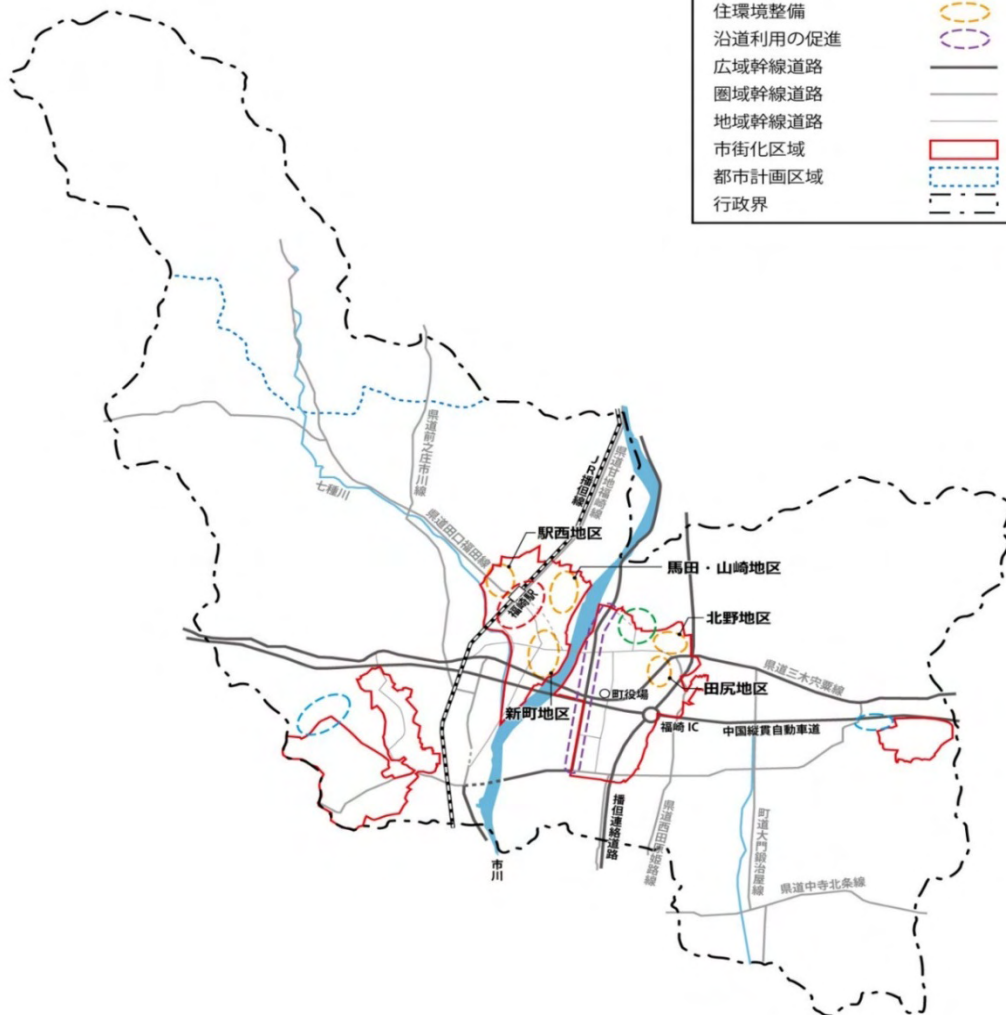
■福崎町中心部建築物分布図（昭和40年）



■福崎町中心部建築物分布図（平成26年）



凡 例	
JR 福崎駅周辺地区の整備	
辻川界隈の整備	
工業団地の拡張	
住環境整備	
沿道利用の促進	
広域幹線道路	
圏域幹線道路	
地域幹線道路	
市街化区域	
都市計画区域	
行政界	



○ 課題

J R 福崎駅周辺の中心市街地については、防災再開発促進地区に指定されており、道路も狭く防災上危険な木造老朽家屋の建替え促進や空地確保を進める必要があります。福崎駅周辺整備を積極的に推進し、活力が衰退しつつあった地域の活性化を行い、活力を維持していくことが必要です。

川西地区については、福崎駅周辺整備を起爆剤として日常生活サービス機能の誘導などを行い人口密度の維持を図る必要があります。

市街化区域内の農地や低未利用地では、宅地化と都市農地保全のバランスを検討しつつ、用途地域も適切な誘導を図るため段階的に見直すなど、柔軟な対応が必要です。

2-4 住宅

□ 現状

宅地面積は、昭和46年の区域区分以降で2倍以上に達し、平成26年には約493haとなり、全体面積4,579haの10.8%となっています。

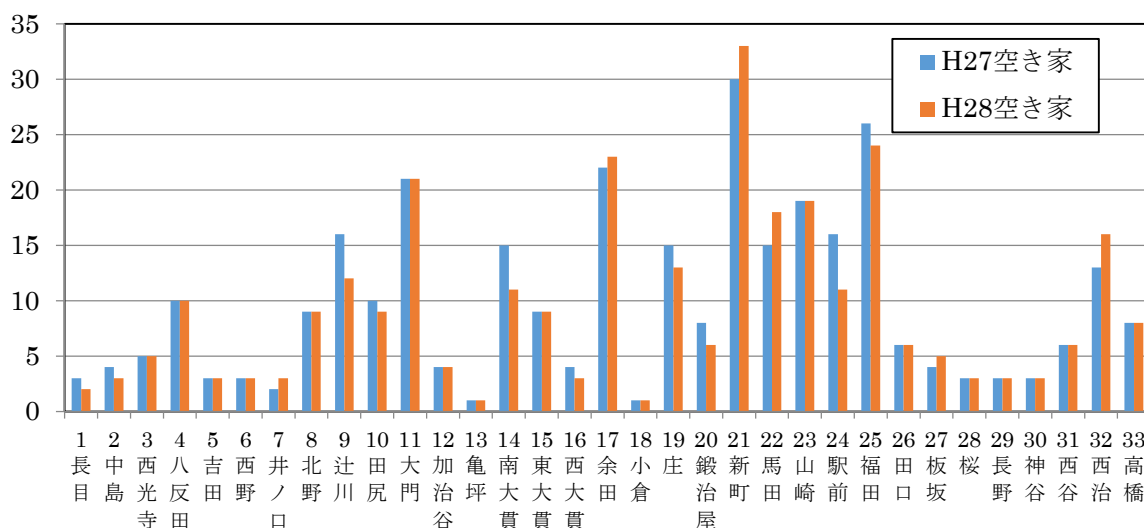
全国的に人口減少による空き家が増加するなか、平成27年5月に空き家等対策に関する特別措置法が施行され、本町でも平成26年度から各自治会に依頼し、空き家調査を実施しています。その結果、平成27年度には317軒、平成28年度は306軒の空き家が報告されました。その内訳は、市街化区域が109軒、市街化調整区域が191軒、都市計画区域外が6軒となっています。

また平成28年度からは空き家バンクも本格的に導入し、利活用できる空き家対策に取り組んでいます。

■集落別空き家の状況

	地区名	H27 空き家	H28 空き家	増減
1	長目	3	2	-1
2	中島	4	3	-1
3	西光寺	5	5	0
4	八反田	10	10	1
5	吉田	3	3	0
6	西野	3	3	0
7	井ノ口	2	3	1
8	北野	9	9	0
9	辻川	16	12	-4
10	田尻	10	9	-1
11	大門	21	21	0
12	加治谷	4	4	0
13	亀坪	1	1	0
14	南大貫	15	11	-4
15	東大貫	9	9	0
16	西大貫	4	3	-1
17	余田	22	23	1

	地区名	H27 空き家	H28 空き家	増減
18	小倉	1	1	0
19	庄	15	13	-2
20	鍛冶屋	8	6	-2
21	新町	30	33	3
22	馬田	15	18	3
23	山崎	19	19	0
24	駅前	16	11	-5
25	福田	26	24	-2
26	田口	6	6	0
27	板坂	4	5	1
28	桜	3	3	0
29	長野	3	3	0
30	神谷	3	3	0
31	西谷	6	6	0
32	西治	13	16	3
33	高橋	8	8	0
総数		317	306	-11



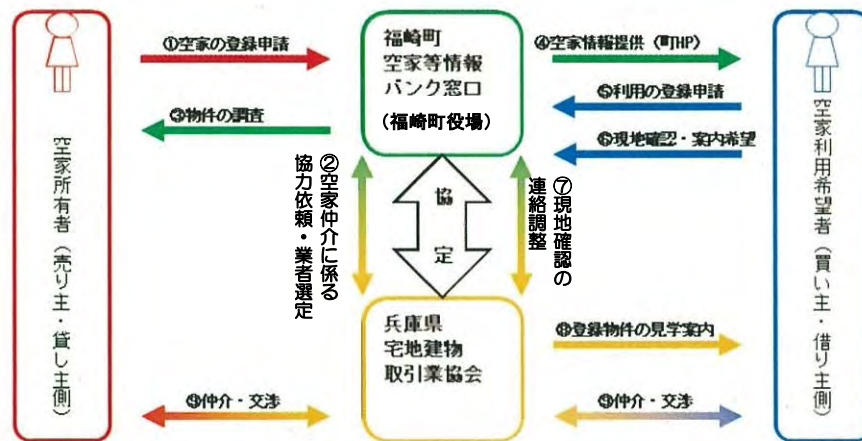
○ 課題

空き家の増加は、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下を招き、また放置すれば周辺生活環境や安全性を悪化させるため、空き家解消に向けたストック活用が大きな課題となっています。

本町では平成 27 年度に空き家を適正管理するための条例を制定し、定期的に空き家の戸数、管理状況等や周囲への影響など実態を調査しています。

今後は福崎町空き家等審議会を設置し、特定空き家対策として対応を検討し危険家屋の取り壊しを促し、安全安心なまちづくりを推進する必要があります。

また、空き家の利活用を図るため、空き家バンクや古民家再生、空き家再生等を推進し、地域再生計画の策定にも取り組みながら、空き家活用を図る必要があります。



2-5 産業

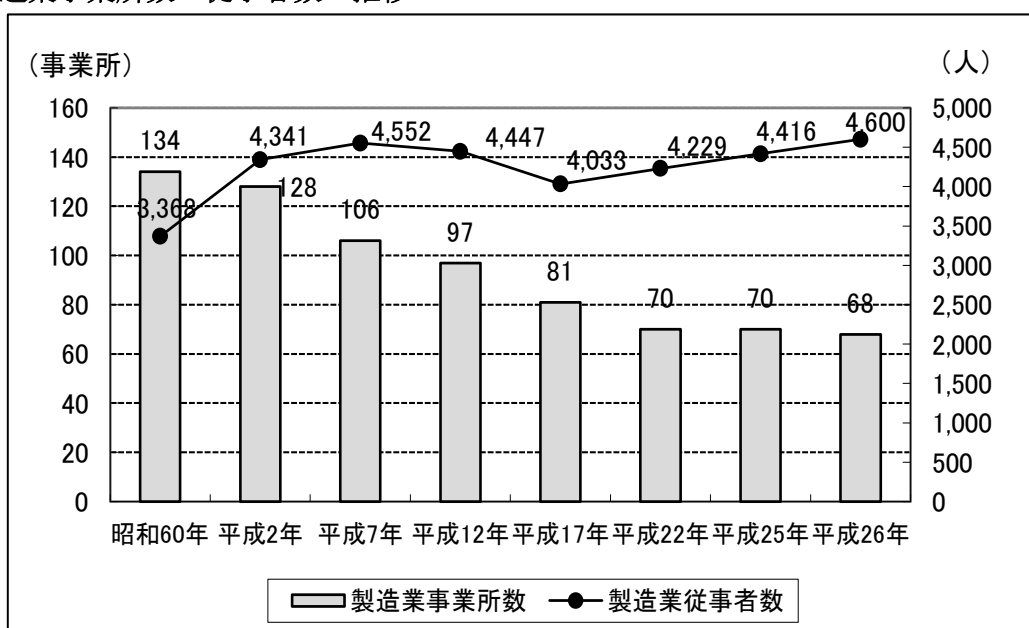
(1) 工業

□ 現状

全体の傾向としては、福崎工業団地が稼働した昭和45年以降、多くの優良企業が進出してきましたが、事業所数は減少傾向から横ばい、従業者数は平成17年に大きく落ち込みましたが、その後は、増加傾向にあります。製造品出荷額は景気に大きく左右されますが、概ね1,800億円から2,000億円の間で推移しています。なお、平成25年度以降は事業所の設備投資や建屋の増築工事等が活発となっており、従業員、出荷額ともに増加傾向となっています。

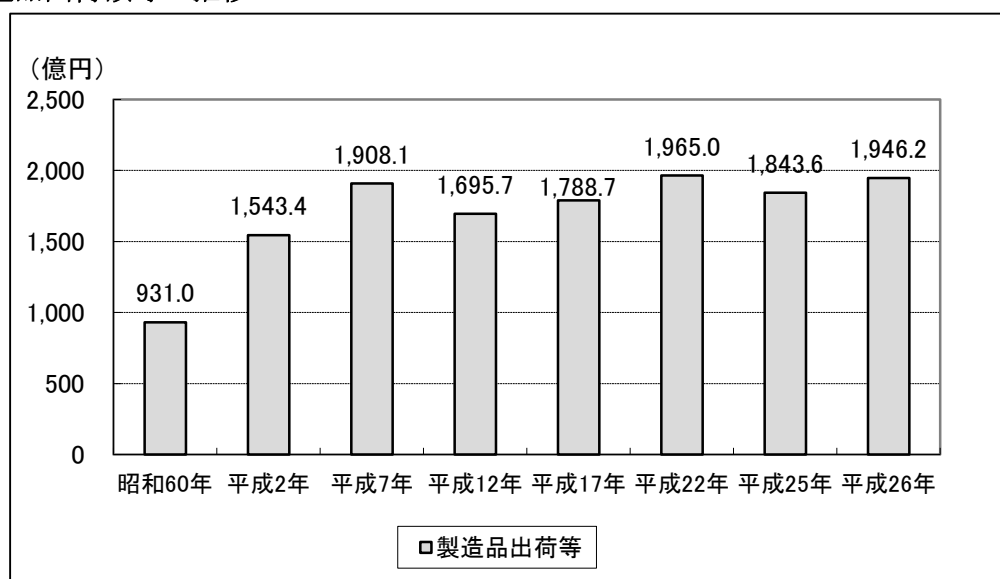
また、業種別に従業者が多い業種は、平成26年実績では電気機械器具が最も多く、次いで金属製品、化学工業、一般機械器具の順になっています。

■ 製造業事業所数・従事者数の推移



(資料/工業統計調査)

■ 製造品出荷額等の推移



(資料/工業統計調査)

■工業団地開発の歴史

1968年（昭和43年）	4月	福崎工業団地第1次造成工事着手
1969年（昭和44年）	4月	福崎工業団地分譲開始
1970年（昭和45年）	9月	立地企業操業開始
1981年（昭和56年）	3月	福崎工業団地第4次造成工事完了（1～4次開発面積約83ha）
1990年（平成2年）	3月	福崎工業団地第5次造成工事着手
1990年（平成2年）	9月	福崎工業団地第5次造成工事完了（開発面積約1.5ha）
1993年（平成5年）	6月	福崎企業団地造成工事着手
1993年（平成5年）	9月	福崎工業団地第6次造成工事着手
1994年（平成6年）	12月	福崎工業団地第6次造成工事完了（開発面積約17.5ha）
1995年（平成7年）	11月	福崎企業団地造成工事完了（開発面積約34.4ha）
1995年（平成7年）	12月	福崎町東部工業団地造成工事着手
1997年（平成9年）	11月	福崎町東部工業団地造成工事完了（開発面積約34.5ha）
2014年（平成25年）	8月	福崎町工業団地・福崎企業団地分譲完了

（資料／地域振興課）



福崎工業団地・福崎企業団地

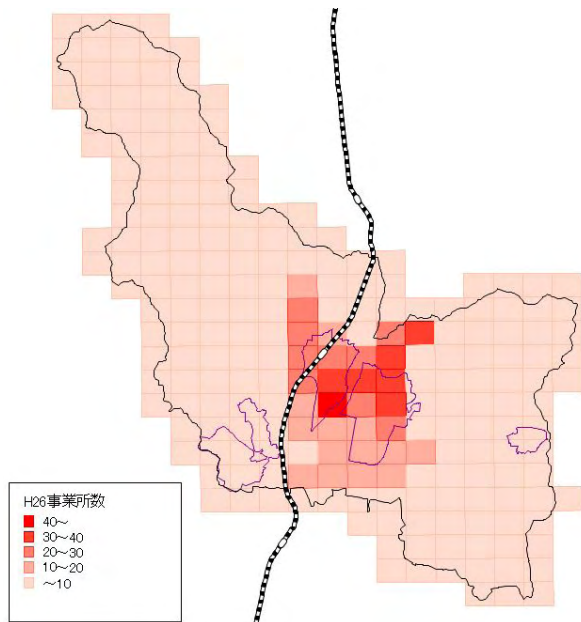


福崎町東部工業団地

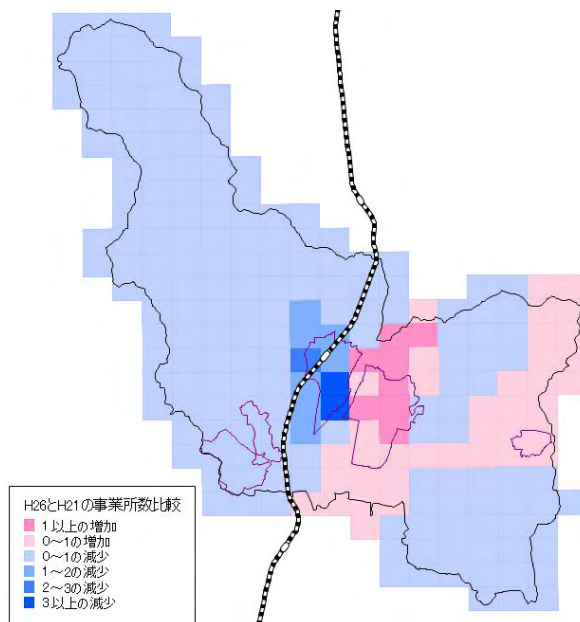


■事業所の分布状況

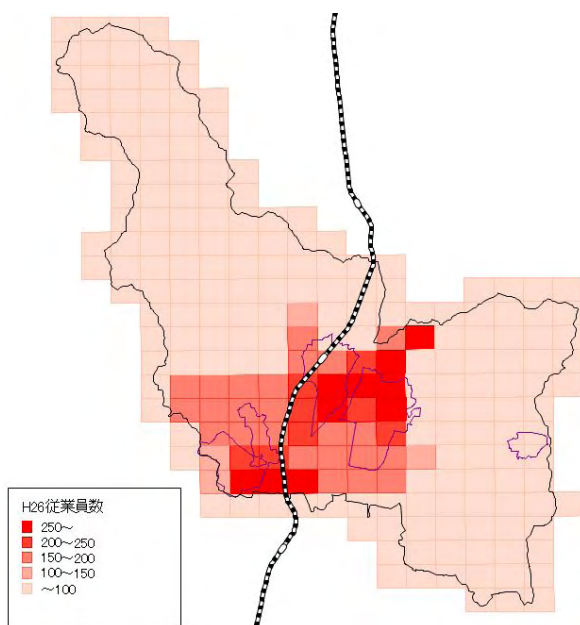
産業に関わる事業所は、JR 福崎駅から辻川界隈にいたる東西軸状を中心に、従業員は工業団地周辺にも分布しています。



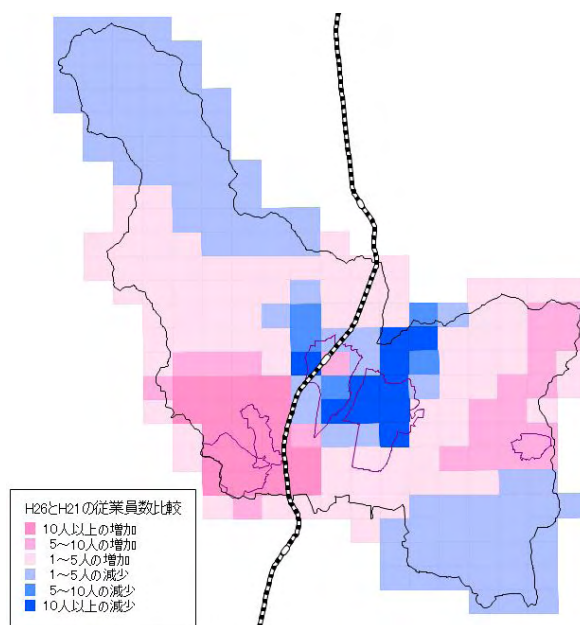
平成 26 年 全産業事業所数分布図



平成 26 年と平成 21 年の事業所数の比較



平成 26 年 全産業従業員数分布図



平成 26 年と平成 21 年の従業員数の比較

○ 課題

工業団地の分譲は完了しましたが、特に西部工業団地では操業以降 40 年以上経過した企業もあり、建物の建て替えが必要となります。当初分譲時は比較的狭小な敷地設定となっており昨今の生産設備に対する投資拡大から駐車場が不足する企業が多いため対策を講じる必要があります。また一方では規模拡大のための新たな工業団地が求められています。今後は、地方創生の観点から既存工業団地縁辺部の拡張等を検討・推進するとともに、新規進出企業の誘致を行い、活力あるまちづくりに繋げる必要があります。

(2) 農業

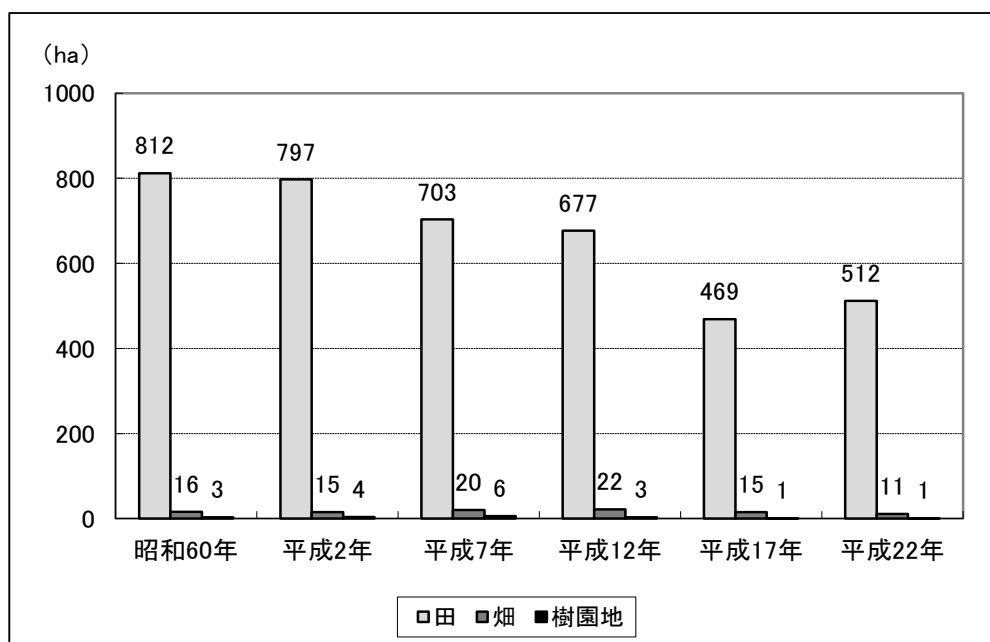
□ 現状

本町の農地は、水田の割合が高く、米作を中心とした第2種兼業農家が大半を占めています。市街化調整区域の農業振興区域内では、これまでに19集落では場整備を実施しており、平成28年3月31日時点で農振農用地の水田面積約615haの内、約60.5%にあたる372.1haが完了しています。

経営耕地面積は、昭和60年から継続して減少の傾向にあり、25年間で、約6割に減少し、面積合計では、831haから524haになっています。

また、特産のもち麦は、平成3年に発足したもち麦生産組合が栽培しており、個人農業と営農組合による長年の経験と卓越した生産技術が産地を支えています。耕作地は、もちむぎ商品の需要拡大などにより拡大傾向にあります。もち麦を作り、食べる文化を育むことで、大切な人の健康を支えています。先人から受け継いだ「福崎のもち麦」を次世代につなげるために、もち麦の効能や消費拡大PR活動にも取り組んでいます。

■経営耕地面積の推移



(資料／農林業センサス)

■年度別もち麦の作付面積

年度産	24	25	26	27	28	29
作付面積 (ha)	9.3	9.4	24.0	34.1	45.0	50.0

(資料／農林振興課)

■もち麦の栽培地



(資料／「もち麦の里 ～食べて・知って・巡って～」もち麦産地振興協議会)

○ 課題

本町の農業は、地域住民の持続的な協働活動などにより成り立っていますが、就農者の高齢化や後継者不足、農業の低迷などにより大変厳しい状況におかれています。

また、今後は耕作放棄地の増加が予測されるためほ場整備の推進や担い手への農地の集約化を進める必要があります。

このような状況の下、安全・安心な農産物の生産及び供給、地産地消・食育の推進、農地の保全や農業用施設の維持管理など、農業の有効な活性化施策の実施が求められます。

特産のもち麦については、健康ブームと相まって町内各地で生産が拡大してきていますが、収穫高を安定させることが難しく、もち麦の収穫後すぐに水稻の作付けを開始しなければならないという制約もあります。今後は、生産技術の向上や品種改良なども視野に入れながら収量の増加や耕作面積の増加を推進していく必要があります。

(3) 観光

□ 現状

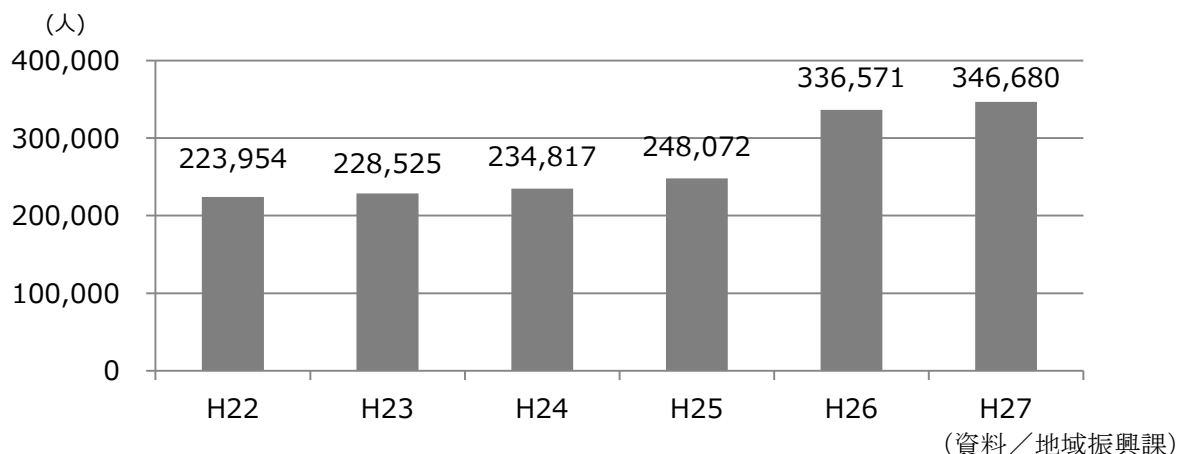
本町は、文化勲章を受章した民俗学の父・柳田國男と船舶工学の権威である吉識雅夫をはじめとして、医師・地方政治家の松岡鼎、眼科医・国文学者の井上通泰、軍人・言語学者の松岡静雄、日本画家の松岡映丘など、多くの文化人を輩出しています。

また、町内には兵庫県指定文化財である柳田國男生家や大庄屋三木家住宅、国指定重要文化財の木造薬師如来坐像を有する神積寺などの歴史的な観光資源が数多くあります。

また、近年柳田國男の著書にあやかって設置した河童像などが脚光を浴び、観光客数の増加が見られます。また併せて実施している全国妖怪造形コンテストは海外からも注目を浴びており、最優秀作品の等身大モデルを設置することで相乗効果を発揮しています。

またもち麦の健康効果が注目を浴び、もちむぎのやかたへの来館者も増加している状況も相まって平成 26 年からは年間 30 万人以上の観光客入込数となっています。

■福崎町観光客入込数の推移

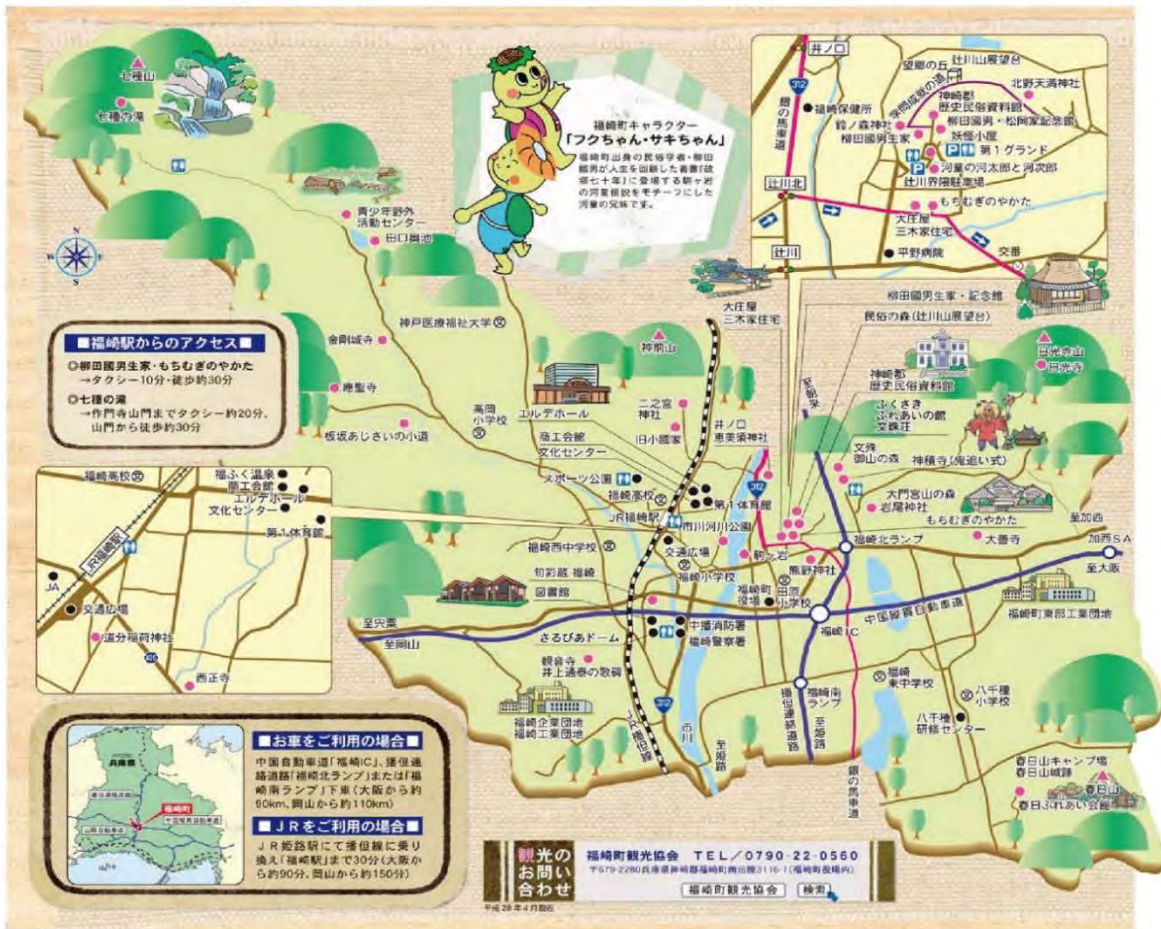


○ 課題

本町には、豊かな自然と歴史文化を堪能できる観光資源が点在しています。また、近年は辻川界隈の河童像やもち麦食品の影響により観光客は大幅に増加しています。しかし、各観光資源をつなぐ観光ルートが未整備のため観光客の回遊性に乏しく短期の滞在に留まっています。町内に点在する既存の観光資源を活かした観光地の整備を進め、県内や近隣府県からの誘客を図ることが求められます。

そのため、観光地へのアクセス道路や駐車場の整備、観光情報発信拠点としての道の駅や観光交流センターの整備を検討するとともに、観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートの設定と農業、商業などを観光的に活用したPRをすることにより、相互の結びつきを強化していく必要があります。

■福崎町観光マップ



登山・アウトドア

七種の滝
落差70m、30mの連続を注いだ七種の滝の総称。県下最大級の連続した滝。雄大な自然を満喫できる。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

青少年野外活動センター
七種の滝の雄大な自然を満喫できる。青少年の野外活動に最適な場所。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

七種山
七種の滝の雄大な自然を満喫できる。登山の難易度は低く、初心者にも優しい。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

八千種自然活用村
八千種自然活用村は、自然を活用した観光地。様々な自然体験ができる。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

神前山
神前山は、福崎町のシンボル。登山の難易度は低く、初心者にも優しい。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

日光寺山
日光寺山は、福崎町のシンボル。登山の難易度は低く、初心者にも優しい。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

春日山
春日山は、福崎町のシンボル。登山の難易度は低く、初心者にも優しい。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

民俗学のふるさとー辻川界隈ー

神崎歴史民俗資料館
神崎歴史民俗資料館は、神崎町の歴史と民俗を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

柳田國男・松岡家記念館
柳田國男・松岡家記念館は、柳田國男の生誕地。柳田國男の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

柳田國男生家
柳田國男生家は、柳田國男の生誕地。柳田國男の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

河原の河太郎と河次郎
河原の河太郎と河次郎は、河原の河太郎と河次郎の生誕地。河原の河太郎と河次郎の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

もちむぎのやかた
もちむぎのやかたは、もちむぎのやかたの生誕地。もちむぎのやかたの業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

辻川界隈のアクセス
辻川界隈のアクセスは、辻川界隈のアクセスの仕方。辻川界隈のアクセスの仕方を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

四季を彩る自然の色

夕霧の花
夕霧の花は、夕霧の花の生誕地。夕霧の花の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

アジサイ
アジサイは、アジサイの生誕地。アジサイの業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

オキナオサ
オキナオサは、オキナオサの生誕地。オキナオサの業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

ももさ
ももさは、ももさの生誕地。ももさの業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

山口城
山口城は、山口城の生誕地。山口城の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

ツノナス
ツノナスは、ツノナスの生誕地。ツノナスの業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

歴史と文化

日光寺
日光寺は、日光寺の生誕地。日光寺の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

大善寺
大善寺は、大善寺の生誕地。大善寺の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

神護寺
神護寺は、神護寺の生誕地。神護寺の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

滝淵
滝淵は、滝淵の生誕地。滝淵の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

金剛城
金剛城は、金剛城の生誕地。金剛城の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

藤原寺
藤原寺は、藤原寺の生誕地。藤原寺の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

井上道善軒（観音寺）
井上道善軒（観音寺）は、井上道善軒（観音寺）の生誕地。井上道善軒（観音寺）の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

田小屋
田小屋は、田小屋の生誕地。田小屋の業績を紹介する資料館。
■観光時間：10分～30分
■駐車場：福崎町立総合運動場から徒歩約15分

(資料/福崎町観光協会)

2-6 公共交通・道路等

(1) 公共交通

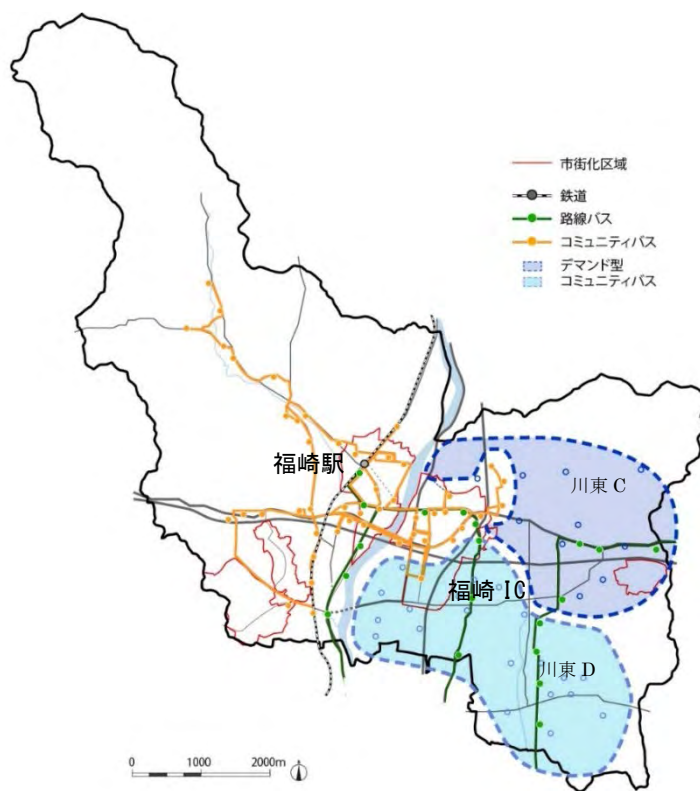
□ 現状

鉄道は、姫路市と但馬地域を結ぶJR播但線が本町の中央を南北方向に走っています。平成10年3月に電化・高速化が実現し、神戸医療福祉大学の開校もあって一時的に利用者が増加しましたが、平成17年をピークに減少傾向にあります。

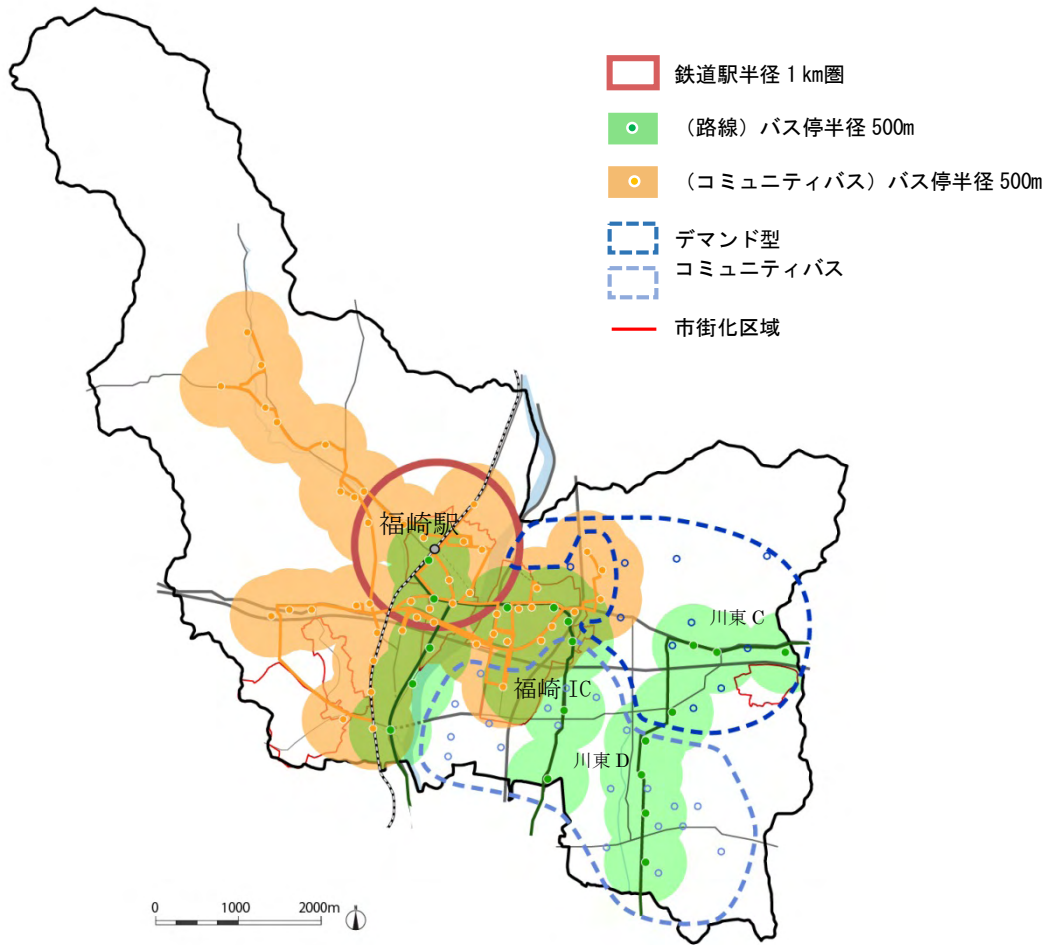
路線バスは、神姫バスのJR福崎駅と姫路駅を結ぶ路線と、町東部地域を經由して加西市北条町駅と姫路駅を連絡する路線があります。

地域公共交通網が不足しているため、コミュニティバスとしてサルビア号が運行され、バス交通不便地域の解消を図るとともに、高齢者等の移動手段を確保しています。

サルビア号は、まちなかを巡回する「まちなか便」（決まった路線を決まった時刻どおりに運行(1日8便)）と郊外とまちなかを繋ぐ「郊外便」（川西地域は決まった路線を決まった時刻どおりに運行(1日5便)、川東地区は予約があれば1日4往復)のワゴン車2台で運行しています。平成24年度の再編までは、毎日(秋祭りの1日、年始年末を除く)、30人定員のバス2台を川西区域及び川東地区で交互に定時定路線で運行していましたが、各地区の停留所を運行するため1日2便だけの運行となり、利便性の低さから利用者数が減少しつつありました。そのため、運航日を月曜から土曜日(秋祭りの1日、年始年末、祝日を除く)とし、バスについても、定員を8人及び13人のバス2台に変更し、バスの運行区域もまちなか便及び郊外便の2種類に分け1日5～8便を運航し、平成25年以降は利用者が増加しています。

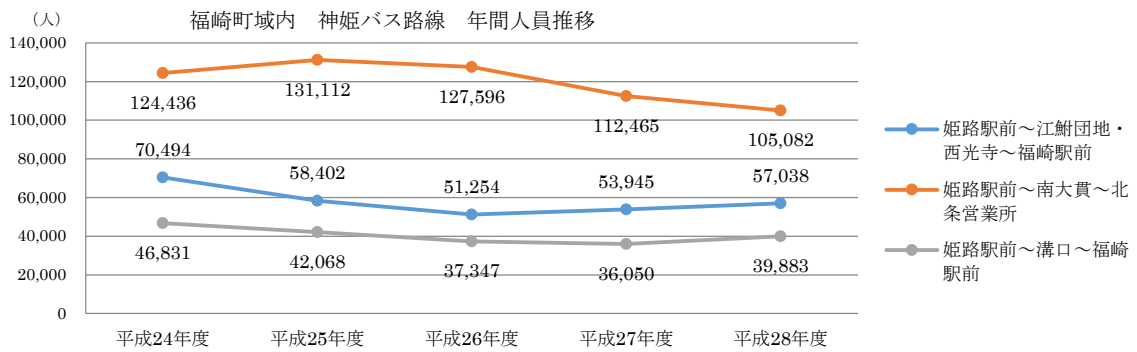


公共交通ネットワーク

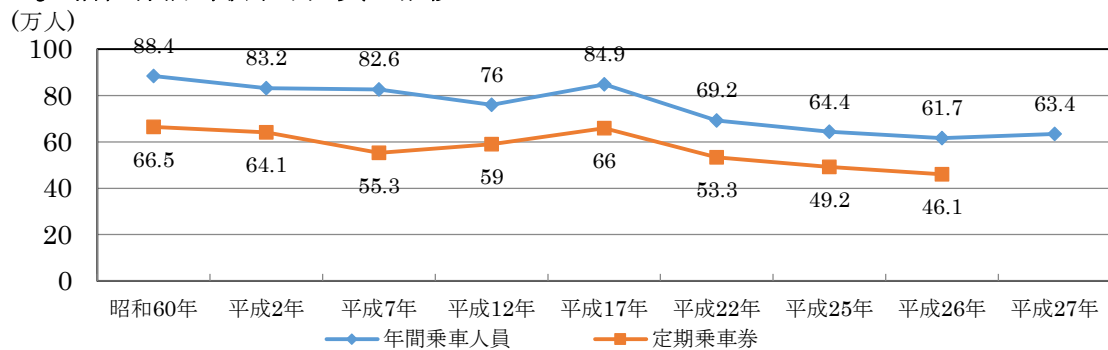


公共交通利用圏域

■町内神姫バス路線 年間乗降客数の推移



■JR 播但線福崎駅乗車人員の推移



※平成 27 年は、JR 駅別旅客運輸状況(速報)を使用

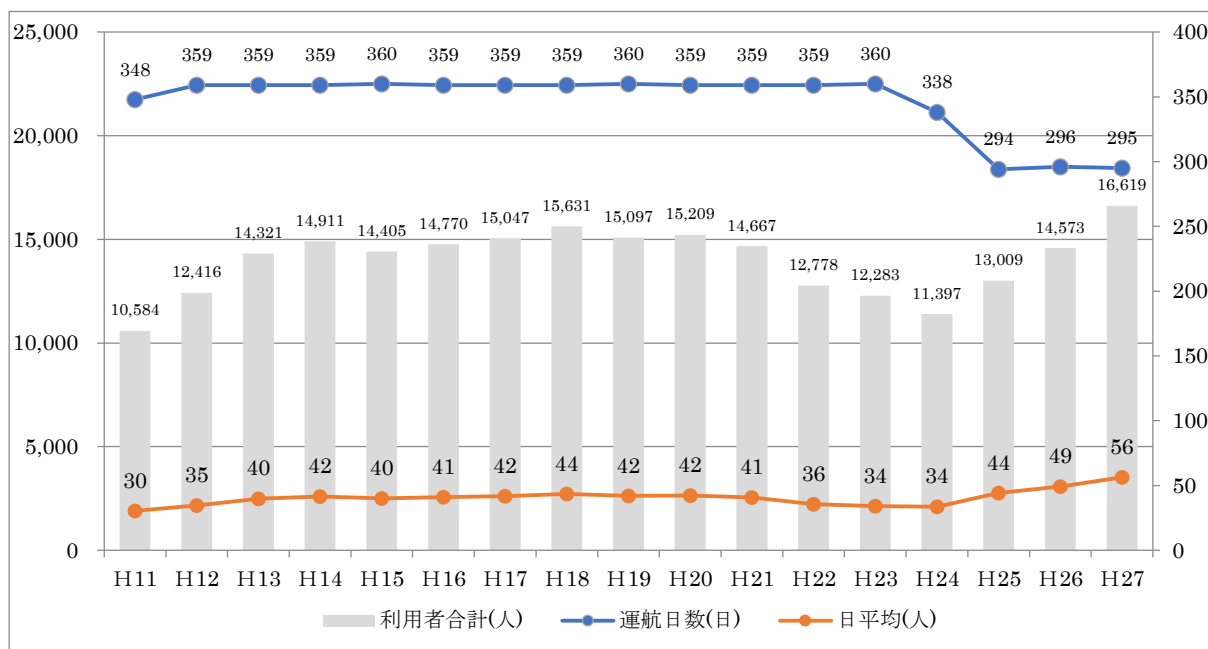
(資料/JR 西日本福崎駅)

■路線バスの運行状況（平成 26 年 9 月 1 日現在）

上り				下り				備考
発	経由	行	本数 (土・日・祝)	発	経由	行	本数 (土・日・祝)	
福崎	国道 312 号	姫路	4 (4)	姫路	国道 312 号	福崎	4 (4)	神姫バス
福崎	西光寺	姫路	4 (3)	姫路	西光寺	福崎	4 (2)	〃
北条	大貫	姫路	8 (8)	姫路	大貫	北条	8 (5)	〃
津山	中国道 (福崎 I C)	大阪	13	大阪	中国道 (福崎 I C)	津山	13	JR バス・ 神姫バス
津山	中国道 (福崎 I C)	ユニバーサル スタジオ	1	ユニバーサル スタジオ	中国道 (福崎 I C)	津山	0	J R バス

(資料/神姫バス)

■福崎町巡回バス・コミュニティバスの運行状況



※平成 11 年 4 月 14 日：運行開始(福祉バス)

平成 24 年 12 月 3 日：再編(コミュバス)まちなか便・郊外便

平成 26 年 4 月 1 日：川西郊外便を定時定路線へ変更

○ 課題

鉄道については、J R 福崎駅周辺整備の推進や公共交通結節機能の向上等、J R の利用増進を図る必要があります。

路線バスについては、公共交通維持確保の観点から、都市構造と一体となった公共交通体系を構築するとともに補助等により路線維持や利用増進・利便性向上を図る必要があります。

コミュニティバスについては、運行再編を行った後徐々に利用者が増加していますが、郊外便の予約型運行の利用が伸び悩んでいます。また、広域的な医療受診のための利用へのニーズが高く、運行や路線拡充の検討が必要です。

(2) 道路・都市計画道路

□ 現状

本町には広域的な人の移動や物流を支える広域交通ネットワークとして、東西方向には中国縦貫自動車道、南北方向には播但連絡道路が通りそれらが交差する箇所に福崎 I C があります。平成 28 年 3 月には隣接する姫路市夢前町に兵庫県初のスマート I C が整備されたことに伴いアクセス性の向上が図られています。

また、都市間を結ぶ主要幹線として県道三木宍粟線と国道 312 号の 2 路線が通り古くから交通の要衝として栄えてきました。平成 24 年には町道中島井ノ口線が全線開通し、新たな交通軸を形成しています。

都市計画道路は、昭和 51 年と昭和 56 年に 7 路線 15,690m を都市計画決定しましたが、兵庫県の都市計画道路網見直しガイドラインに基づき平成 27 年 3 月に旧高橋山崎線、辻川田尻線、大門福田線の一部を廃止し、現在は 6 路線 11,390m となっています。このうち概成区間を含む整備済延長は約 9.4 km で、整備率は 82.8% となります。

■ 国道の現況（平成 27 年 6 月 1 日現在）

路線名	管理者	延長 (m)	舗装済 (m)	未舗装 (m)	舗装率 (%)
国道 312 号	兵庫県	3,971	3,971	0	100.0%
播但連絡道路	道路公社	3,387	3,387	0	100.0%
合計		7,358	7,358	0	100.0%

(資料／兵庫県道路保全課)

■ 県道の現況（平成 27 年 6 月 1 日現在）

路線名	管理者	延長 (m)	舗装済 (m)	未舗装 (m)	舗装率 (%)
三木宍粟線	兵庫県	8,004	8,004	0	100.0%
西田原姫路線	兵庫県	2,221	2,221	0	100.0%
甘地福崎線	兵庫県	2,830	2,830	0	100.0%
田口福田線	兵庫県	5,710	4,950	760	86.7%
前之庄市川線	兵庫県	5,678	4,517	1,161	79.6%
中寺北条線	兵庫県	2,710	2,710	0	100.0%
合計		27,153	25,232	1,921	92.9%

(資料／兵庫県道路保全課)

■ 町道の現況（平成 27 年 6 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	その他	計
路線数 (本)	16	191	555	762
実延長 : A (km)	32.5	15.3	201.8	249.4
改良済延長 : B (km)	26.9	11.1	86.7	124.7
B/A (%)	82.8	72.5	43.0	50.0

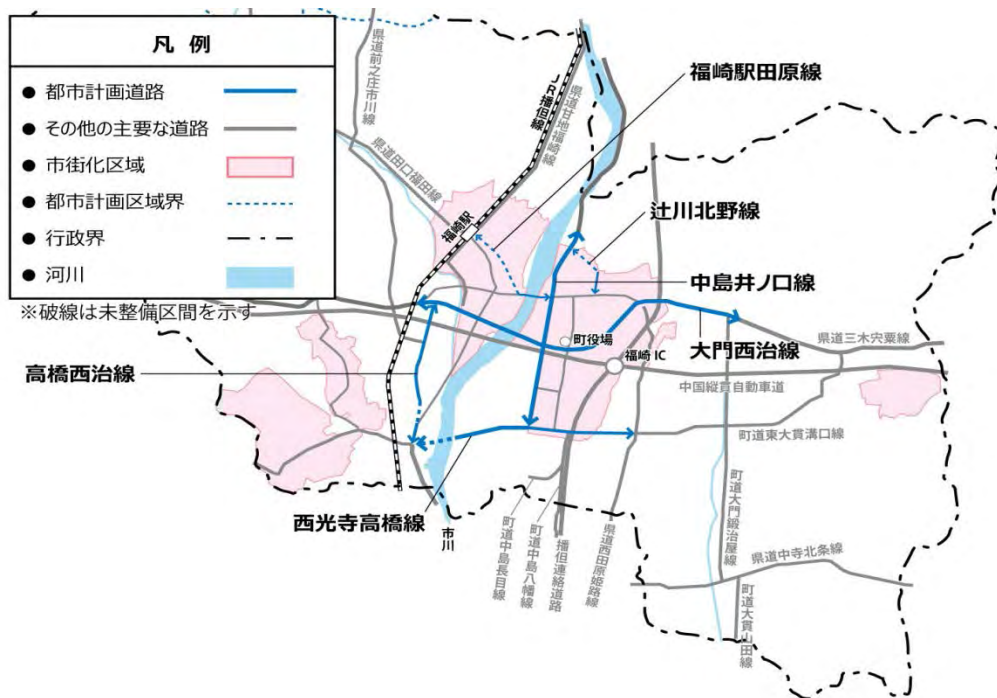
(資料／まちづくり課)

■ 都市計画道路の現況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

No	番号	路線名	計画幅員(m)	①	②	③	④	④／①
				計画延長(m)	改良済(m)	概成済(m)	(②+③)(m)	
1	3.4.24	福崎駅田原線	16	1,050	0	310	310	29.5%
2	3.4.25	高橋西治線	16	1,830	720	610	1,330	72.7%
3	3.4.250	大門西治線	18	3,340	0	3,340	3,340	100.0%
4	3.4.651	西光寺高橋線	16	2,630	1,350	870	2,220	84.4%
5	3.4.652	辻川北野線	16	560	250	0	250	44.6%
6	3.4.653	中島井ノ口線	16	1,980	1,980	0	1,980	100.0%
計				11,390	4,300	5,130	9,430	82.8%

(資料/まちづくり課)

■ 都市計画道路網図



○ 課題

本町の広域間の交通は、東西軸の中国縦貫自動車道、南北軸の播但連絡道路が交わる福崎インターチェンジに連絡する国道、県道及び主要幹線道路の整備が遅れています。市街地内では主要幹線道路に交通が集中し、本町の中心を南北に流れる市川を横断する交通容量が不足しており橋梁の整備が急がれます。

都市計画道路は一部の長期未着手路線の見直しを行いました。今後も柔軟な都市計画の運用を目指し、実現可能な道路整備を図っていく必要があります。

なお、広域的に隣接する自治体と連携した立地適正化計画を作成するうえで道路網の充実是非常に重要であるため、今後もより整備を推進する必要があります。

2-7 公共施設等

□ 現状

町有施設は、役場庁舎を中心に官公署施設や教育施設に加え、児童や老人・障害者のための福祉施設や、福崎町立柳田國男・松岡家記念館や文化センター等の文化施設、福崎町エルデホール、さるびあドームなど多数の公共施設があります。また、その他の公共施設としては、姫路市中播消防署や福崎警察署といった公共施設が集積し神戸医療福祉大学や福崎高校など町内に認定こども園から4年制大学までの教育機関があります。



主な公共施設などの分布

■主な町有公共施設の現況（平成28年4月1日現在）

	名称（通称）	所在地	備考（建築、設置、沿革等）
1	福崎町役場庁舎	南田原 3116-1	S51 建築（H27 耐震補強）
2	福崎コミュニティセンター （サルビア会館）	西田原 1397-1	S53 建築
3	福崎町社会福祉協議会 第1老人デイサービスセンター なぐさの郷	西治 474-6	H7 建築
4	福崎町社会福祉協議会 第2老人デイサービスセンター すみよしの郷	大貫 446	H12 建築
5	福崎町社会福祉協議会 在宅介護支援センター すみよしの郷	大貫 446	H12 第2デイサービス内に設置
6	福崎町社会福祉協議会 ホームヘルプステーション	大貫 446	H12 第2デイサービス内に設置
7	福崎町養護老人ホーム 福寿園	西田原 1037	S53 建築
8	老人憩いの家文珠荘	東田原 1891	H8 建築
9	田原幼稚園	西田原 1263-4	H2 田原幼稚園建築、H24 増築
10	八千種幼稚園	八千種 276-2	H7 八千種幼稚園建築、H26 増築
11	福崎幼稚園	福崎新 448-3	S63 福崎幼稚園建築、H21 増築
12	高岡幼稚園	高岡 1956-33	H27 建築
13	子育て支援センター	福崎新 448-3	H21 福崎幼稚園内に設置
14	福崎東部学童保育園	西田原 1454	H24 建築
15	福崎西部学童保育園	馬田 169-4	福崎小学校北校舎1階に設置
16	福崎町保健センター	西田原 1397-1	S61 建築
17	福崎町地域包括支援センター	西田原 1397-1	S61 保健センター内に設置
18	農林業体験学習館（春日ふれあい会館）	八千種 3718-1	S63 建築
19	春日ふれあい広場	八千種 3793	S63 設置
20	もちむぎのやかた	西田原 1022-4	H7 建築
21	生活科学センター	福田 176-1	S46 建築
22	福崎町工業団地企業会館	西治 860-9	S63 建築
23	田尻団地	西田原 1792-1	H13、H15 建築
24	塚本団地	八千種 70	H17 建築
25	駅前団地	福田 111	S49 建築
26	福崎町第1防災備蓄倉庫	大貫 1356	H11 建築
27	福崎町第2防災備蓄倉庫	高岡 1564-26	H22 改造工事
28	田原小学校	西田原 1274	S55 校舎、H10 プール、H28 体育館 建築（H22 耐震補強）
29	八千種小学校	八千種 300	H3 校舎、H12 プール、H19 体育館 建築
30	福崎小学校	馬田 169-4	S54 北校舎、S56 南校舎 S63 体育館建築（H22 耐震補強）
31	高岡小学校	高岡 1825-1	S52 北校舎、H3 体育館 H5 南校舎建築
32	福崎東中学校	南田原 1200-1	S55 校舎、S56 体育館建築 （H22 耐震補強）

	名称 (通称)	所在地	備考 (建築、設置、沿革等)
33	福崎西中学校	福田 597	S60 校舎、S63 体育館建築
34	福崎町立図書館	西治 360-1	H17 建築
35	福崎町文化センター	福田 176-1	S46 建築
36	福崎町エルデホール	福田 116-2	H5 建築
37	八千種研修センター (もちの木会館)	八千種 330	S59 建築
38	福崎町青少年野外センター	田口 700-1	S45、H11 管理棟建築 H13 山小屋リフレッシュ工事
39	神崎郡歴史民俗資料館	西田原 1038-12	(S57 移築工事)
40	柳田國男・松岡家記念館	西田原 1038-12	(H23 公有化)
41	柳田國男生家	西田原 1038-12	(S48 移築工事・H23 公有化)
42	大庄屋三木家住宅	西田原 1106-1	(H16 公有化)
43	福崎町給食共同調理センター	南田原 420-7	H15 建築
44	福崎町民第1グラウンド	西田原 845	S50 設置
45	福崎町民第2グラウンド	西田原 1460	S57 設置
46	福崎町民第3グラウンド (さるびあドーム・スケートボード場・倉庫)	西治 284-3	H27 設置
47	福崎町スポーツ公園	福田 1094-48	H2 設置、H7 リフレッシュ工事
48	福崎町第1体育館	福田 176-1	S51 建築 (H28 耐震補強)
49	工業用水水源地	福崎新 328-2	S50 設置
50	福田水源地	福田 464-1	S40 設置、H28 高度浄水施設工事
51	福崎浄化センター	西治 301-1	H17 建築他

(資料/庁内資料)

■その他の公共、公共的施設の現況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

	名称 (通称)	所在地	備考
1	中小企業大学校関西校	高岡 1929-23	
2	中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)	西田原 235	
3	姫路土木事務所福崎事務所	西田原 1994-4	
4	兵庫県福崎警察署	福崎新 376-3	
5	福崎駅前交番	福田 302-54	
6	福崎東交番	西田原 942	
7	姫路市中播消防署	福崎新 404-2	
8	中播衛生施設事務組合	南田原 457	
9	福崎高等学校	福田 234-1	
10	神戸医療福祉大学	高岡 1966-5	
11	福崎町商工会	福田 116-1	
12	サルビアこども園	山崎 617-7	
13	姫学こども園	南田原 2062	
14	福崎郵便局	南田原 3117-4	
15	福崎新町郵便局	福崎新 56	
16	八千種郵便局	八千種 208-2	

(資料/庁内資料)

○ 課題

本町においても、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進めるうえで不可欠であるとともに、昨今、推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国の指針にもとづいて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を平成 28 年度に策定し、計画に沿った施設更新や維持管理を行っていく必要があります。

2-8 都市機能増進施設

(1) 医療施設

□ 現状

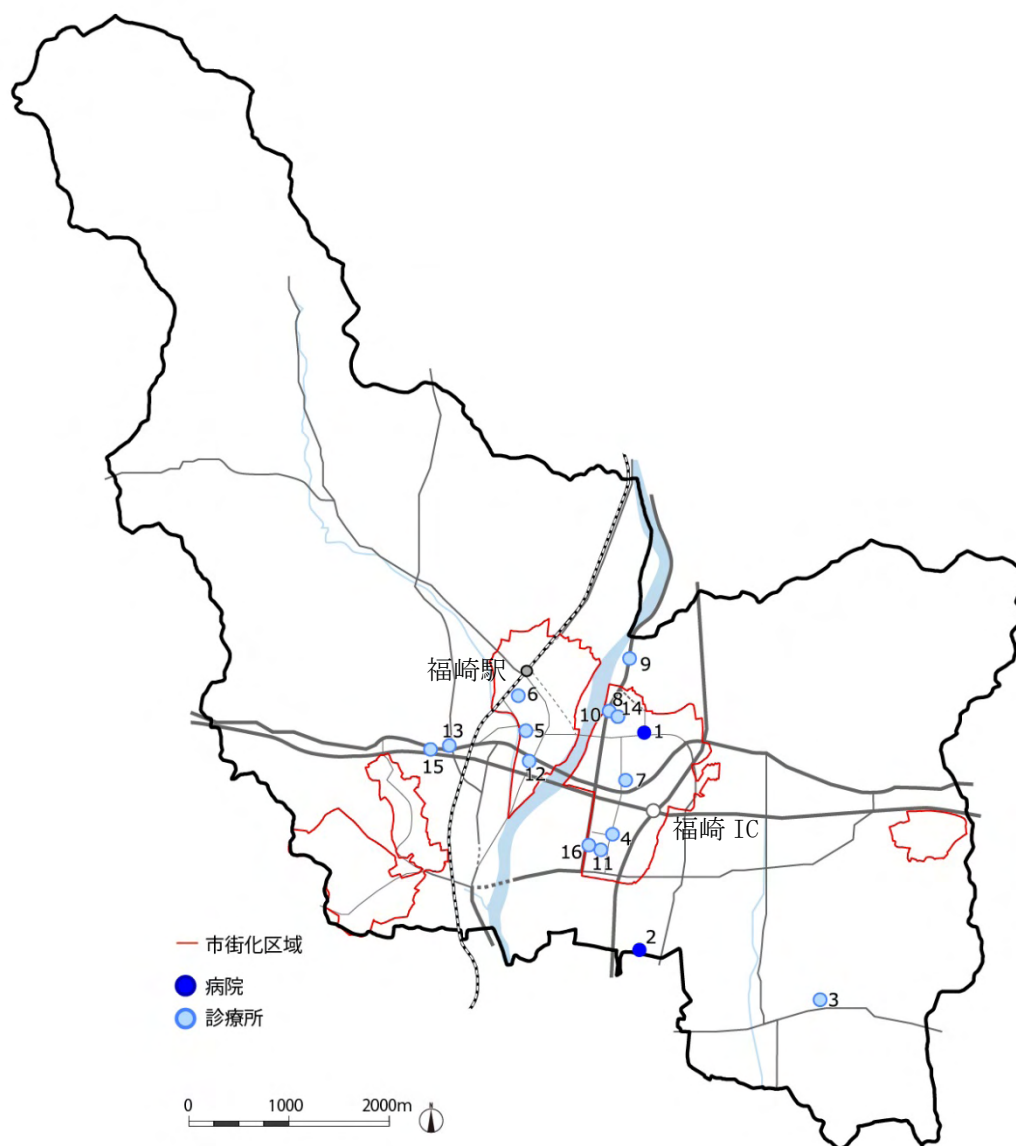
本町では、県民の安全・安心を守る医療提供体制の充実を理念とする兵庫県保健医療計画等に基づき、適切な医療が受けられる体制の整備が進んでいます。

町内に内科・外科・整形外科をはじめ、眼科・耳鼻科・皮膚科・精神科の診療科が充実しています。

総合病院は郡内に1カ所ありますが、多くの町民は姫路市内や加西市の病院も併せて利用しています。

休日・夜間診療は、救急医療機関が町内にないため、郡医師会が輪番制で休日診療を行っています。

救急医療は医療圏域ごとに救急センターが整備され、ドクターヘリの運航も開始されています。



医療施設の分布

■医療施設一覧

NO	名称	種別	診療科目	所在地
1	医療法人社団 太陽会 平野病院	病院	内科、消化器内科 リハビリテーション科、 皮膚科	西田原 1479
2	医療法人内海慈仁会 姫路北病院	病院	精神科、心臓内科	南田原 1134-2
3	城谷医院	診療所	内科、小児科 リハビリテーション科	八千種 2252
4	ミナミ整形外科内科	診療所	整形外科、リハビリテー ション科、リウマチ科、 内科、循環器科、外科	南田原 2971-1
5	アキタケ診療所	診療所	外科、整形外科、内科、 消化器内科、循環器内 科、呼吸器内科、糖尿内 科、老年精神科	福崎新 73-3
6	吉田クリニック	診療所	内科、外科、消化器科 リハビリテーション科、 循環器科	福田 294-5
7	山田医院	診療所	内科、精神科、神経科	西田原 1430-3
8	松岡産婦人科クリニック	診療所	産婦人科（分娩は不可）	西田原 1149-1
9	マサキ医院	診療所	内科、小児科	西田原 104
10	三宅皮膚科医院	診療所	皮膚科、アレルギー科	西田原 1160-4
11	橋本じゅん整形外科	診療所	整形外科、リハビリテー ション科、リウマチ科	南田原 2936
12	田村眼科	診療所	眼科	福崎新 132
13	牧耳鼻咽喉科医院	診療所	耳鼻咽喉科	西治 500
14	松岡クリニック	診療所	内科、小児科、呼吸器科、 循環器科	西田原 1149-1
15	おおにしクリニック	診療所	内科、神経内科、歯科、 矯正歯科、小児歯科	西治 1481
16	たかやす眼科クリニック	診療所	眼科	南田原 2936

※立地適正化計画では、歯科は対象外施設であるため記載していない。

○ 課題

町内には2ヶ所の病院はありますが、精神科及び療養型病床となっています。一般病床は2ヶ所の有床診療所のみで、入院加療を受ける場合のほとんどは、神崎総合病院、加西病院やマリア病院等の近隣市町の病院を利用しなければならない状況です。

また、救急医療体制も整備に努めていますが、夜間は姫路市内の救急病院を利用しなければなりません。今後は、かかりつけ医の普及を進めるとともに、救急医療に関する知識の普及啓発に努める必要があります。

(2) 老人福祉施設

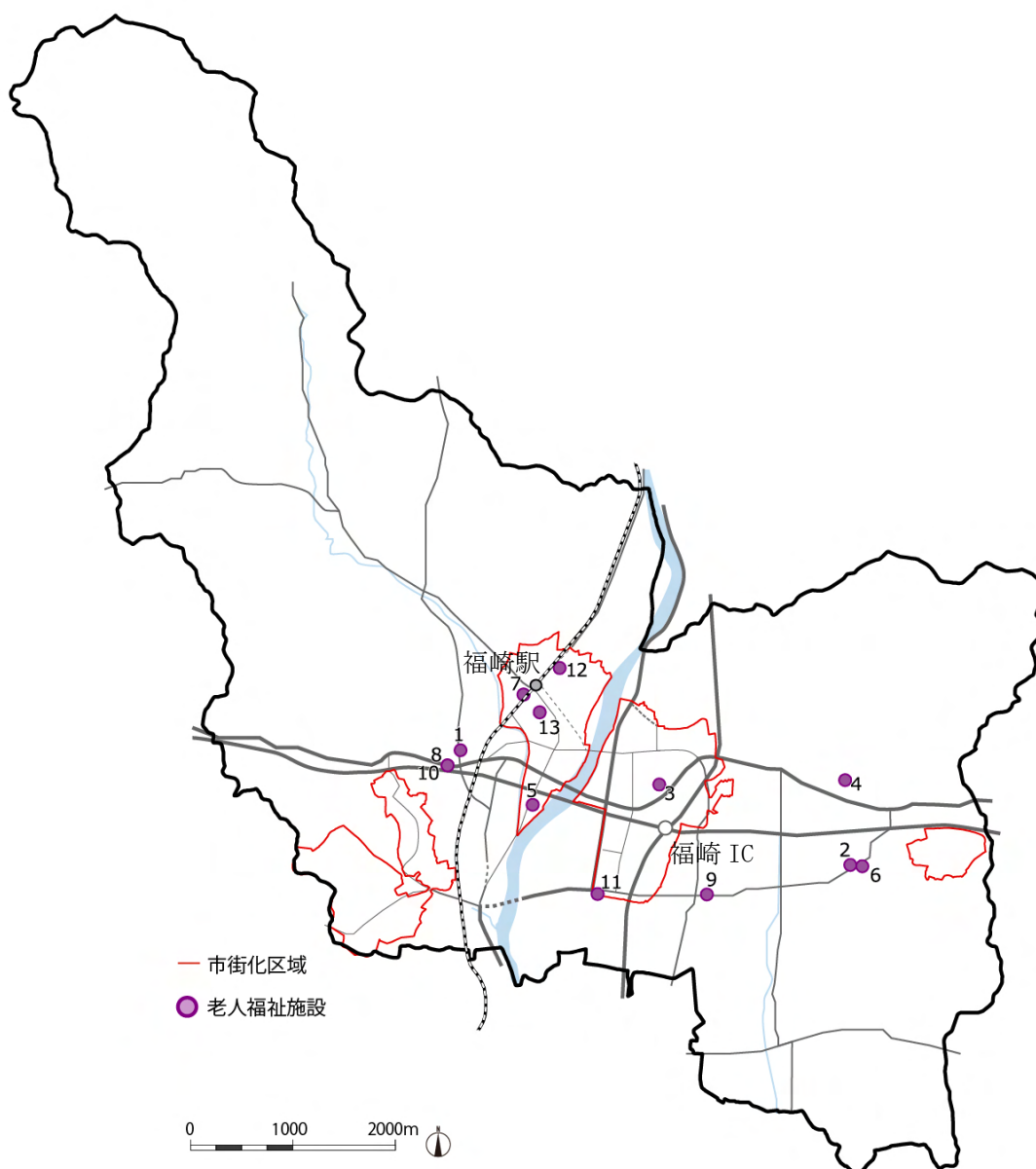
□ 現状

本町の高齢化率は年々上昇傾向にあり、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。

平均寿命の延伸により、後期高齢者が増加していますが、単身や昼間独居の高齢者は外出する機会が減り、活動力が低下しがちです。

また、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指して、ほぼ全ての集落で、住民の主体的な介護予防活動が行われています。

※ここでは、在宅で生活しながら介護保険サービスを受ける高齢者を対象とした施設(デイサービス等)の現状と課題を整理します。



老人福祉施設の分布

■老人福祉施設一覧（介護サービス事業所）

NO	名称	種別	所在地
1	福崎町社会福祉協議会 第1老人デイサービスセンター なぐさの郷	デイ	西治 474-6
2	福崎町社会福祉協議会 第2老人デイサービスセンター すみよしの郷	デイ・認知	大貫 446
3	デイサービスひまわりの広場	デイ	西田原 1693-1
4	愛の里デイサービスセンター	デイ	大貫 2321-1
5	季節の華デイサービス福崎	デイ	福崎新 365
6	ライフステージサルビア	デイ	大貫 580
7	ハッピーデイサービス	デイ	福田 275-1
8	花さきデイサービス	デイ	西治 1487-1
9	ふるさとの家	小規模・認知	南田原 1185
10	小規模多機能ホームもちもちの木	小規模	西治 1487-1
11	デイサービス CHIAKI ほおずき福崎	地域密着	南田原 757-1
12	リハビリデイサービスふくさき	地域密着	福田 184-2
13	デイサービス優	地域密着	福田 403-13

※種別 デイ：デイサービス 小規模：小規模多機能型居宅介護
地域密着：地域密着型通所介護 認知：認知症対応型通所介護

■高齢者のいる世帯の推移

世帯状況の推移		平成 17 年	平成 22 年	世帯数の 増減率
全世帯	世帯数	5,688	6,626	116.5%
	比率	100.0%	100.0%	-
高齢者のいる世帯	世帯数	2,495	2,957	118.5%
	比率	43.9%	44.6%	-
高齢者ひとり暮らし世帯	世帯数	316	531	168.0%
	比率	5.6%	8.0%	-
高齢者夫婦のみ世帯	世帯数	347	545	157.1%
	比率	6.1%	8.2%	-
その他高齢者世帯	世帯数	1,832	1,881	102.7%
	比率	32.2%	28.4%	-

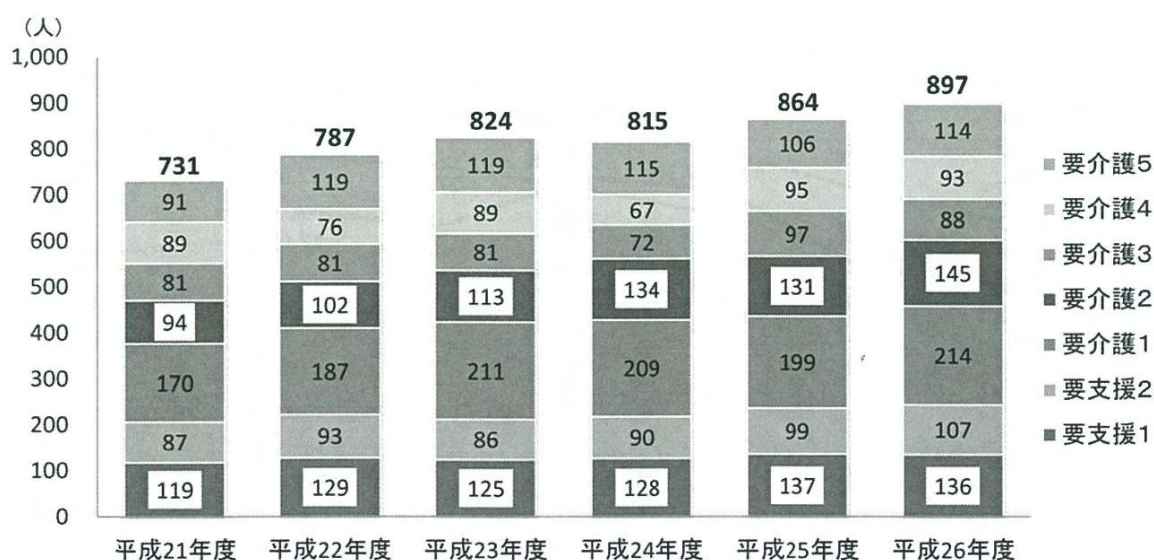
(資料／平成 22 年国勢調査)

■年齢階層別の外出率（居住地が福崎町を対象に集計）

	外出人口	総人口	外出率
5～14歳	1,832	1,908	96.0%
15～64歳	10,574	12,456	84.9%
65～74歳	1,814	2,271	79.9%
75歳以上	1,019	2,298	44.3%
計	15,239	18,933	80.5%
65歳以上	2,833	4,569	62.0%

（出典／平成22年近畿圏パーソントリップ調査）

■要介護認定者の推移



（資料／介護保険事業状況報告 各年度3月月報）

（資料／平成27年4月策定 第6期福崎町ゴールドサルビアプラン）

○ 課題

健康寿命の伸長に加え、支援を必要とする高齢者の健康づくりを地域で支える体制づくりとともに、介護サービスの需要拡大への対策が課題となっています。

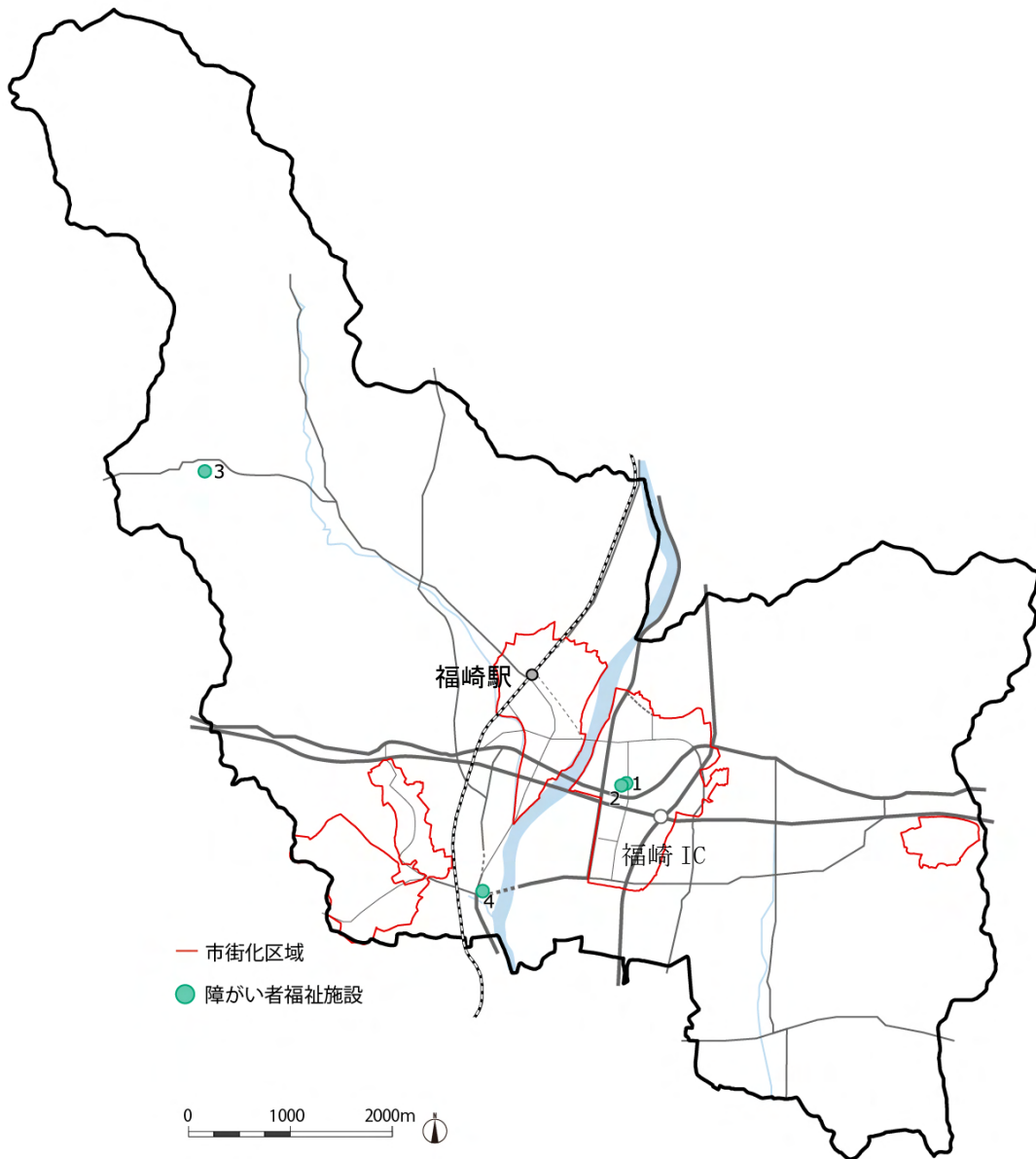
医療と介護の連携については、住み慣れた地域や自宅での生活を続けられるよう、医療と介護によるサービスの充実や予防への取り組みがより一層必要となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域社会で包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

(3) 障がい者福祉施設

□ 現状

障害者手帳所持者数は、微増傾向となっています。障がいのある人の困りごとについて、相談窓口を設けることによりきめ細やかな対応がされています。相談を受けることで、障がいのある人のニーズの把握を行い、併せてサービス提供事業所を誘致することを検討しています。



障がい者福祉施設の分布

■障がい者福祉施設一覧

NO	名称	所在地
1	作業所はりまっ子福崎店	西田原 1399-8
2	峰の会作業所	西田原 1399-1
3	もちの木園	高岡 74-1
4	たかはしサポートセンター	高橋 621

○ 課題

障がいのある人の自立及び社会参加を支援するためには、それぞれのニーズに合う福祉サービス事業所が必要となってきます。事業所数が少ないことから、町外への事業所また重度障害者の保護者における移動に伴う負担が課題となっています。

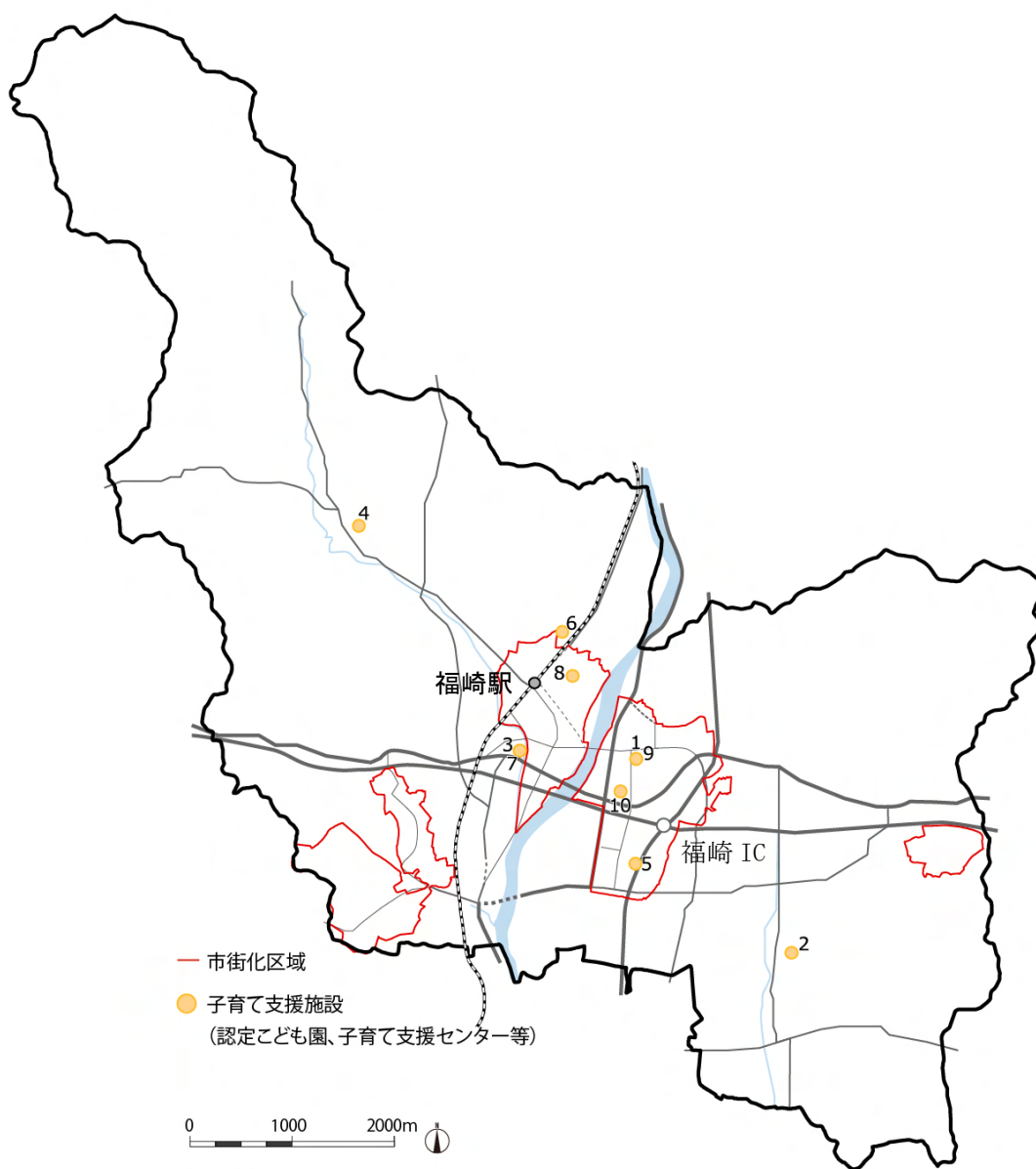
住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるように、地域生活において、必要される機能をそれぞれの施設が分担し、「面的な体制」の整備を検討する必要があります。

(4) 子育て支援施設

□ 現状

子育て世代における共働き世帯の増加やひとり親世帯の増加により、乳幼児期から学童期までの連続した子育て支援体制づくりが求められており、これまで幼保一体化した幼稚園での保育の取り組みや学童保育事業の拡充を図ってきました。本町では、平成26年度で幼保一体化施設の整備が終了し、公立・私立とも平成27年度から認定こども園の運営を行っています。

また、少子化や核家族化による子育て力の低下により子育て不安に悩む家庭に対して、子育て支援センターや子育て学習センターにおける子育て相談業務や保護者同士の連携などに取り組み、多くの保護者のニーズに応えてきました。



子育て支援施設の分布

■子育て支援施設一覧

NO	名称	公立・私立	所在地
1	田原幼稚園	公立	西田原 1263-4
2	八千種幼稚園	公立	八千種 276-2
3	福崎幼稚園	公立	福崎新 448-3
4	高岡幼稚園	公立	高岡 1956-33
5	姫学こども園	私立	南田原 2062
6	サルビアこども園	私立	山崎 617-7
7	子育て支援センター	公立	福崎新 448-3 福崎幼稚園内
8	西部子育て学習センター	公立	福田 176-1 文化センター内
9	東部子育て学習センター	公立	西田原 1263-4 田原幼稚園内
10	子育て世代包括支援センター	公立	西田原 1397-1 保健センター内

○ 課題

今後は、これらの事業を継続、発展させていくとともに、近年、乳児期からの認定こども園の入園希望者が増加する傾向にあり、待機児童が発生することが考えられるほか、病児・病後児保育についても対応を検討する必要があります。

(5) 生活便利施設・商業施設

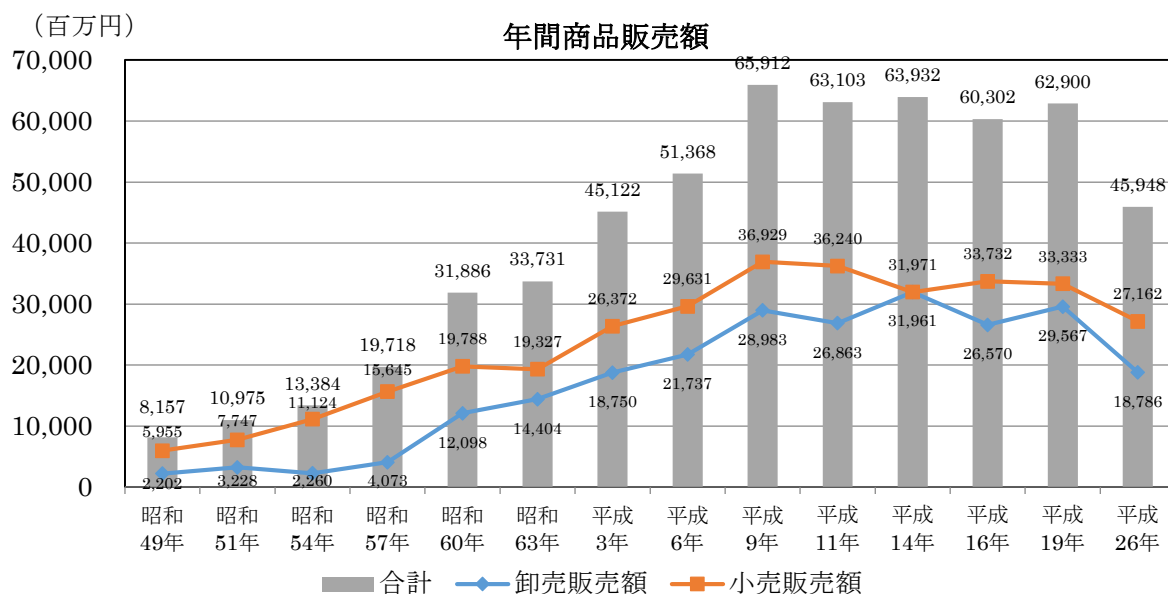
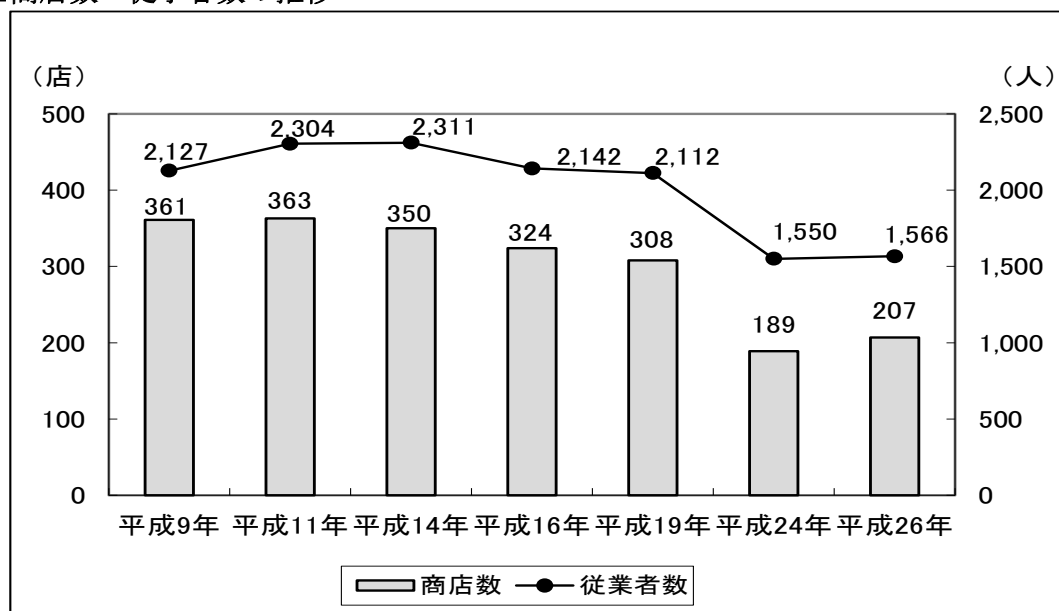
□ 現状

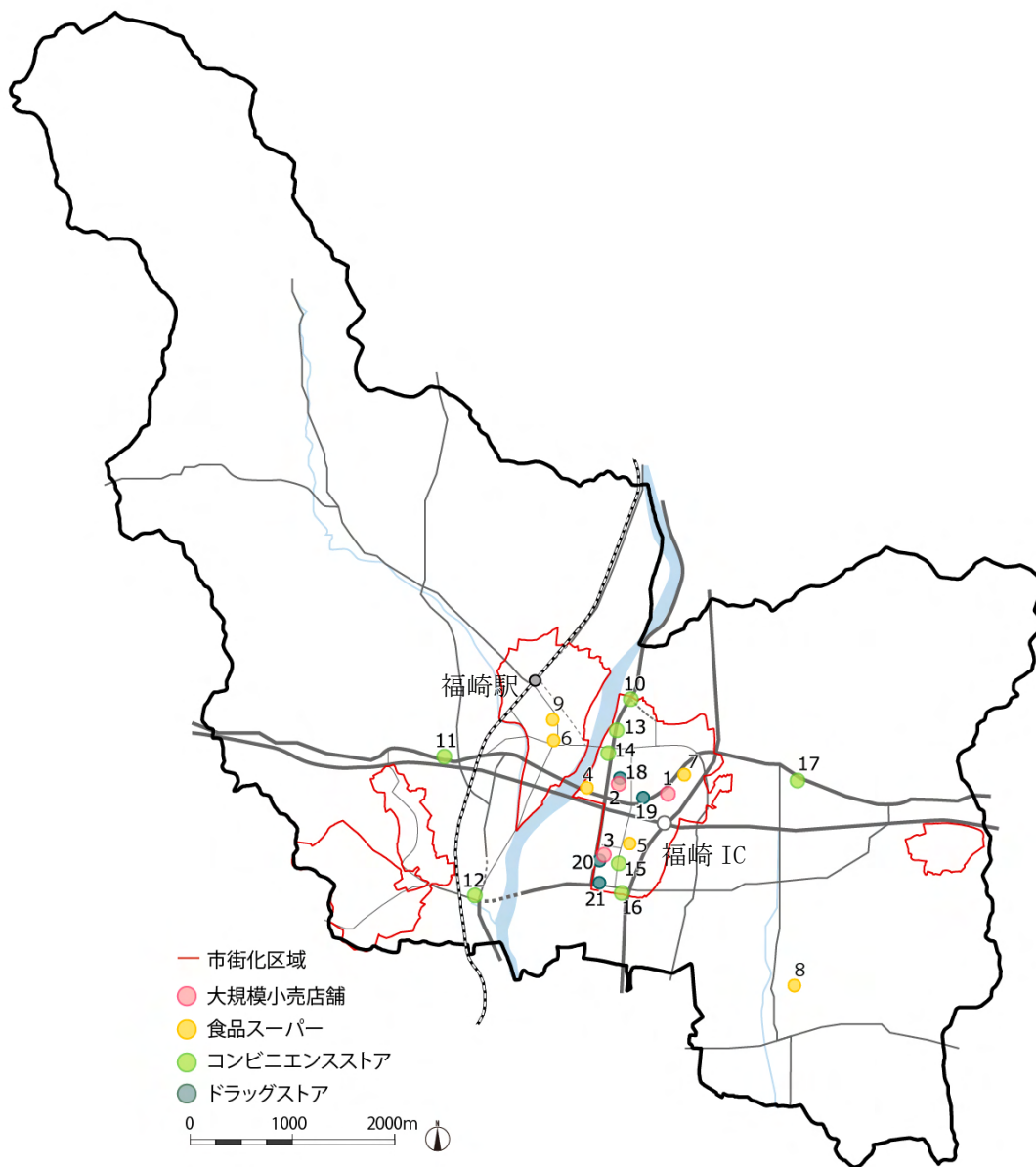
生活便利施設については、本町は古くから交通の要衝であることから、福崎町役場や福崎I C周辺の幹線道路沿道には大型店舗や沿道サービス機能の集積があり、商圈についても町内だけに留まらず姫路市北部や神崎郡南部、加西市西部などの広い範囲からも多くの買い物客が集まっています。

辻川界隈については、住宅併用店舗やもちむぎのやかたなど地域資源を活用した賑わいが形成されつつあります。

旧来からの福崎駅前商店街や新町地区には、小規模な住宅併用店舗が立地していますが、経営者の高齢化や後継者不足、店舗の魅力低下等により商業力が低下しており、道路も狭く歩道や駐車場も不十分で衰退の状況にあります。平成26年度からは福崎駅周辺整備事業を推進しています。

■ 商店数・従事者数の推移





生活利便施設の分布

※生活利便施設：食料品を扱う小売業を営む店舗

※食品スーパー：店舗面積 500 m²以上の店舗（店舗面積 500 m²以下は小規模店舗又は個人商店と定義）

■生活利便施設一覧

NO	名称	種別	所在地
1	福崎ショッピングセンター (ライフ福崎店)	大規模小売店舗	西田原 1706
2	ボンマルシェ福崎店	大規模小売店舗	西田原 1394
3	ラ・ムー 福崎店	大規模小売店舗	南田原 2941
4	フレッシュバザール福崎店	食品スーパー	南田原 2703-1
5	イセダ屋	食品スーパー	南田原 2965
6	ひのストアー	食品スーパー(小規模店舗)	福崎新 203-1
7	サクセスひのストアー田原店	食品スーパー(小規模店舗)	西田原 1761-1
8	牛尾商店	個人商店	八千種 3040
9	マエダストアー	個人商店	馬田 144
10	セブン-イレブン/福崎井ノ口店	コンビニエンスストア	西田原 223-1
11	ローソン/福崎西治店	コンビニエンスストア	西治 1492-18
12	セブン-イレブン/福崎高橋店	コンビニエンスストア	高橋 619-1
13	ローソン/福崎北店	コンビニエンスストア	西田原 1173-1
14	ファミリーマート/福崎辻川西店	コンビニエンスストア	西田原 1295-1
15	ローソン/福崎南田原店	コンビニエンスストア	南田原 2217-1
16	ファミリーマート/福崎南インター店	コンビニエンスストア	南田原 2184-1
17	セブン-イレブン/福崎東田原店	コンビニエンスストア	東田原 579
18	キリン堂福崎店	ドラッグストア	西田原 1379-1
19	ドラッグストアウェルネス福崎店	ドラッグストア	西田原 1640
20	アルカドラッグ福崎店	ドラッグストア	南田原 2938
21	ディスカウントドラッグ コスモス福崎店	ドラッグストア	南田原 764-1

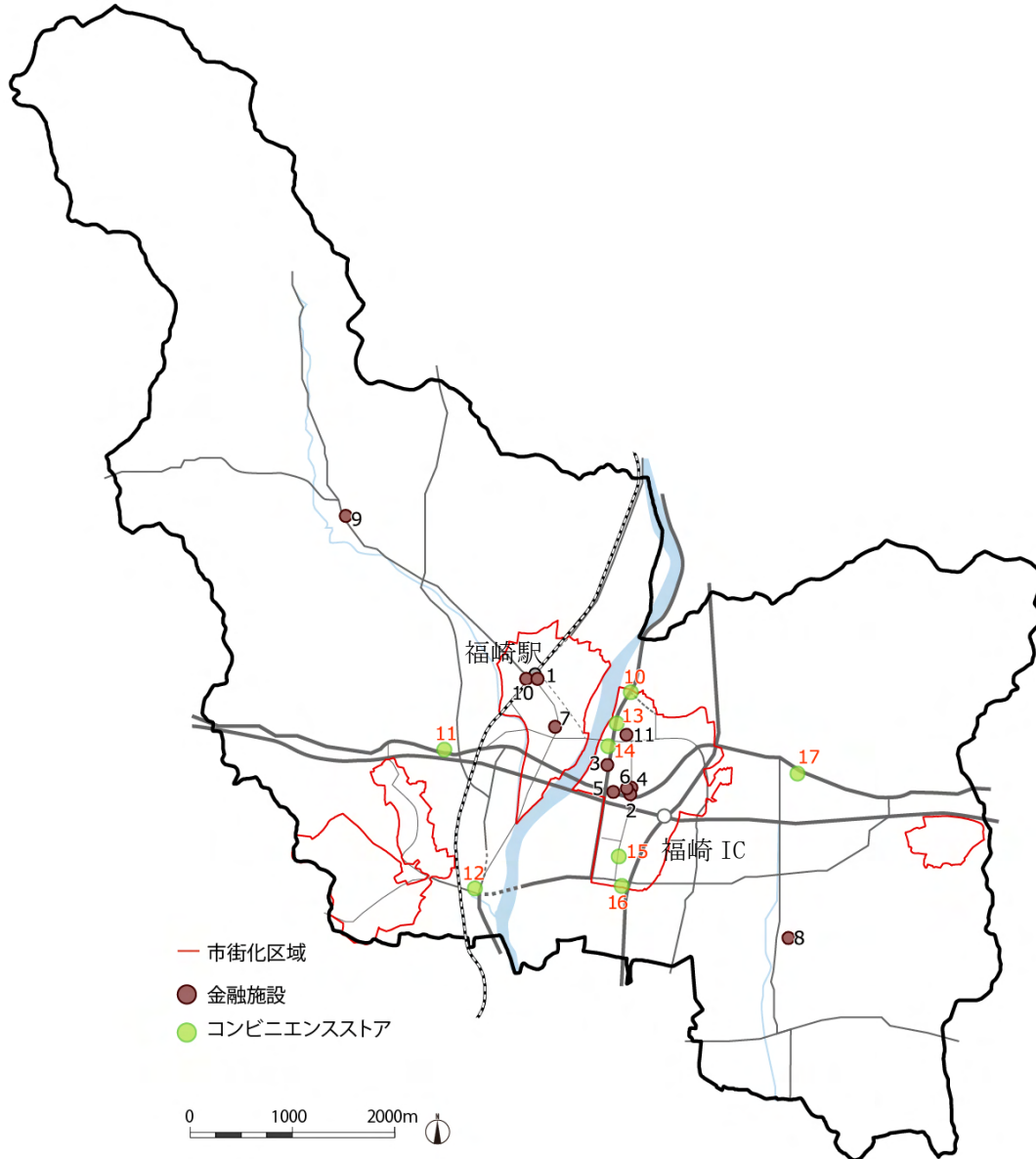
○ 課題

J R 福崎駅周辺については商業の集積が少なく、旧来からの商店が高齢化や後継者不足により衰退し、空き店舗は増加傾向にあります。また、川西地区については生活利便施設も非常に少ない状態です。現在推進している福崎駅周辺整備を起爆剤として商業施設の誘致を進めるとともに、周辺の低未利用地の活用や空き家・空き店舗のリノベーションなどを通じて商業を活性化させ、駅利用者や周辺住民に対する生活利便施設の整備を進めることが必要です。

(6) 金融機関

□ 現状

銀行や郵便局などの金融施設は、主に J R 福崎駅周辺や福崎町役場周辺を中心に立地しています。また、ATM 機能を持つコンビニエンスストアについては、金融施設を補完する機能を担っており、生活の利便性を確保しています。



金融施設の分布

※赤字：コンビニエンスストアの番号

■金融施設一覧

NO	名称	種別	所在地
1	みなと銀行福崎支店	銀行	福田 313-3
2	但馬銀行福崎支店	銀行	西田原 1406-1
3	播州信用金庫福崎支店	信用金庫	西田原 1370-10
4	但陽信用金庫福崎支店	信用金庫	西田原 1403-1
5	姫路信用金庫福崎支店	信用金庫	南田原 3132-1
6	福崎郵便局	郵便局	南田原 3117-4
7	福崎新町郵便局	郵便局	福崎新 56
8	福崎八千種郵便局	郵便局	八千種 208-2
9	福崎高岡簡易郵便局	郵便局	高岡 1824-2
10	兵庫西農協福崎支店	農協 (J A)	福田 267-1
11	兵庫西農協福崎東支店	農協 (J A)	西田原 1277-1

■金融機関を補完する施設 (コンビニエンスストア)

NO	名称	種別	所在地
10	セブン-イレブン/福崎井ノ口店	コンビニ	西田原 223-1
11	ローソン/福崎西治店	コンビニ	西治 1492-18
12	セブン-イレブン/福崎高橋店	コンビニ	高橋 619-1
13	ローソン/福崎北店	コンビニ	西田原 1173-1
14	ファミリーマート/福崎辻川西店	コンビニ	西田原 1295-1
15	ローソン/福崎南田原店	コンビニ	南田原 2217-1
16	ファミリーマート/福崎南インター店	コンビニ	南田原 2184-1
17	セブン-イレブン/福崎東田原店	コンビニ	東田原 579

※ATM 機能を有して金融機関を補完するコンビニエンスストアも再掲

No.は生活利便施設の一覧表のNo.と同じ

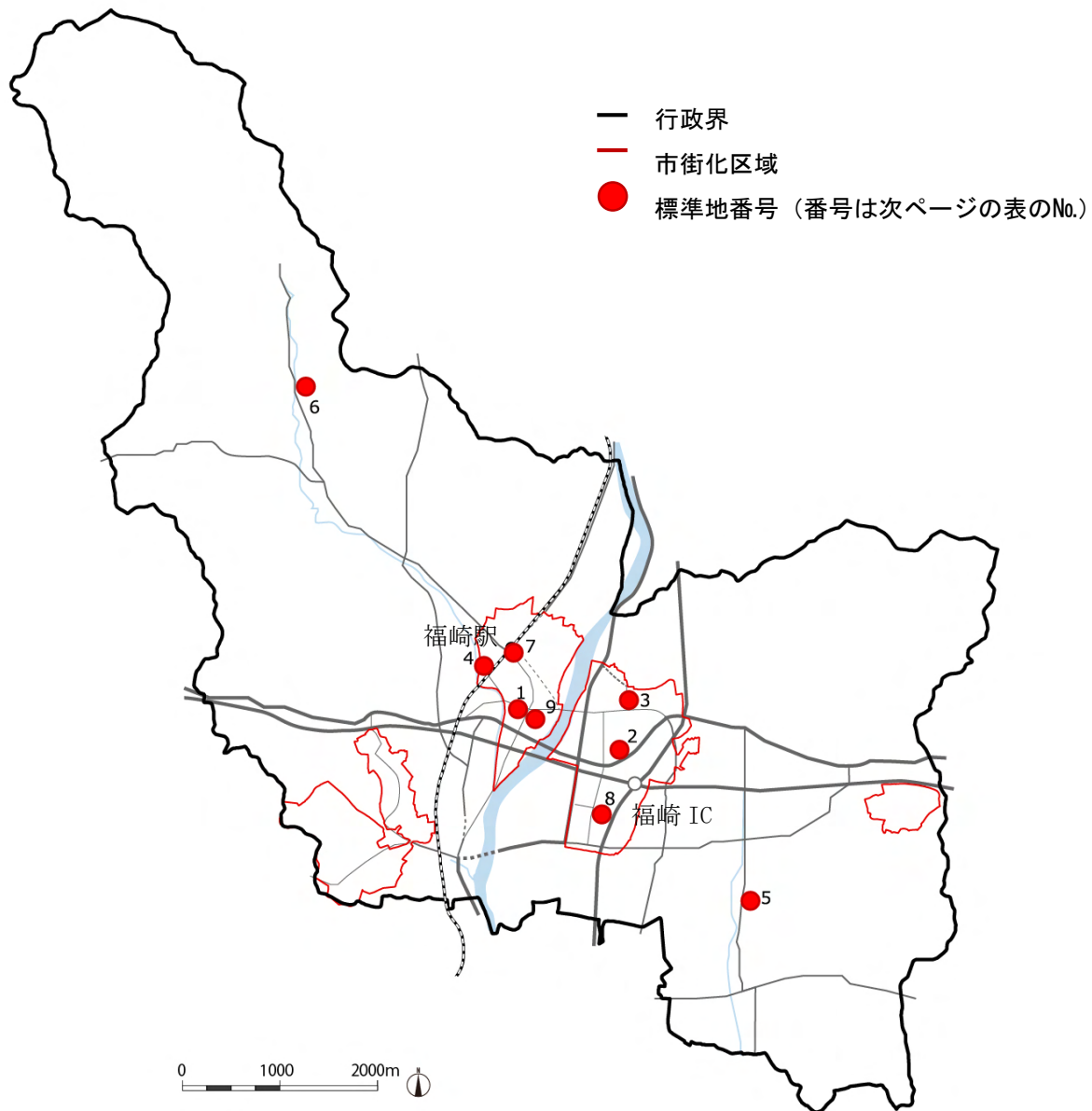
○ 課題

金融機関は、生活を支える都市機能として重要であることから今後も身近なところからなくなることが無いようその配置等を把握していくことが必要です。

2-9 地価

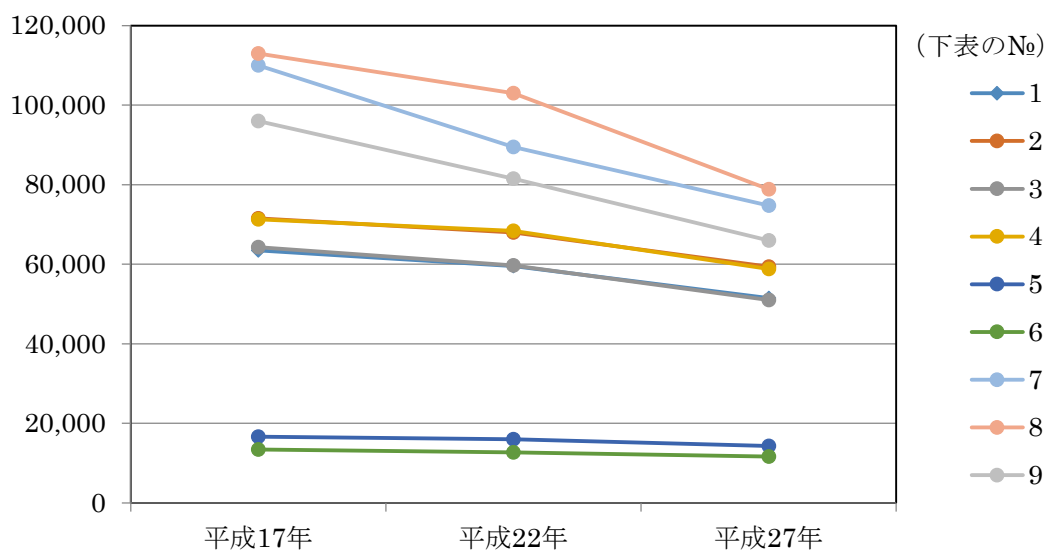
□ 現状

本町の地価は最近 10 年間で徐々に下降しており、10 年前の約 7 割の水準になっています。
市街化調整区域、都市計画区域外の地価も緩やかに下落傾向となっています。



福崎町における平成 27 年公示地価の状況

■本町における地価の動向



(資料/地価公示、兵庫県地価調査結果を用いて作成)

■地価公示の推移 (国公示地・県基準地)

No	基準地の所在地及び 地番並びに住居表示	基準地の 地積	基準地に 係る都計法	種別	価格 (円/㎡)		
					平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
1	福崎新字因幡口 88 番 1	195 ㎡	2 中高	都道府県地価調査	63,500	59,500	51,500
2	西田原字辻ノ前 1632 番 12	113 ㎡	2 中高	都道府県地価調査	71,500	68,000	59,400
3	西田原字裏畑 1501 番 1	219 ㎡	1 住居	国交省地価公示	64,300	59,700	51,000
4	福田字野添 470 番 19	121 ㎡	2 中高	都道府県地価調査	71,300	68,400	58,800
5	八千種字オヶ原 219 番	795 ㎡	調区	国交省地価公示	16,600	16,000	14,300
6	田口字岡 4 番 2	272 ㎡	区域外	都道府県地価調査	13,400	12,700	11,600
7	福田字中溝 313 番 3	506 ㎡	近商	都道府県地価調査	110,000	89,500	74,700
8	南田原字東田 2208 番 3 外	950 ㎡	準工	国交省地価公示	113,000	103,000	78,800
9	福崎新字町田 399 番 5	870 ㎡	準工	都道府県地価調査	96,000	81,500	66,000

○ 課題

住宅地については、今後も生活利便性の確保を図ることなどにより、地価の大きな下落がおきることがないように誘導する必要があります。また、J R福崎駅周辺では、周辺整備事業を起爆剤として商業施設の誘致などを行うことにより地区の魅力を高め、地価の安定化をはかるよう努める必要があります。

2-10 災害

□ 現状

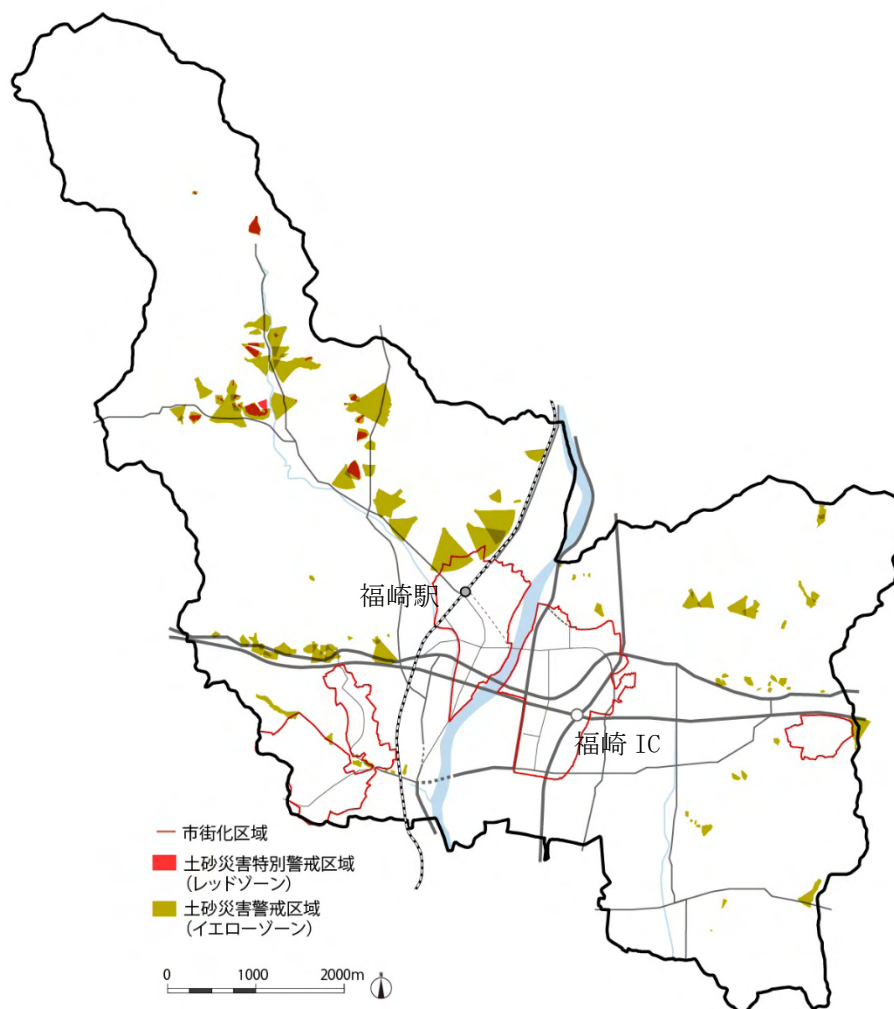
本町は、概ね瀬戸内海型の比較的穏やかな気候で、内陸型気候の影響を若干受ける地域となっています。

昭和 31 年の福崎町合併以降の大きな自然災害は次のようになっています。

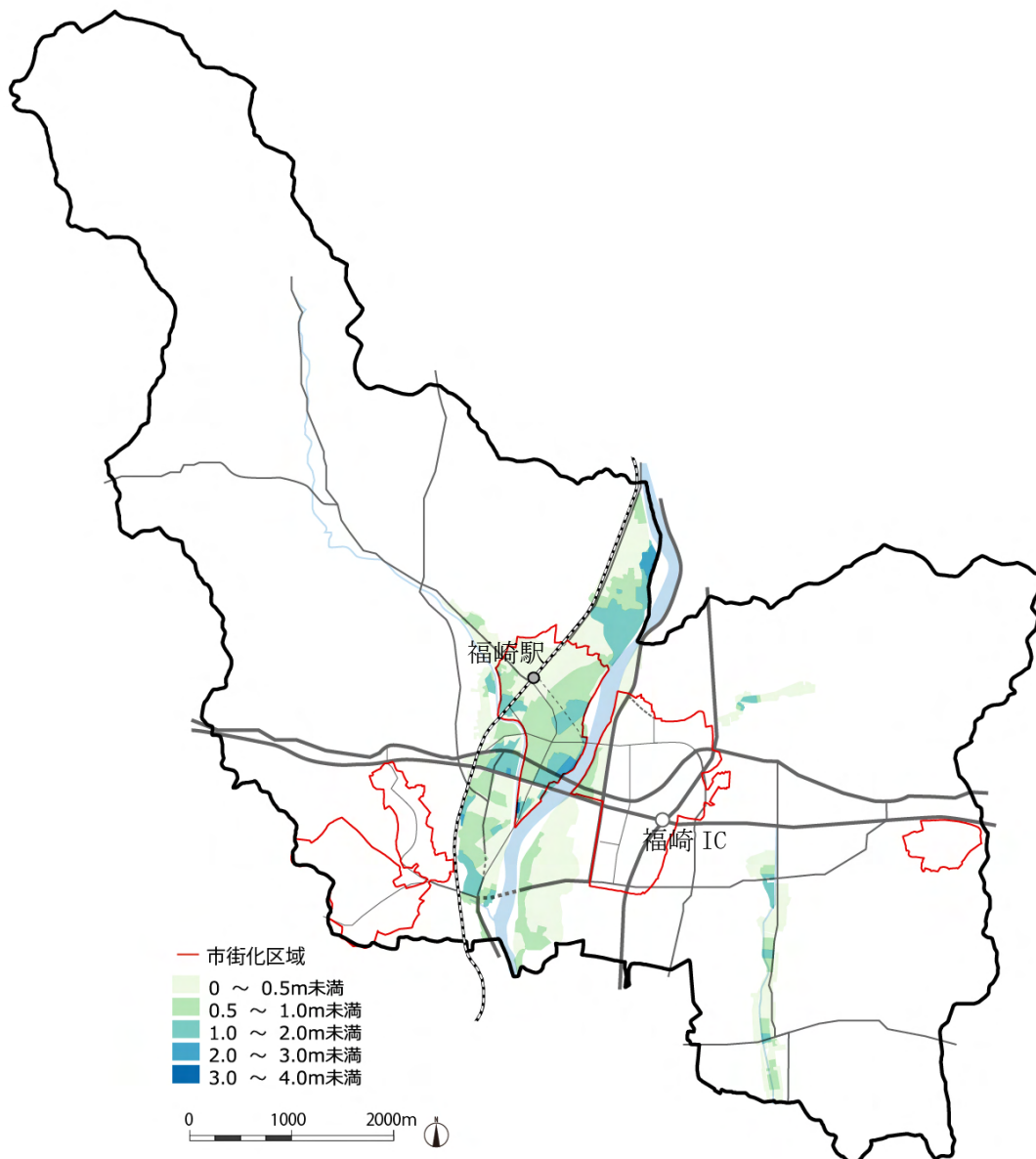
■自然災害

年月	概要
昭和 38 年 6 月	集中豪雨により北浦谷地決壊、農地・施設等に甚大な被害発生
昭和 40 年 9 月	台風 23 号と集中豪雨で七種川堤防決壊等の甚大な被害発生
昭和 47 年 9 月	集中豪雨による被害発生
昭和 51 年 9 月	台風 17 号と集中豪雨による被害発生
平成 2 年 9 月	台風 19 号と集中豪雨による被害発生
平成 7 年 1 月	阪神淡路大震災発生
平成 16 年 8～10 月	台風 16、18、21、23 号による被害発生
平成 23 年 9 月	台風 12 号による被害発生（農業施設など）

(資料/町勢要覧)



土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域



浸水想定区域（河川氾濫）

○ 課題

本町は、山崎断層帯の活動による大規模な地震が予想される地域となっています。更に近年は局地的な集中豪雨や宅地開発の進行による農地の減少や山林の荒廃による保水能力の低下などにより浸水被害や山地崩壊被害の危険性が高まっているため、減災の視点を取り入れた総合的な対策が必要となります。避難場所の耐震化や狭隘な生活道路の改善、老朽化した建築物や空き家の増加への対応など、地域との協働による安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

また、災害時には住民自らが安全に避難し、要援護者の避難誘導が円滑に行われるためにも地域での自主防災訓練などを継続して行い、関係機関と連携した防災体制を整備する事が大切です。

2-1-1 財政

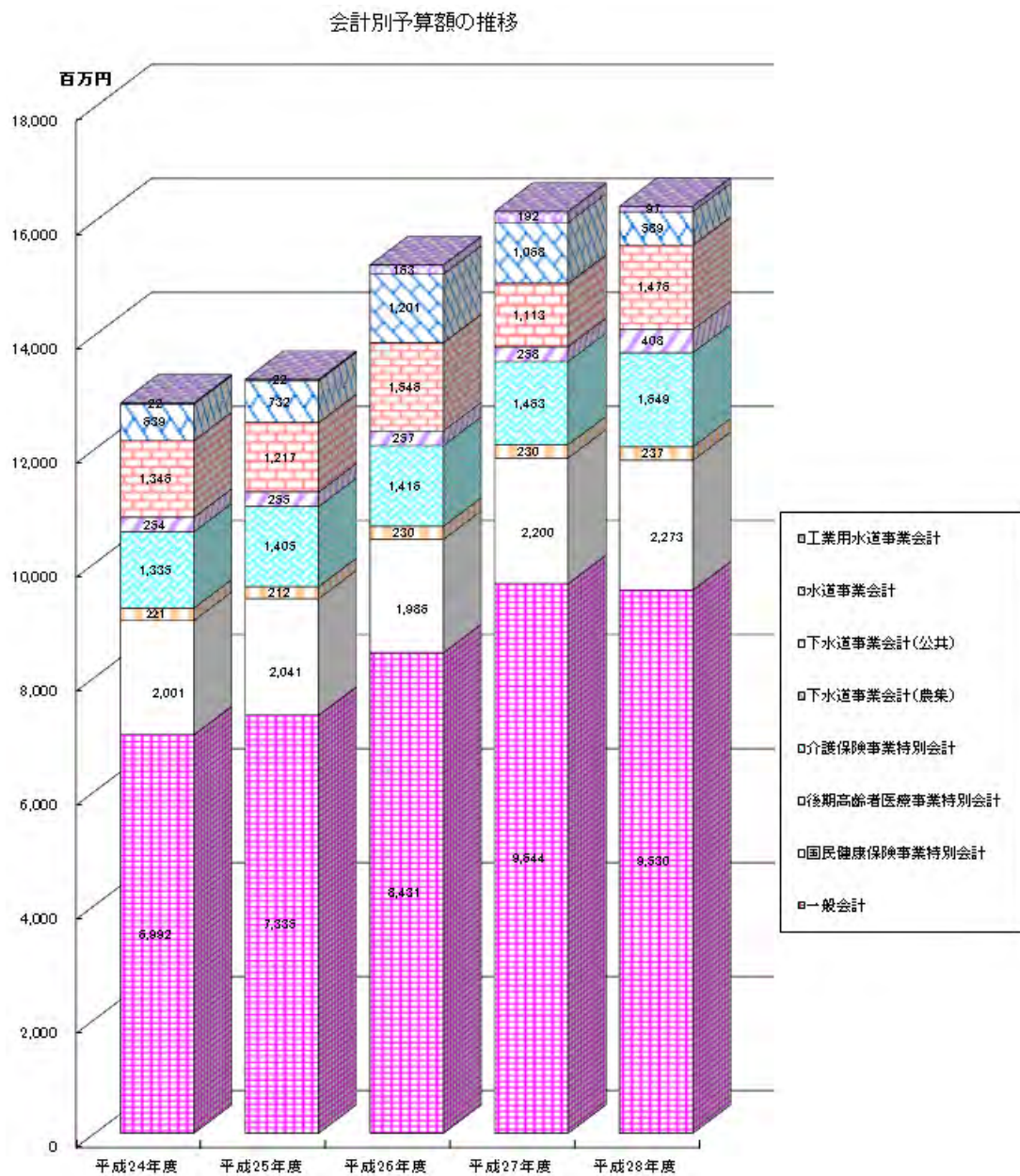
□ 現状

近年の経済状況や少子・高齢化の進展などの社会動向は、本町の財政運営に大きな影響を与え、今後の財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。

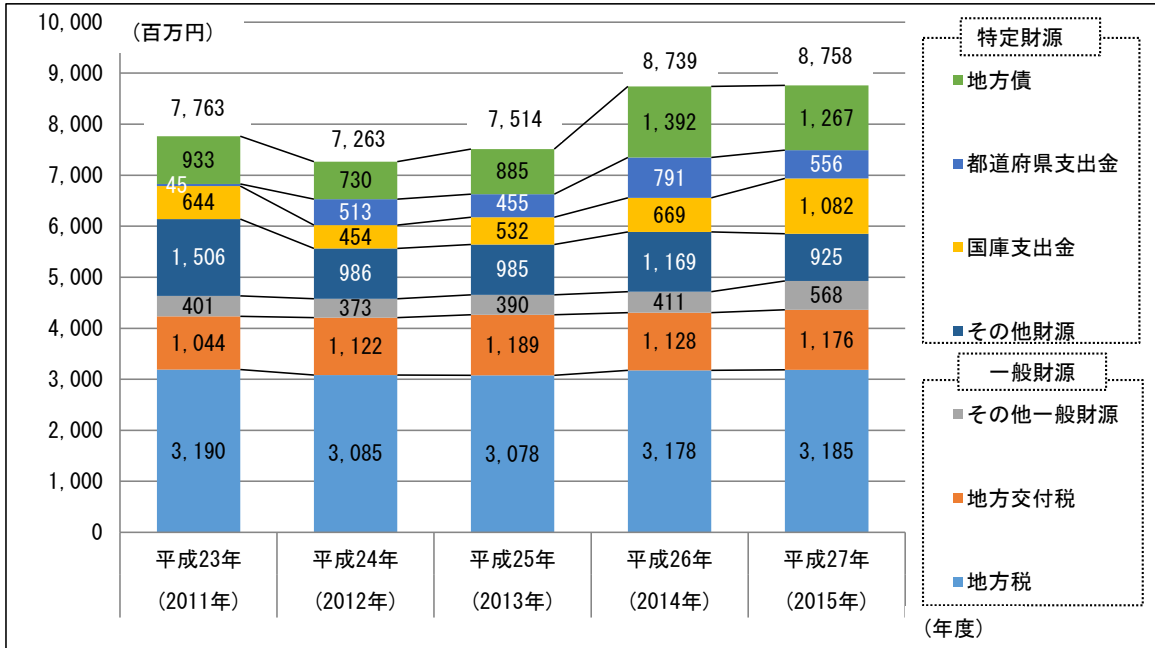
本町の歳入は、自主財源が約6～7割を占めており、そのうち、町税が7割以上を占めていましたが、この10年間で、自主財源の割合が約半分になっています。

歳出については、平成26年度からはJR福崎駅周辺整備事業の実施や社会保障費等民生費の増加に伴い、大幅に増加しています。

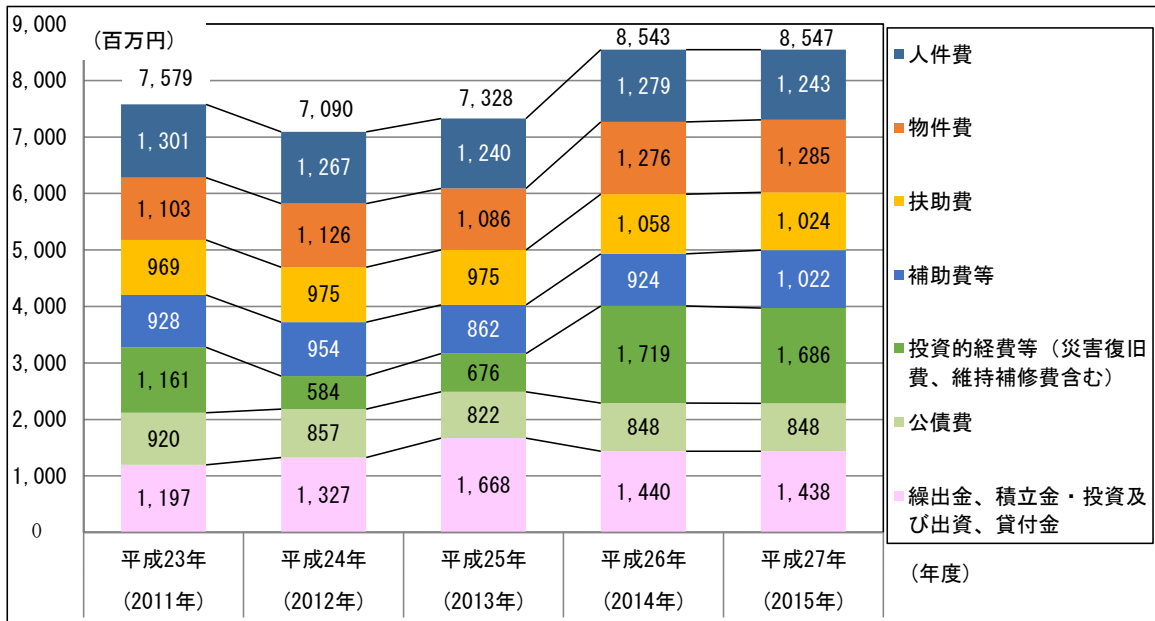
■ 会計別予算額の推移



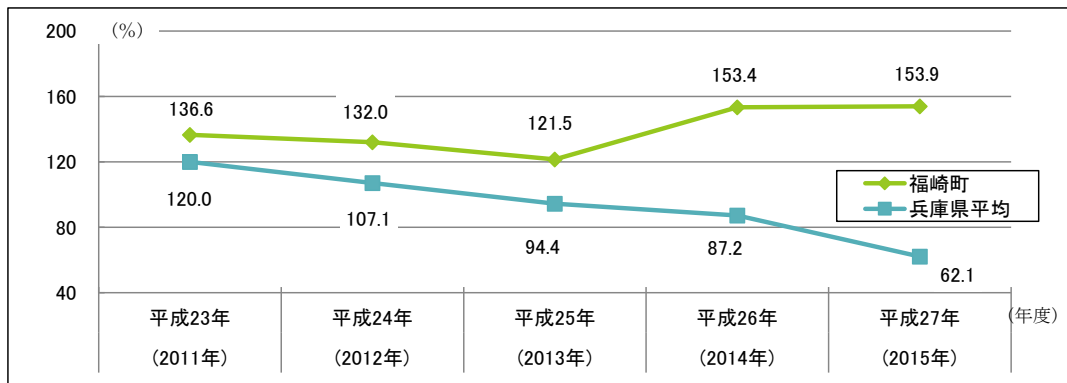
■ 一般会計 歳入内訳の推移



■ 一般会計 歳出目的別内訳の推移



■将来負担比率の推移



○ 課題

少子高齢化の進展等に伴い、生産年齢人口の減少による町税収入の減少や高齢者人口の増加による社会保障関係経費の増加が想定されます。

一方では、道路や橋梁、下水道などのインフラや公共建築物については維持管理や更新を行っていく必要があります。これからの行政需要に迅速に対応するため、効率的かつ効果的な行政運営を推進していく必要があります。

さらに、歳出の削減に努め、透明性のある財政運営を推進するとともに、財源の確保に努める必要があります。

また、持続可能な都市経営を行っていくためには、税収が伸び悩む中でも町民に対する一定の行政サービスを提供することが必要となることから、今後は住民と行政の協働による「新たな支え合い」（互助）の拡大・強化を進める必要があります。

2-1-2 広域行政

□ 現状

平成 26 年 5 月に地方自治法が改正され、平成 27 年度から本格実施された「連携中枢都市圏構想」により、地方において中枢機能を担う拠点都市と近隣市町とが連携中枢都市圏を形成し、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に取り組むことで、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域に人々が踏みとどまれるための拠点が形成され、人口流出の防波堤となることが期待されています。

特に、「圏域全体の経済成長のけん引」に関し、福崎町が位置する播磨圏域においては、ものづくり力、歴史、食、自然環境など様々な地域資源に恵まれ、経済成長の潜在力を有しており、これら播磨の豊かさと潜在力を最大限に活かし、圏域の活性化を図る戦略として、中核都市である姫路市が中心となって「播磨圏域経済成長戦略（下図の 8 市 8 町による）」が策定され、連携協定書のもと、その取り組みが進められています。



○ 課題

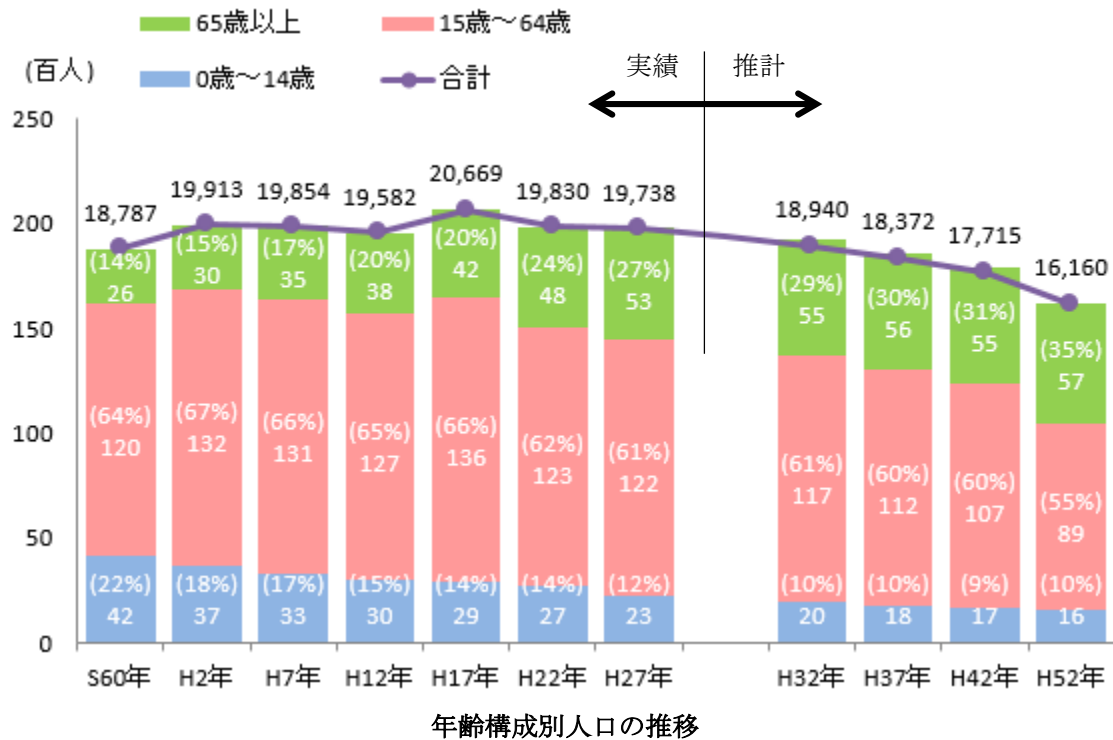
本町および圏域内の自治体と各主体（企業、各種経済団体・業界団体、産業支援機関、大学、金融機関）は、それぞれの役割に基づいて圏域の資源を相互活用しながら連携して戦略の推進に努める必要があります。

国に対しては、圏域からの積極的な提案を通じて必要な情報や資源を確保するとともに、兵庫県とは情報交換を重ね、適切な役割分担を進めることが必要となります。

3 人口の将来見通しに関する分析

(1) 福崎町人口の将来見通し

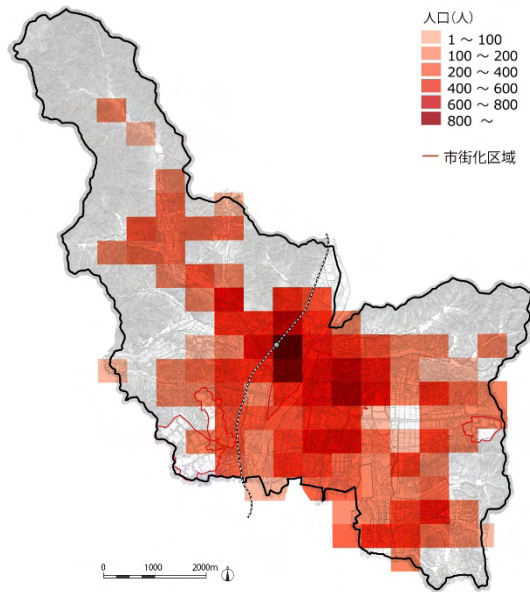
- ・ 今後は、本町においても人口減少が予想され、概ね 10 年後の平成 37 年には約 30 年前の昭和 60 年と同程度の人口まで、概ね 25 年後の平成 52 年には、現在の約 82% の 16,160 人まで減少すると予想されています。
- ・ 年齢構成別では、本町の経済活動を支える 15～64 歳人口が大きく減少し、逆に 65 歳以上人口が大幅に増加する見通しです。



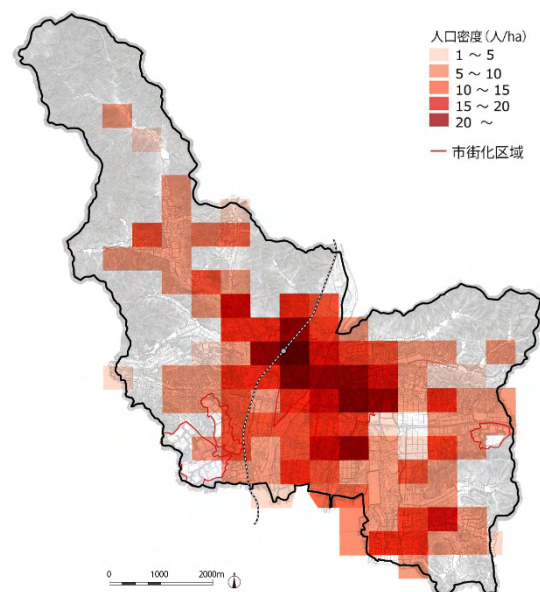
(出典／H27 年以前：国勢調査)

(H32 年以降：国立社会保障・人口問題研究所 市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計))

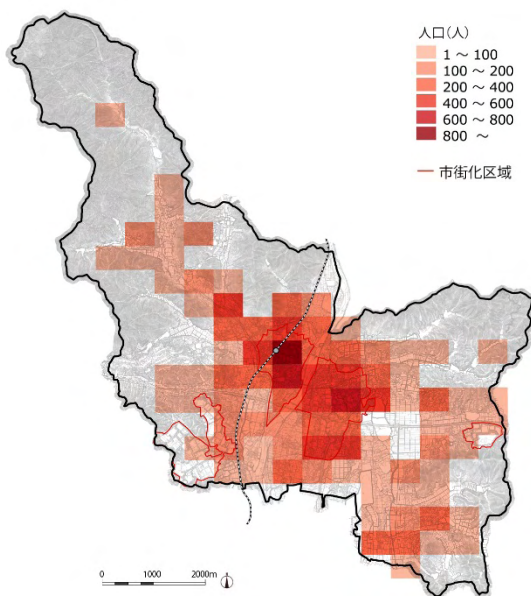
■平成 22 年と平成 52 年の比較（全体）



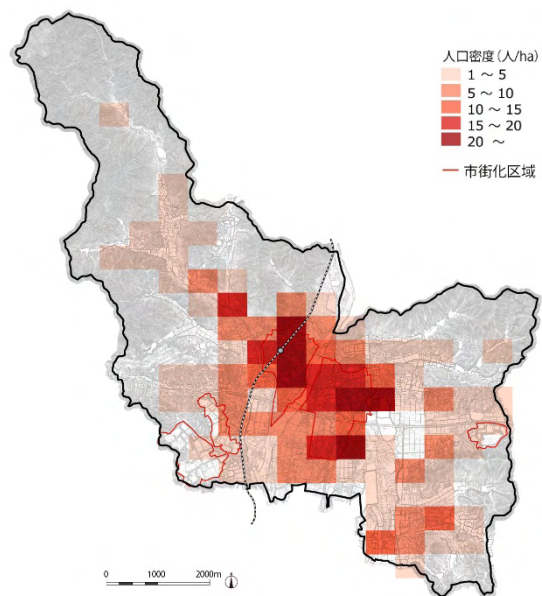
現況（平成 22 年）人口 500mメッシュ



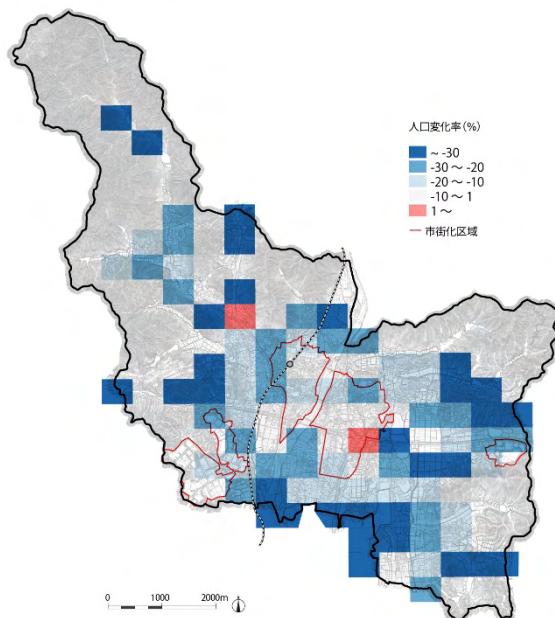
現況（平成 22 年）人口密度 500mメッシュ



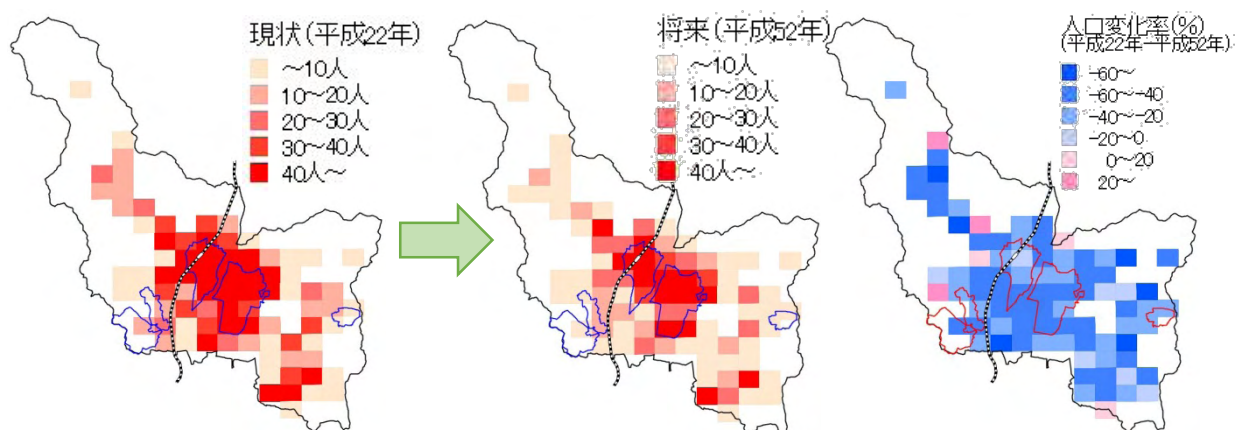
将来（平成 52 年）人口 500mメッシュ



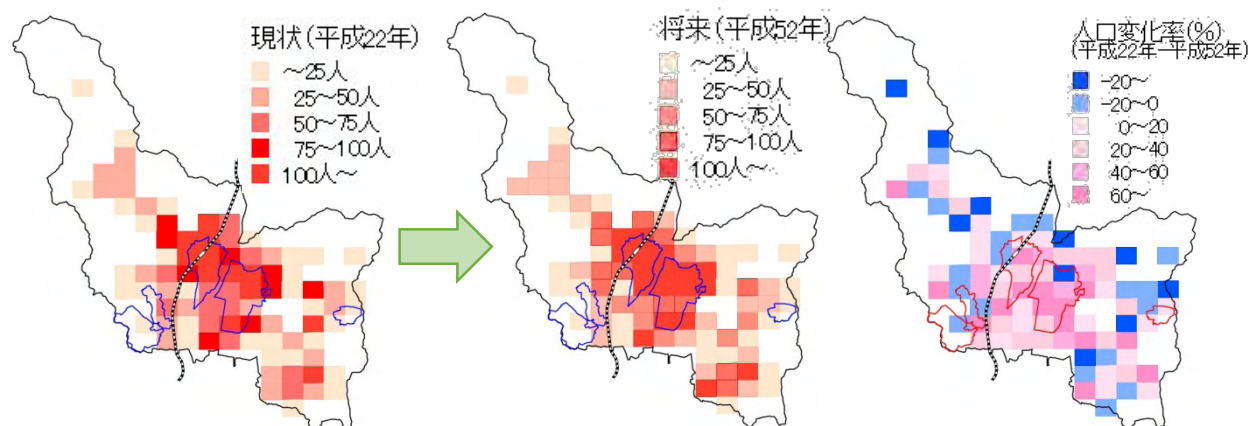
将来（平成 52 年）人口密度 500mメッシュ



人口変化率(平成22年-平成52年) 500mメッシュ



平成22年と平成52年の比較 (年少人口 (0~14歳))



平成22年と平成52年の比較 (老年人口 (65歳~))

【参考：将来人口推計手法について】

○推計手法

国土交通省から平成 27 年 4 月 10 日に示され、平成 28 年 4 月 11 日に改訂された「立地適正化計画作成の手引き」には、将来人口の推計として下記の方法が示されています。

(参考) (2)人口の将来見通しに関する分析

○将来の都市構造を検討するにあたっては、対策を講ずることなく現状のまま推移した場合における将来像を想定し、都市構造上いかなる課題が生じる恐れがあるのか、的確に分析を行うことが重要である。
 ○また、都市構造分析においては、人口の現状分析と将来予測を適切に行うことが極めて重要である。
 ○そこで、以下に人口の将来予測の一例を示すので参考にして頂きたい。

<p>1) 地区別にコーホート推計を行いそれをもとに将来人口を予測する方法</p>	<p>イ. 国勢調査による地域メッシュ統計等を活用し、男女別・5歳階級別に2時点間の5年間人口増減率を算出し、これをコーホート変化率と設定。 <small>※ 一時的な開発等による変動誤差低減の観点から、対象メッシュを中心とした9メッシュの合計人口増減率を対象メッシュのコーホート変化率に適用。</small> ロ. イ. で設定したコーホート変化率を、対象メッシュの男女別・5歳階級別人口に5年刻みで推計年次に達するまで乗じていき、メッシュ毎に将来人口を推計。 ハ. 社人研が2040年までの値を公表している5年毎の男女別・5歳階級別将来推計人口値等を基に市町村が設定している将来人口をコントロールトータルとし、ロ. で推計したメッシュ単位の推計結果について補正。 <small>※ 複数の自治体にまたがる行政区のメッシュは当該メッシュにおいて面積割合最大の自治体に割り振って行つたため、社人研による推計値とここでの推計値とは、厳密な整合はとれていない。</small></p>	<p>○メッシュ別の人口増減率を考慮しており、地区別の盛衰を反映した精緻な評価が可能 ●推計作業が煩雑 【煩雑であるが精緻な評価】</p>
<p>2) 地区別に自然増減のみ考慮したコーホート推計を行い将来人口を予測する方法</p>	<p>イ. 社人研が2040年まで5年刻みで値を公表している生存率、子ども女性比、0-4歳性比を用いて、対象メッシュの男女別・5歳階級別人口を5年刻みで計算、封鎖系人口でコントロールトータルを実施し、推計年次に達するまで計算し、メッシュ毎に将来人口を推計。 ロ. 社人研が値を公表している将来推計人口値等を基に市町村が設定している将来人口をコントロールトータルとし、イ. で推計したメッシュ単位の推計結果について補正。</p>	<p>○推計作業が比較的簡便で、メッシュ別の年齢階層別人口分布を考慮した評価が可能 ●地区別の社会移動については反映していない 【比較的簡易で地区別の特徴についてある程度考慮した評価】</p>
<p>3) 将来人口増減率を均一に各地区に当てはめ将来人口を予測する手法</p>	<p>イ. 社人研が公表している将来推計人口などを基に市町村が設定している将来人口の、現在（現況人口の年次）に対する比率（人口増減率）を算出。 ロ. この人口増減率をメッシュデータなどの地区別現況人口に一律に乗じることにより、各地区の将来人口を予測。</p>	<p>○推計作業が最も簡便で、人口密度低下を加味した評価が可能 ●地区別の社会移動、自然増減について反映しておらず、地区別の予測精度に課題 【最も簡易であるが地区別の予測精度に課題のある評価】</p>

本計画の目的は、人口減少下においても暮らしやすい都市を実現することであるため、将来の都市構造を検討するにあたっては、上記の手引きにある方法のうち、2) 地区別に自然増減のみを考慮したコーホート推計を行い、将来人口を予測する方法（赤枠内）による将来人口を用います。

4 都市構造の課題解決に向けた方針

(1) 都市構造の現状と課題のまとめ

①人口減少・少子高齢化

人口減少と少子高齢化に備え、人口の維持・増加に向けた若者の定住策やU J I ターンを進めるとともに、その受け皿としての居住環境整備を図る必要があります。

住みたい、働きたい、訪れたいといった町の魅力や活力を向上させるために、居住者だけでなく、町外からの来訪者にも目を向けたまちづくりを進めることが必要で、人の交流圏拡大を推進するため、隣接する市町との広域的な連携や交流についても積極的に進める必要があります。

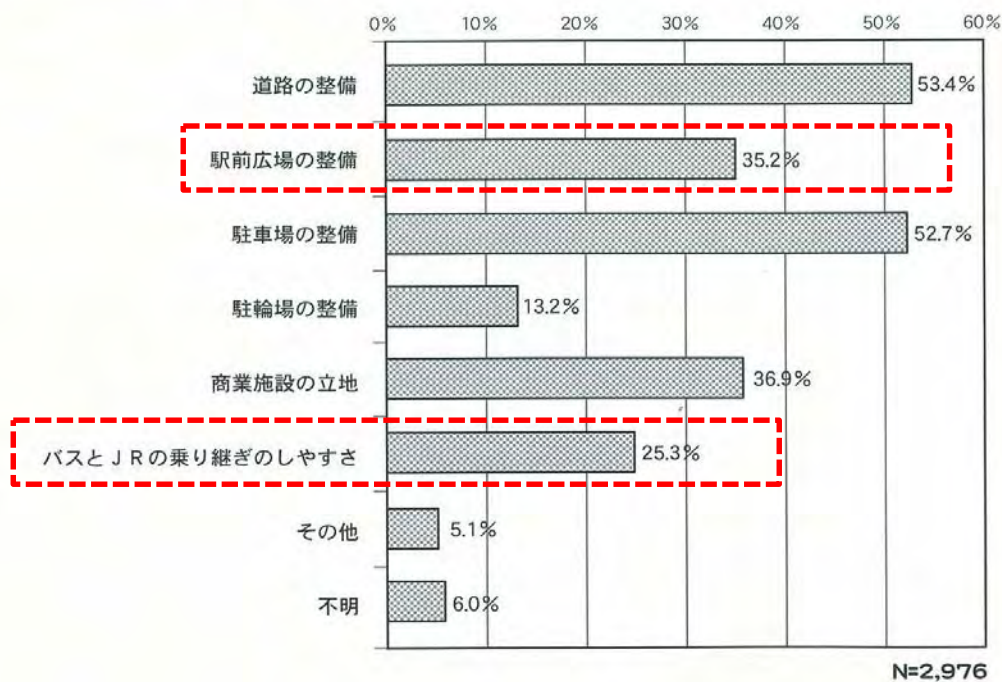
②公共交通

公共交通のうち、鉄道については、町民アンケートの結果（下のグラフ）にもあるように、町の中心である鉄道駅の周辺整備にあわせた鉄道の利用促進と交通結節機能の向上が必要です。

路線の廃止や運行本数の減少が進んでいる路線バスについては、路線の維持に向けた利用増進策、コミュニティバスについては、利用者のニーズを踏まえた運行や路線の再編等が必要です。

J R福崎駅周辺整備に何を期待しますか <〇は3つ>

駅周辺整備に期待するのは、「道路の整備」がもっとも高く、ついで「駐車場の整備」「商業施設の立地」「駅前広場の整備」の順です。



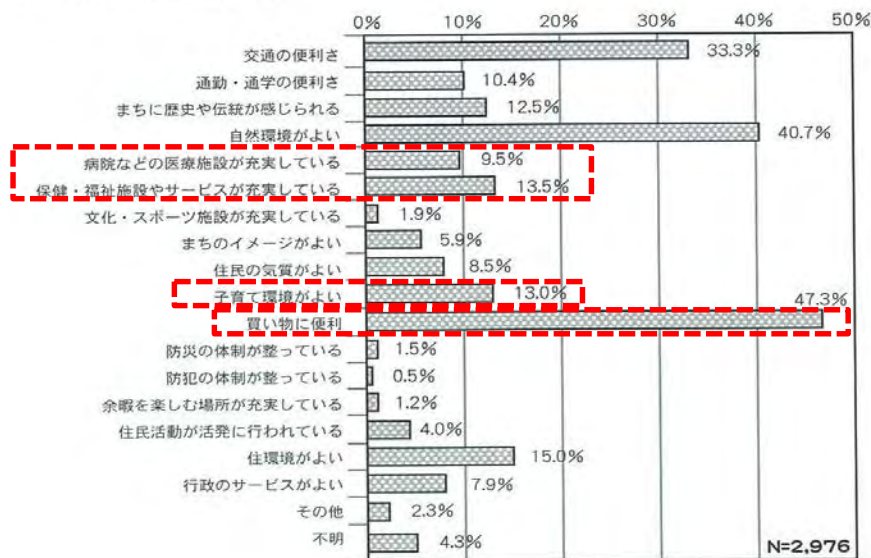
③都市機能増進施設

現状を踏まえると、日常生活に不可欠な生活利便施設である都市機能は、町民アンケート（下表）にあるように、医療・福祉や交通の重要性を認識しているものの、医療サービスに対する満足度は低い数値になっています。

	重要度	満足度
1	保健・医療の充実 71.0%	下水道の整備 38.1%
2	高齢者の福祉サービスの充実等 66.7%	保健・医療の充実 29.0%
3	消防・救急体制の充実 66.3%	ごみやし尿の処理 28.9%
4	道路の整備や安全の確保、交通体系の整備 66.1%	消防・救急体制の充実 23.2%
5	防災体制の整備 64.2%	高齢者の福祉サービスの充実等 22.3%

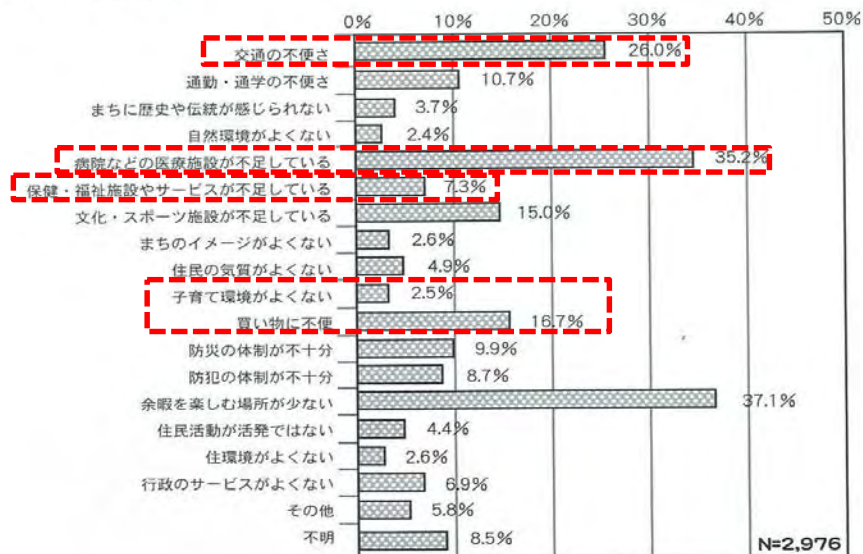
福崎町の好きなところ・誇れるところはどれですか <〇は3つ>

町の好きなところ・誇れるところは、「買い物に便利」がもっとも高く、ついで「自然環境がよい」「交通の便利さ」の順です。



福崎町のよくないところ・改善すべきところはどれですか <〇は3つ>

町のよくないところ・改善すべきところは、「余暇を楽しむ場所がない」がもっとも高く、ついで「病院などの医療施設が不足している」「交通の不便さ」の順です。「交通の不便さ」は、町内移動と考えられます。



④施策に対する重要度と満足度

現在、福崎町が取り組んでいる施策について、その重要度と現状についての満足度を町民にお聞きしています。

<重要度>

36 の項目について、現在の重要度をお聞きしました。

「重要」と「やや重要」の合計を『重要』（以後『重要』と表します）とすると、最も『重要』

が高かったのは、「保健・医療の充実に関する取組」で71.0%、ついで「高齢者の福祉サービスの充実等」が66.7%となっています。

<満足度>

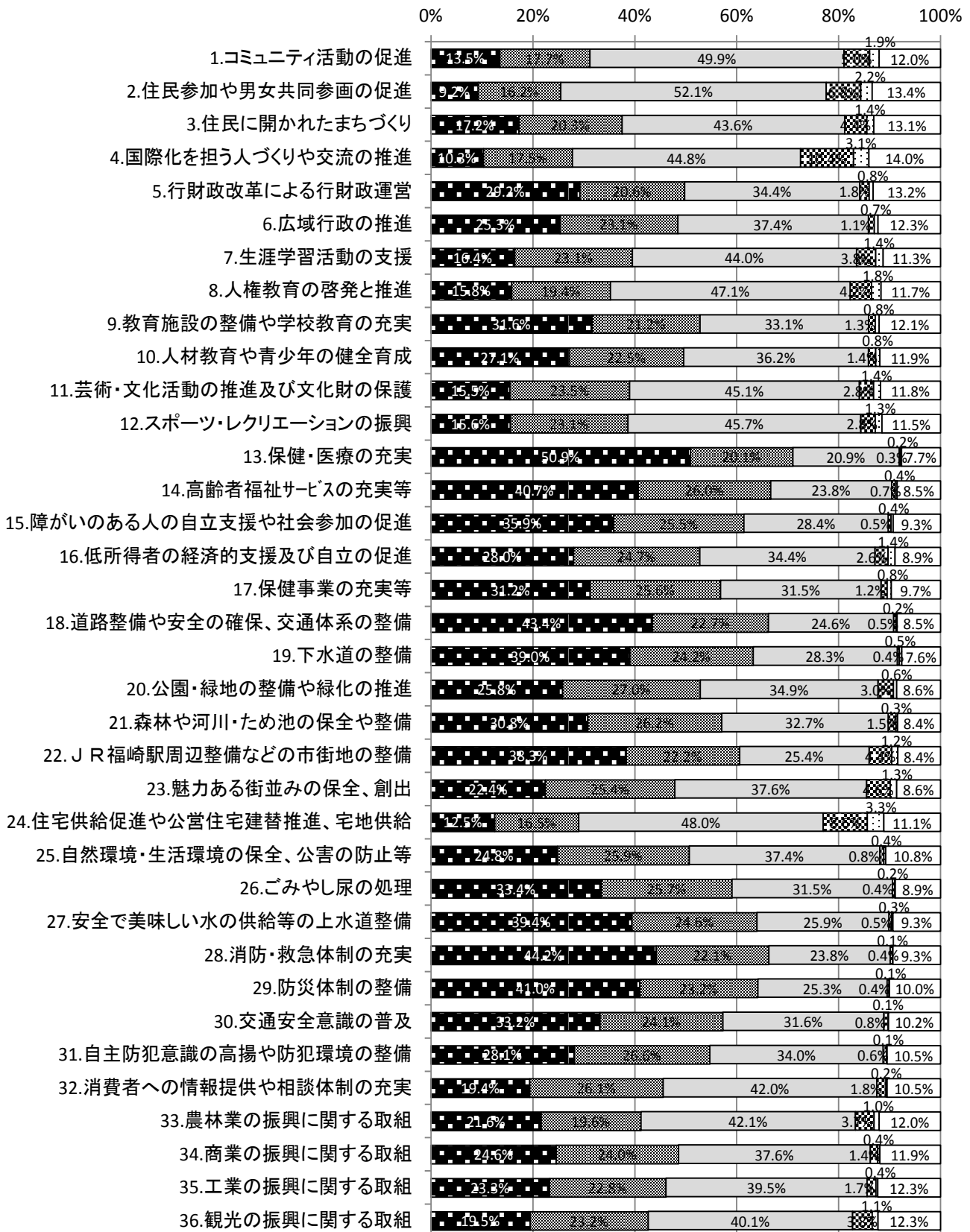
36 の項目について、現在の満足度をお聞きしました。

「満足」と「まあ満足」の合計を『満足』（以後『満足』と表します）とすると、最も『満足』

が高かったのは、「下水道の整備」で38.1%、ついで「保健・医療の充実」が29.0%となっています。

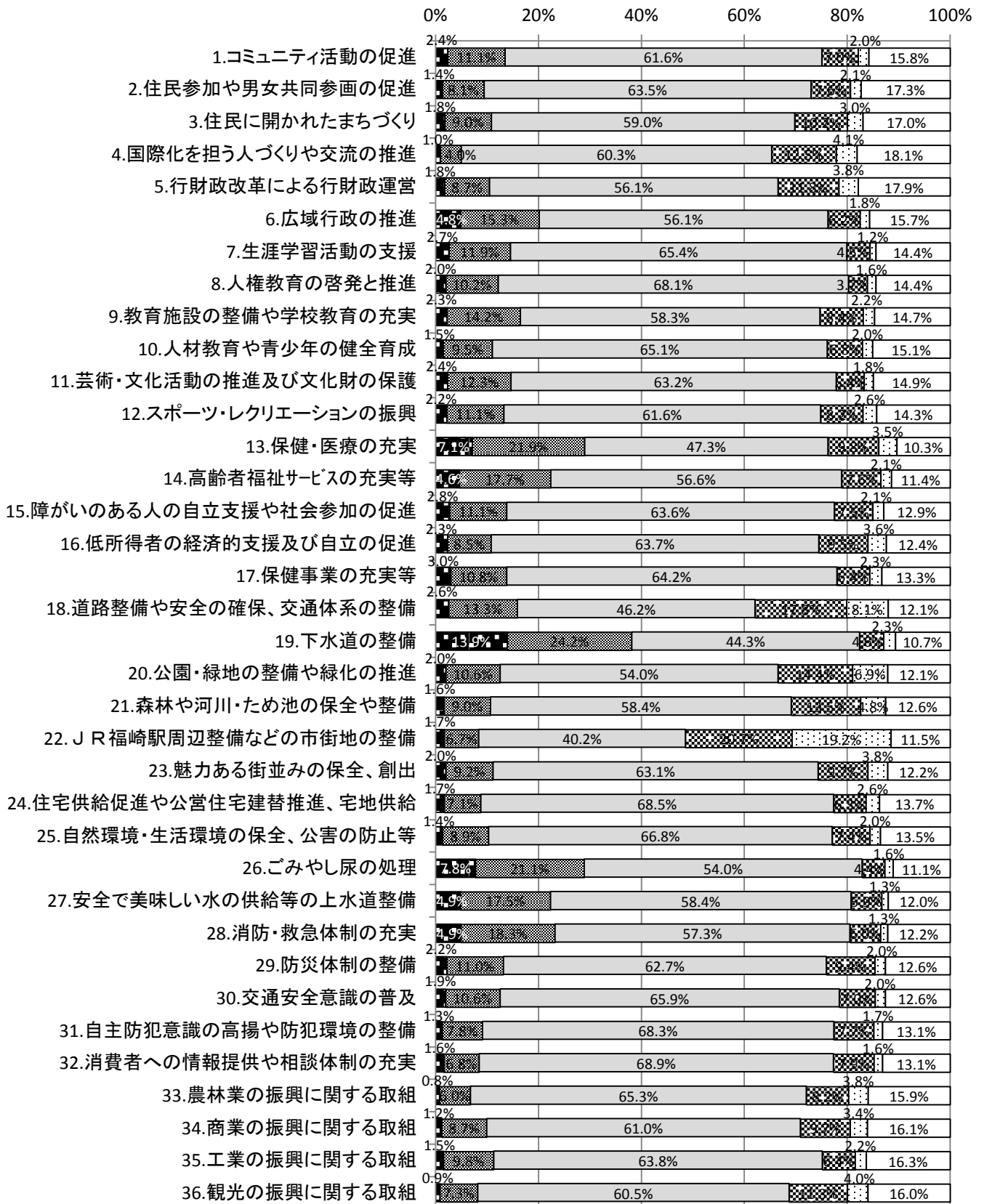
	重要度	満足度
1	保健・医療の充実 71.0%	下水道の整備 38.1%
2	高齢者の福祉サービスの充実等 66.7%	保健・医療の充実 29.0%
3	消防・救急体制の充実 66.3%	ごみやし尿の処理 28.9%
4	道路の整備や安全の確保、交通体系の整備 66.1%	消防・救急体制の充実 23.2%
5	防災体制の整備 64.2%	高齢者の福祉サービスの充実等 22.3%

【全施策の重要度】



■重要 ■やや重要 □ふつう ⊞あまり重要ではない □重要ではない □不明

【全施策の満足度】



■満足 ■まあ満足 □ふつう ■やや不満 □不満 □不明

(2) 都市構造の課題解決に向けた方針

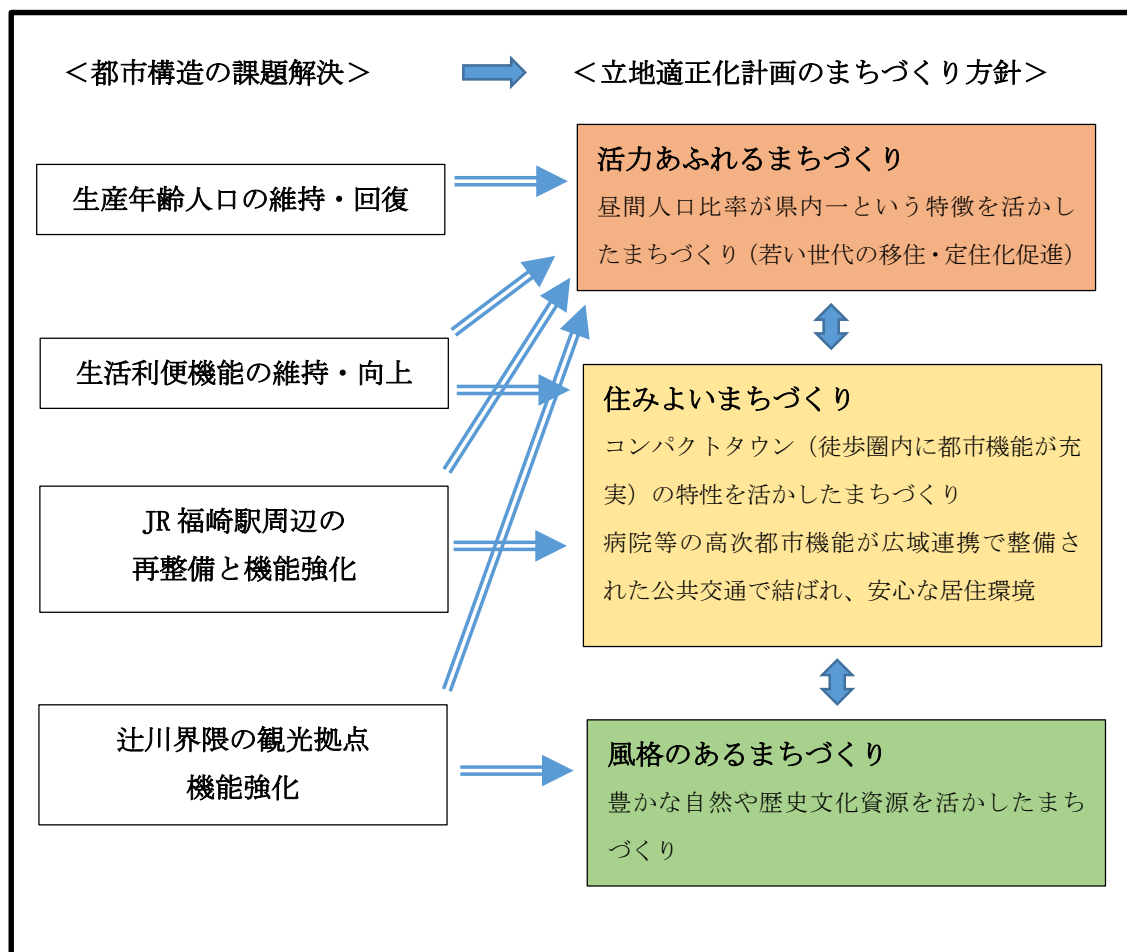
人口減少に歯止めをかけるためには、良好な居住環境の維持とともに、JR 福崎駅周辺の整備による交通利便性、都市活力の向上を図り、若者世代の定住や誘導策を推進することが必要です。

人口減少に歯止めをかけることで、福崎駅周辺や町役場周辺の人口密度維持を図り、居住誘導区域内の生活利便施設の機能性維持が図られます。

公共交通機能の維持・向上を図ることで、福崎駅周辺や福崎町役場周辺の都市機能誘導区域やその周辺の居住誘導区域の利便性を確保し、さらには地域の中心都市である姫路市との広域的な都市機能の連携を図ります。

急激な人口減少・超高齢化社会を踏まえると、都市機能誘導区域を設定し、そこに都市機能増進施設の立地を促すことで、日常生活サービス機能を維持します。また居住誘導区域を設定し、一定の人口密度を維持することで、鉄道やバスなどの公共交通の確保により持続可能な都市構造とすることが必要です。

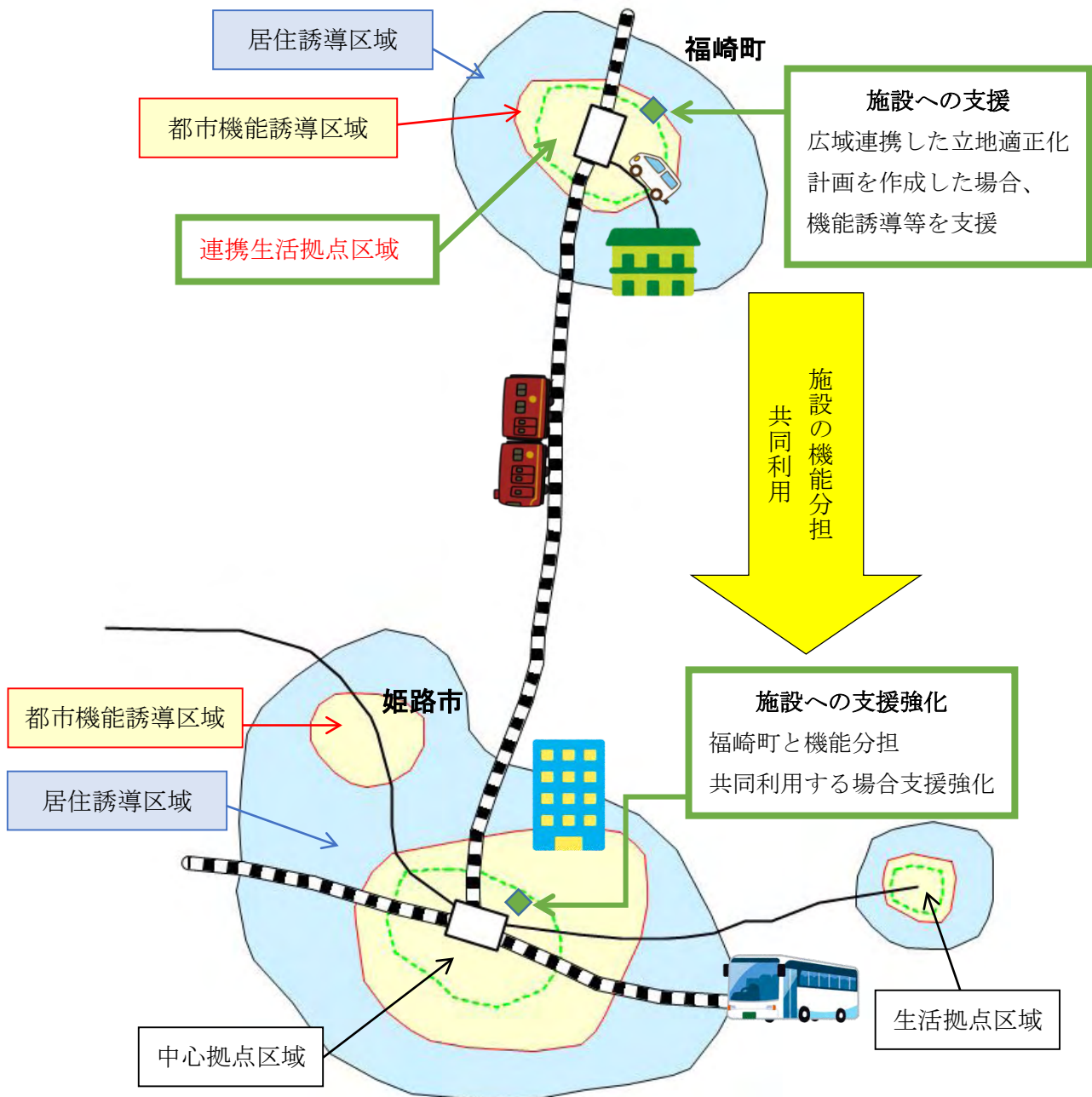
■課題解決による立地適正化計画策定のイメージ



※都市機能誘導区域内での連携生活拠点区域の設定について

複数市町村による広域的な生活圈や経済圏が形成されている場合、関連する市町村が連携して都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成することにより、圏域全体のコンパクト化・地域の活性化を図るとともに、当該圏域における都市機能（医療、老人福祉、商業等）が一定の役割分担の下で整備・利用されることにより、効率的な施設の整備・配置を実現するための支援が行われます。本町は、高度医療などの高次都市機能については、姫路市の中心拠点都市と連携して機能を確認し、図書館などは相互利用を進めます。

■計画の策定イメージ



第3章 福崎町における立地適正化計画

- 1 立地適正化計画を策定する意義
- 2 立地適正化計画を策定する目的
- 3 立地適正化計画で定める内容
- 4 目指すべき都市構造

第3章 福崎町における立地適正化計画

1 立地適正化計画を策定する意義

本町が立地適正化計画を策定する意義や、計画の具体化による町民の生活イメージ、公共ネットワークとの関係等をまとめました。

(1) 立地適正化計画を策定する意義

(なぜ立地適正化計画を策定するのか?)

現在の市街地のままで人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な都市機能が低下し、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

このため、人口減少・高齢化社会に適応可能な都市づくりを進める必要があります。

具体的には、都市の骨格を形成する、都市機能誘導区域（JR福崎駅、福崎町役場周辺）を生活圏の暮らしやすさを守る「拠り所」として維持するとともに、公共交通の充実を図ることで町民全体の暮らしやすさを維持し、さらには町全体の交流促進により都市そのものの魅力向上や風格の維持を図り、都市活力向上を図るため本計画を策定します。

(2) 都市機能誘導区域の必要性

(どのような手段で、町民の暮らしやすさを維持するのか?)

市街化区域の核となる都市機能誘導区域で、日常生活サービス機能を維持・確保します。

<都市機能誘導区域とは>

商業・医療等の日常生活サービス機能を町の拠点で維持・確保することにより、生活に必要なサービスを受けることが出来る区域のことです。人口減少下において、町に居住する住民の暮らしを守る「拠り所」となります。

<拡散した市街化区域で人口が減少し人口密度が低下すると>

居住地周辺から医療・商業等の日常生活サービス機能が撤退する恐れがあり、身近に利用できなくなることで、町民の日常生活に支障が生じる可能性があります。

<都市機能誘導区域の設定>

そこで、都市機能誘導区域を設定し、そこに都市機能の立地を促すことで、日常生活サービス機能を維持・確保し、町民の暮らしやすさを維持します。

(3) 居住誘導区域の必要性

(居住誘導区域における人口密度の維持)

都市機能誘導区域や利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保します。

<居住誘導区域とは>

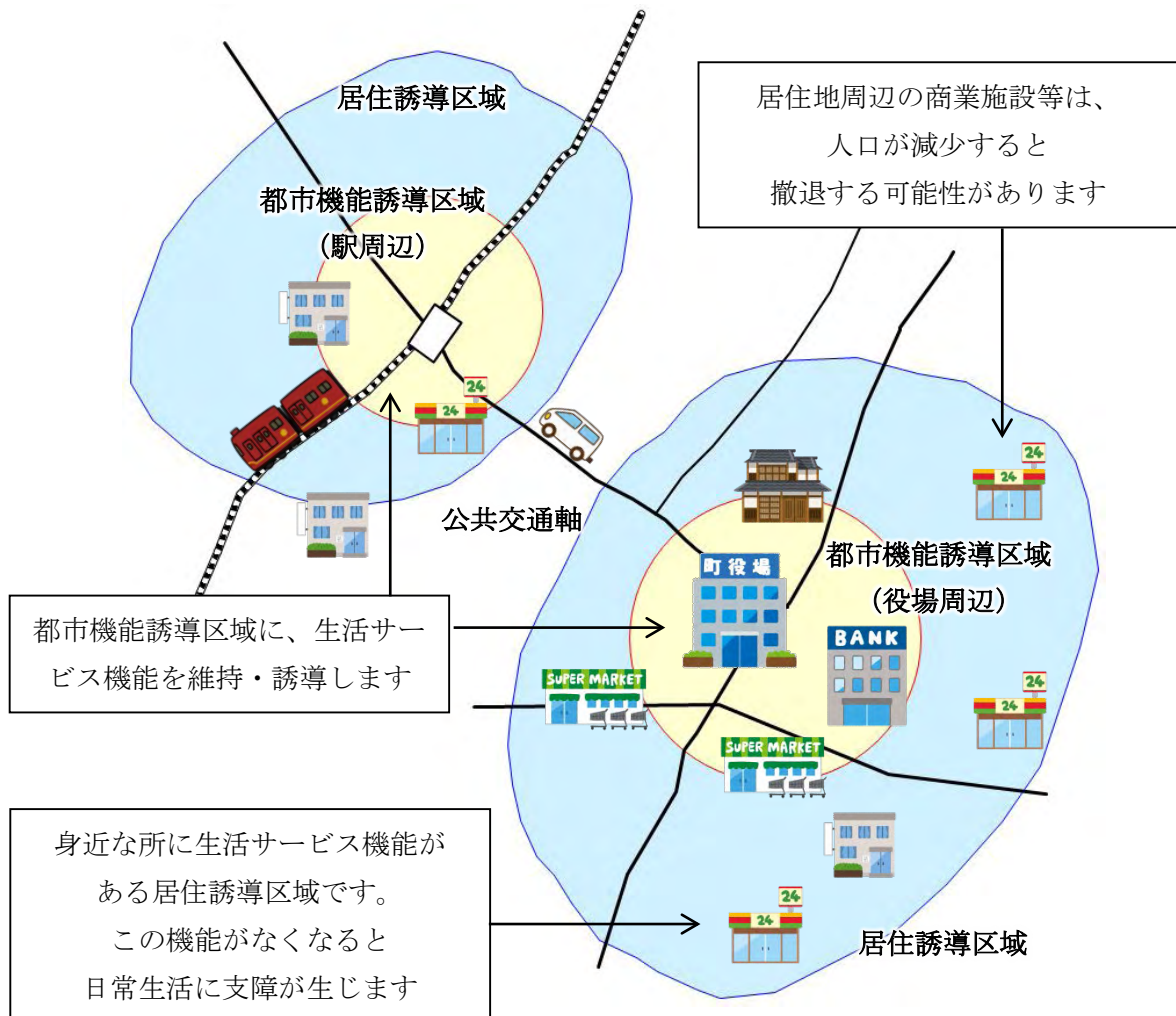
人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の持続性が確保されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域のことです。

<拡散した市街地で人口が減少し人口密度が低下すると>

身近にある日常生活サービス機能が衰退し、生活の利便性が低下するとともに、空き地・空き家の増加等が懸念されます。公共交通が衰退し、移動しにくく暮らしにくいまちになることが予想されます。

<居住誘導区域の設定>

そこで、都市機能誘導区域及び利便性の高い公共交通軸の沿線に居住誘導区域を設定し、一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通などを確保し、町民の暮らしやすさを維持します。



(4) 公共交通ネットワーク充実の必要性

公共交通による都市機能誘導区域へのアクセスや区域間のアクセスを充実させることにより利便性の高い公共交通軸ネットワークを確保し、日常生活サービス機能を利用しやすい環境を維持します。

<公共交通ネットワークの充実とは>

人口減少下においても、都市機能誘導区域・居住誘導区域内と区域間を結び、日常生活の移動を支えるバス路線の維持と強化を図ります。さらに、広域的な移動を支える鉄道の維持・強化も図ります。

<拡散した市街地で人口が減少し人口密度が低下すると>

公共交通の利用者が減少してサービス水準(路線数、運行本数等)が低下すると、今後増加が想定される自動車を自由に利用できない人(高齢者等)にとって、移動しにくく暮らしにくいまちなることが想定されます。

<公共交通ネットワークの充実>

そこで、公共交通ネットワークの充実を図り、都市機能誘導区域・居住誘導区域間のアクセスや、居住地から都市機能誘導区域までのアクセスを充実させ、町民の暮らしやすさを維持します。

2 立地適正化計画を策定する目的

本計画の意義や計画策定後の生活イメージなどを踏まえて、本町における計画の目的や効果を整理しました。

(1) 立地適正化計画の目的

- ・本町の現在の暮らしやすさを、人口減少・超高齢化社会においても維持します。
- ・本町的发展を牽引するため長期的に都市活力や魅力を維持します。

(2) 本計画の都市構造の実現によって見込まれる効果

- ・都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・誘導するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性が向上し、日常生活の利便性が確保されます。
- ・生活サービス機能が住まいの身近に存在する、高齢者等が歩いて暮らせる都市構造が形成されることで、元気な高齢者が増え、社会保障費の抑制、地域コミュニティの維持・活性化等に繋がります。
- ・暮らしやすい町の生活環境が維持・形成されることで、町としての魅力が向上します。
- ・中心市街地等における都市機能の維持・誘導などにより、福崎町ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加に繋がります。
- ・都市経営の効率化(公共施設等の統廃合・長寿命化など)により、行政サービスの水準が一定程度確保されます。

3 立地適正化計画で定める内容

(1) 立地適正化計画の区域

本計画の区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき、福崎町内の都市計画区域とします。

(2) 立地適正化計画の計画期間

本計画の期間は、現在から概ね 25 年後の平成 52 (2040) 年とします。

(3) 立地適正化計画の基本方針

本町では、都市機能誘導区域・居住誘導区域を、町民の生活を守り続ける「生活の拠り所」として設定するとともに、歴史・文化資源を「観光・交流の拠り所」として設定します。

立地適正化計画が目指す将来の都市像

活力にあふれ 住みやすく 風格のあるまち・福崎

活力あふれる「生活の拠り所」

昼間人口比率が非常に高いという特徴を活かしたまちづくり (若い世代の移住・定住化促進)

住みやすい「生活の拠り所」

コンパクトタウン (徒歩圏内に都市機能が充実) の特性を活かしたまちづくり

病院等の高次都市機能が広域連携で整備された安心な居住環境

風格のある「観光・交流の拠り所」

豊かな自然や歴史文化資源を活かしたまちづくり

※「生活の拠り所」：都市機能の利便性が維持される区域。居住しやすい区域。

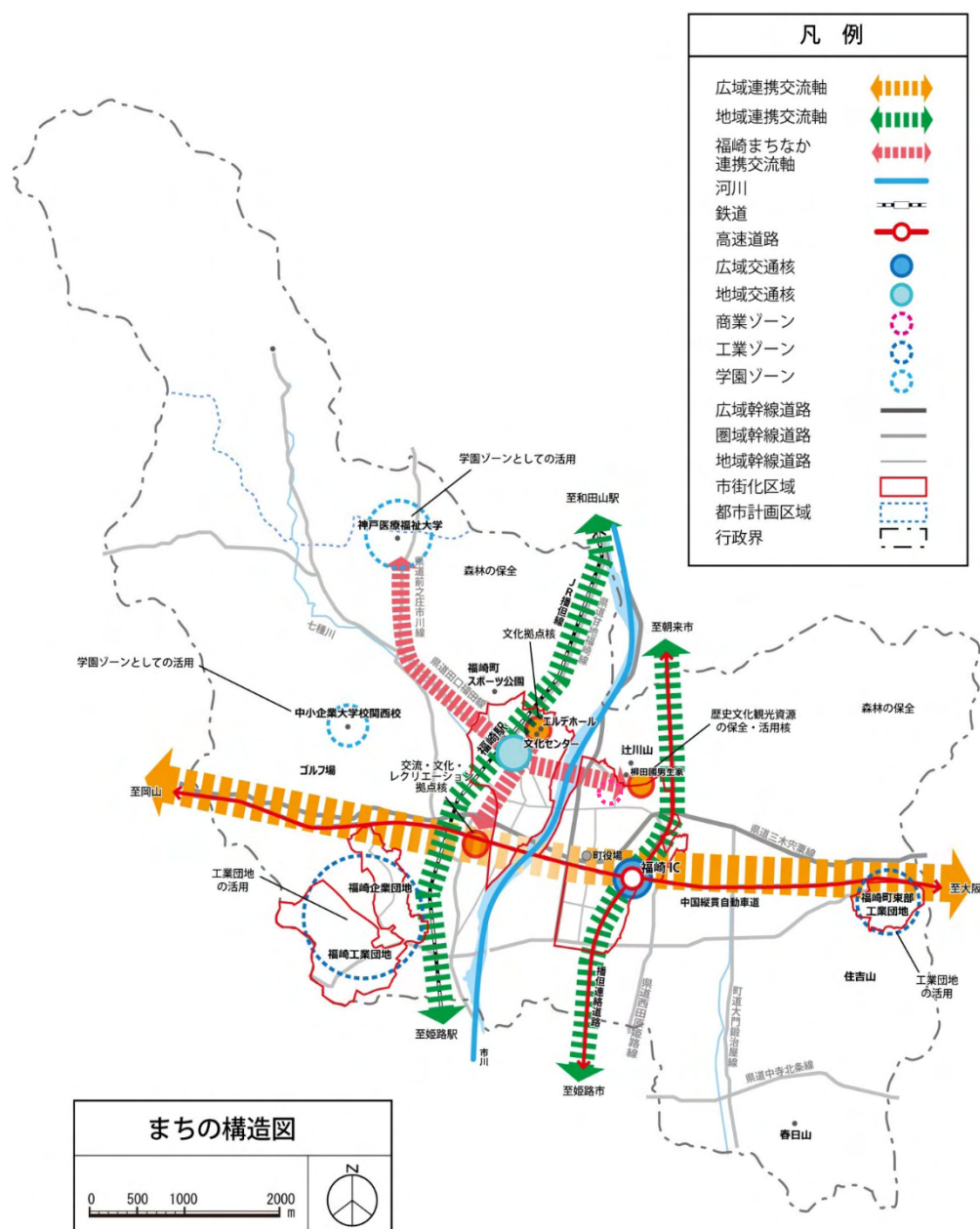
※「観光・交流の拠り所」：町の活力維持が図られる区域

- ① 昼間人口比率が県内一 (平成 22 年国勢調査実績) という特徴を活かし、若い世代の移住・定住化を促進して活力あふれるまちを目指します。
- ② J R 福崎駅と福崎町役場を町の拠点として、地域公共交通の再編を含めた充実を図りながら、都市機能や公共施設の適切な配置によるコンパクトなまちの形成に努めます。
- ③ 長期的な課題である J R 福崎駅周辺の整備を推進することにより、駅周辺のにぎわいを創出し、病院等の高次都市機能が広域連携で整備された住みやすいまちを目指します。
- ④ 町の中心地と東西の工業団地、市街化調整区域の各集落を、都市計画道路を始めとする道路ネットワークで結び、地域公共交通の充実を図ることにより、誰もが住みよいまちを目指します。
- ⑤ 文化・観光資源を活かしたまちづくりを推進し、町外からの来訪者のさらなる増加を図り、活力と風格のあるまちを目指します。
- ⑥ 市街化調整区域については、都市計画マスタープランの考え方にもとづいて特別指定区域制度の活用などを行い、集落の活力維持に努めます。

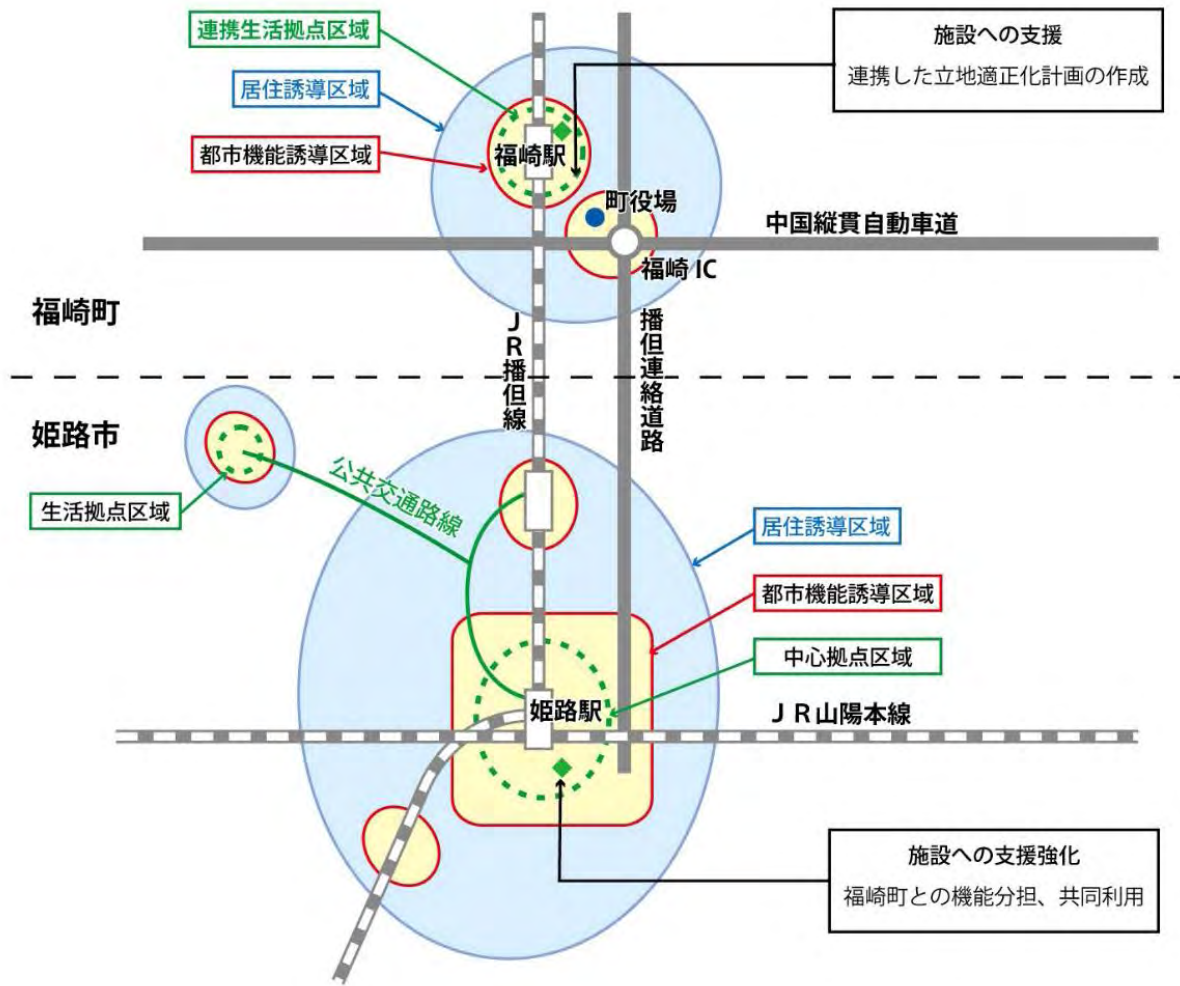
4 目指すべき都市構造（都市計画マスタープランより）

立地適正化計画が目指す都市構造は、上位計画との整合性や目指すべきまちづくりの方向性を見据えながら、下記の方針で策定します。

- 人口や都市機能増進施設が公共交通施設や結節点周辺に集積し、公共交通アクセス性及び安全・安心なゆとりある居住環境の高い「拠点」を形成します。
- 人口減少の中でも将来に渡り一定の運行水準が維持される各拠点地区を接続する「公共交通軸」を形成し、持続可能な多核連携型都市構造の構築を図ります。
- この都市構造の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”（コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持）を進めます。
- 高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域と連携して機能を確保していきます。



■連携生活拠点区域の設定による広域的な都市構造



第4章 都市機能誘導区域

- 1 福崎町における都市機能誘導の方針
- 2 都市機能誘導拠点の選定
- 3 都市機能誘導区域と都市機能増進施設の設定
(誘導施設)

第4章 都市機能誘導区域

1 福崎町における都市機能誘導の方針

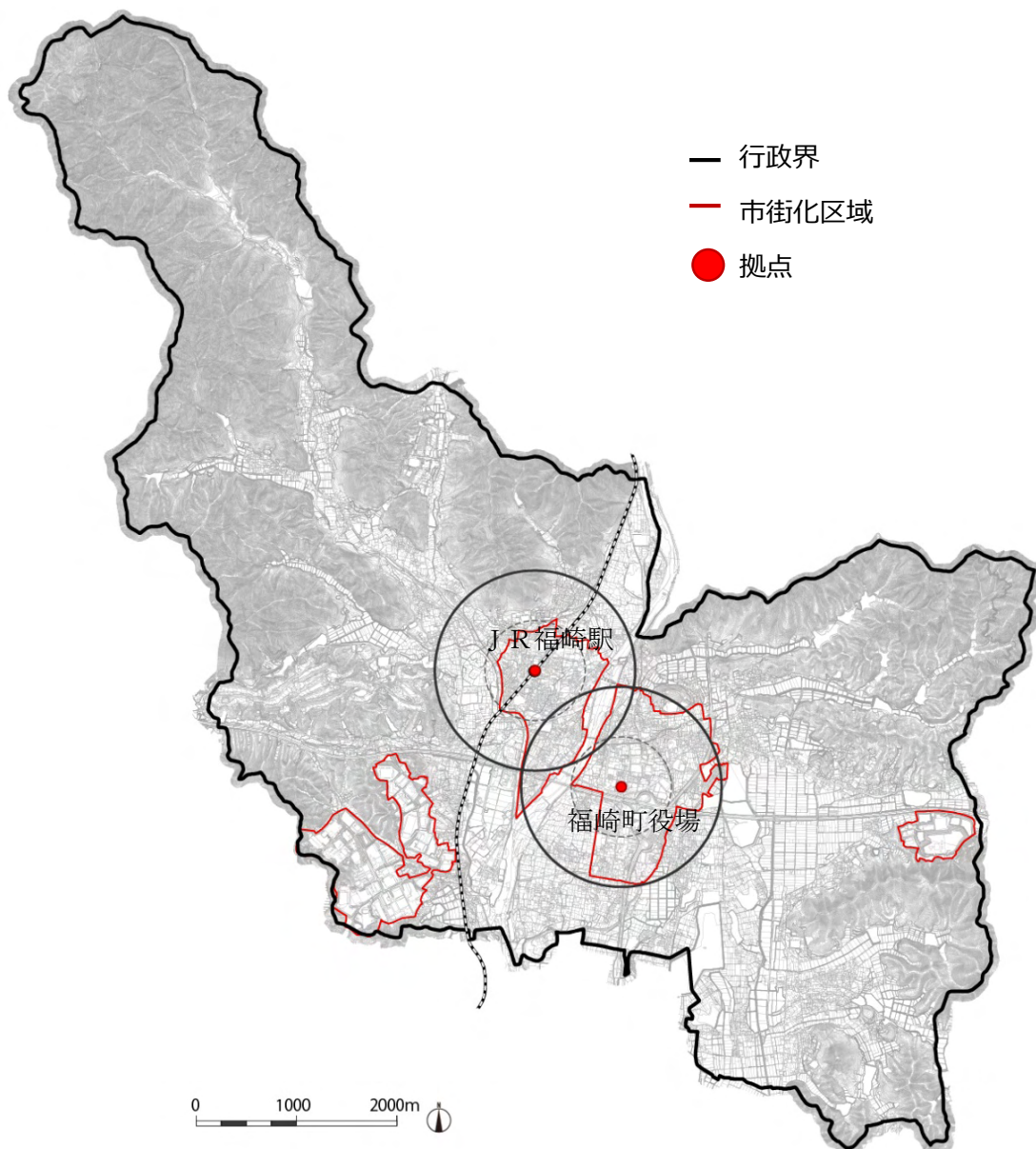
福崎町らしい都市機能の誘導は、下記の方針で策定します。

- ・都市計画マスタープランや交通計画等の上位計画で位置付けられた鉄道駅や交通結節点などを都市機能の集積を図る拠点の候補とします。
- ・上記以外の一定規模の人口集積がある地区、観光拠点などのまちなかのにぎわいがある場所についても、都市機能の誘導を図る候補地とします。

2 都市機能誘導拠点の選定

福崎町で都市機能誘導を図る拠点は下記の2つを設定します。

- ①市街化区域内の鉄道駅で、福崎町の“顔”でもある「JR福崎駅」
- ②広域的な交通結節点である福崎ICに近接する、「福崎町役場」



3 都市機能誘導区域と都市機能増進施設（誘導施設）の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定

1) 区域の設定方針

本町の都市機能誘導区域は、下記の方針で定めます。

①公共交通機関からの利用圏域を考慮して設定

区域の範囲は、鉄道駅からの利用圏域（半径 1,000m）を基本とします。

福崎町役場周辺については、役場からの利用圏域を基本とします。

②都市計画の用途地域に基づく区域の設定

「都市機能誘導区域」の設定は、下記のいずれかに該当する区域を基本とします。

- ・用途地域が、準工業地域、近隣商業地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第一種住居地域
- ・ただし、第一種低層住居専用地域、工業専用地域は、都市機能増進施設立地の主旨にそぐわないので、区域設定の対象から除外します

③都市機能増進施設（誘導施設）の立地状況を考慮

医療・商業等の都市機能増進施設（誘導施設）の立地状況を考慮します。

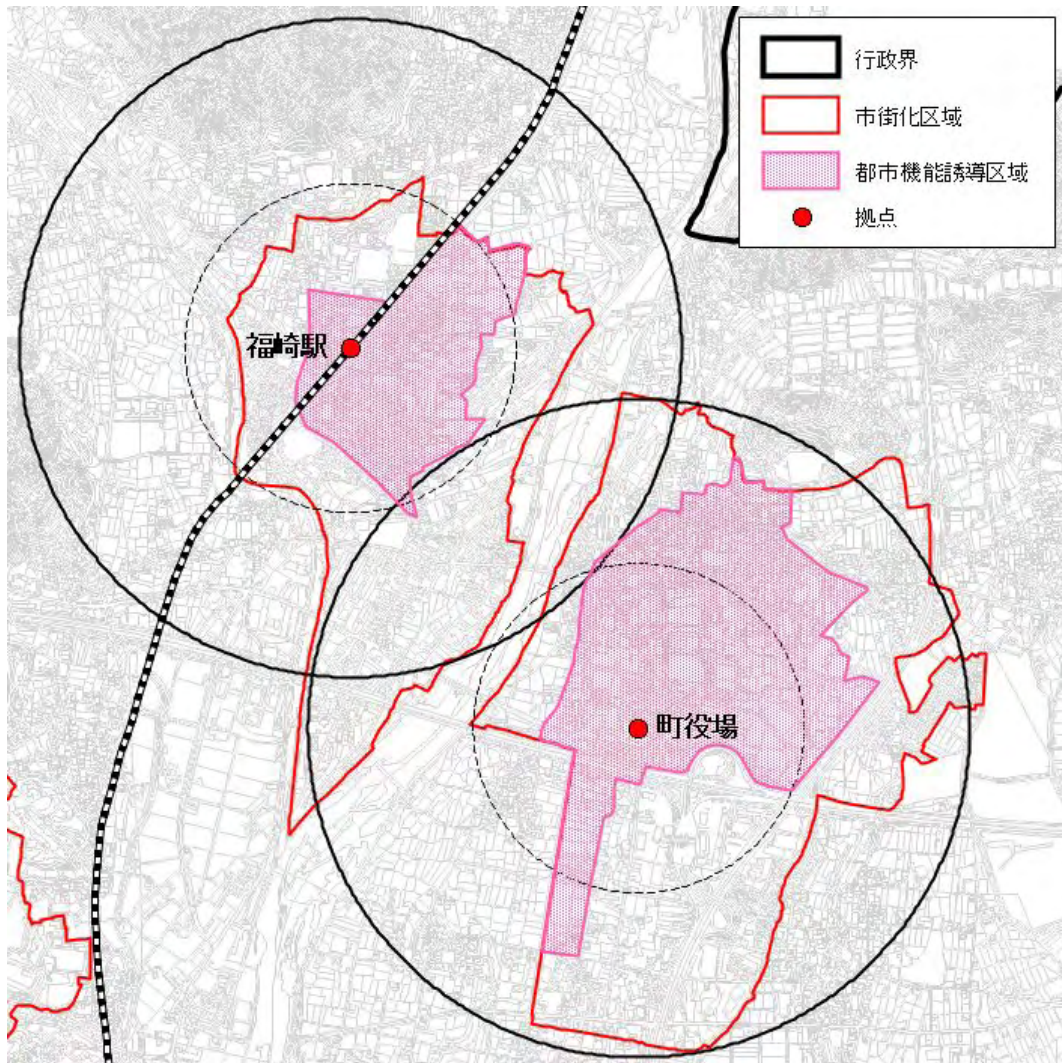
以上を基本に、現地の地形・地物や用途地域境界等をもとに区域を定めます。

2) 区域の設定

本町の都市機能誘導区域は、該当拠点毎に 1) の方針に沿って下記のように設定します。

設定方針	J R 福崎駅	福崎町役場
<方針①> 公共交通機関からの利用圏域を考慮して設定	・ J R 福崎駅からの利用圏域(半径 1,000m)を基本とします。 ↓	・ 福崎 IC に近い福崎町役場からの利用圏域(半径 1,000m)を基本とします。 ↓
<方針②> 都市計画の用途地域に基づく区域の設定	下記の用途区域を誘導区域の対象とします。 ・ 駅側に隣接する近隣商業地域 ・ 駅側の文化センター、商工会館が立地する準工業地域 ・ 駅周辺の第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域のうち、駅周辺整備の計画対象区域 ↓	下記の用途区域を誘導区域の対象とします。 ・ 福崎町役場周辺の第二種住居地域 ・ 辻川周辺の近隣商業地域と第一種住居地域 ・ 福崎町役場と辻川にはさまれた第二種中高層住居専用地域 ・ 中国道南側の第一種住居地域と、この区域に隣接する準工業地域 ↓
<方針③> 都市機能増進施設（誘導施設）の立地状況を考慮	下記の都市機能増進施設の立地を踏まえて区域を設定します。 ・ 商工会館 ・ 文化センター ・ 生活科学センター ・ エルデホール ・ 第 1 体育館 ・ 駅東側県道 405 号沿いの生活利便施設 ↓	下記の都市機能増進施設の立地を踏まえて区域を設定します。 ・ 福崎町役場 ・ 福崎郵便局 ・ 福崎町役場周辺の銀行 ・ 県道三木穴栗線沿道の生活利便施設 ・ 南田原～辻川西間の生活利便施設 ・ 辻川交差点周辺の生活利便施設 ↓
地形・地物による区域の設定	上記区域内の地形・地物から区域を設定	上記区域内の地形・地物から区域を設定

【都市機能誘導区域】



(2) 都市機能増進施設（誘導施設）の設定

利用圏域内にあるべき都市機能増進施設（誘導施設）は、その利用圏域内人口のカバー率をもとにそのサービス水準を把握し充足・不足等の考察を行い、誘導を図るべき施設を設定します。

1) 基本的な考え方

都市機能増進施設（誘導施設）とは、(1) で定めた都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設のこと、拠点及び町域全体における現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し必要な施設を定めます。

① 都市機能増進施設（誘導施設）の定義

本町における都市機能増進施設（誘導施設）は、住民の生活利便性を維持するとともに町域の発展なども踏まえて下記のように定義します。

- ・人口減少・超高齢化社会においても、住民の生活利便性を維持するために都市機能誘導区域内に誘導・維持・確保する、地域の日常生活に必要な施設（医療施設、老人福祉施設、子育て支援施設、生活利便施設）とします。
- ・各都市機能誘導区域内の日常生活に必要な施設について、人口カバー率からそのサービス水準を把握し「維持」や「誘導」が必要な都市機能増進施設（誘導施設）を定めます。
- ・JR福崎駅周辺については、本町だけでなく、姫路市との連絡や連携に必要な役割を担っていることから、幅広い集客・交流等を提供し本町の都市活力向上に貢献する都市機能も有する施設とします。
- ・「維持」「誘導」の考え方は以下の通りとし、この内容を踏まえた都市機能増進施設（誘導施設）を各都市機能誘導区域に定めます。

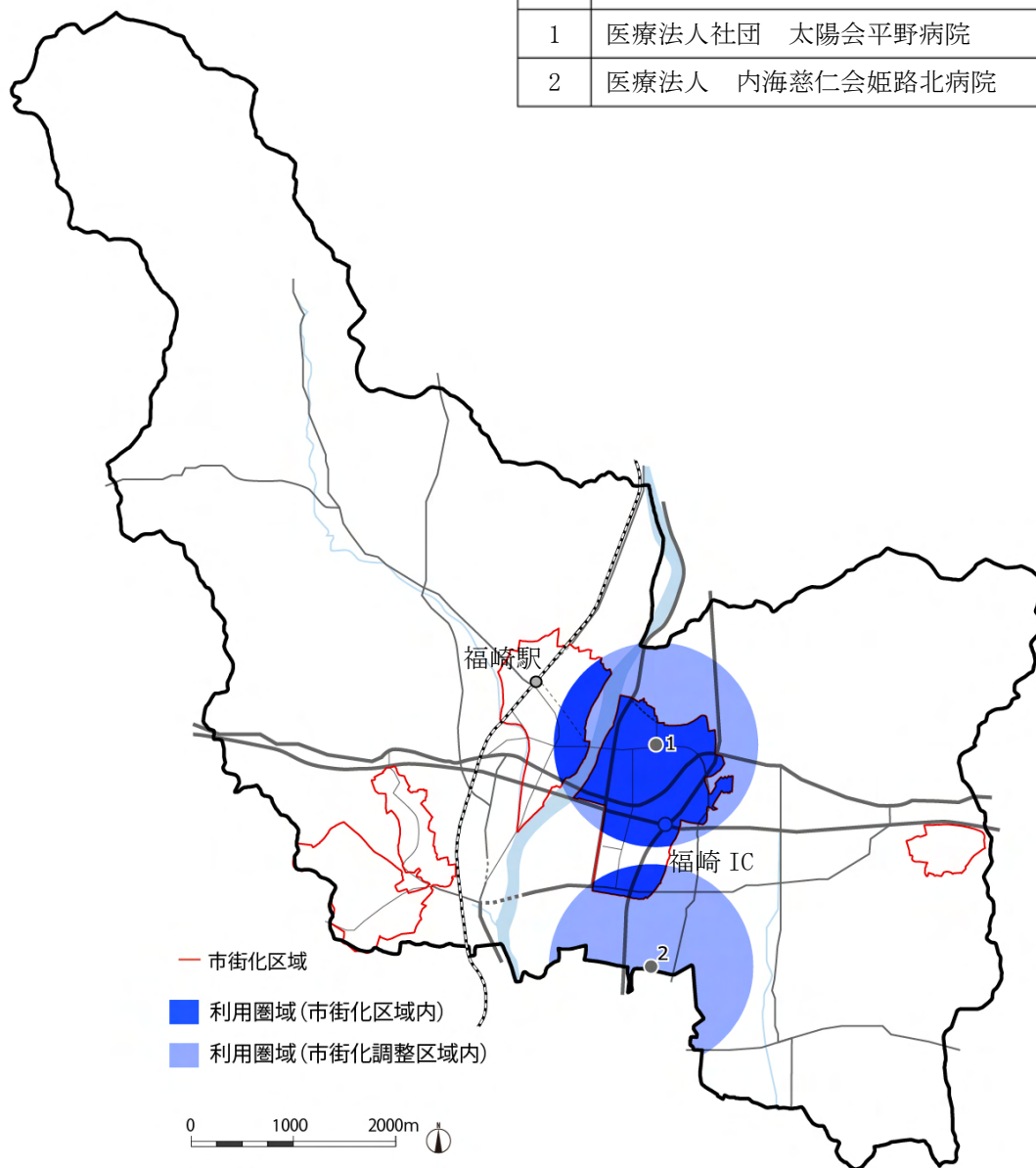
誘導の方法	考え方
維持	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導区域内に必要な都市機能増進施設（誘導施設）が既に立地している場合はその施設を「維持」型として位置づけ将来にわたって当該都市機能誘導区域内でその機能を維持するための施策を検討します。・「維持」型の施設が立地する都市機能誘導区域に、その施設と同じ機能を有する施設が新たに立地する場合、支援は行なわないものとし、届出は必要ありません。 ※届出制度は、第7章を参照
誘導	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導区域内に必要な都市機能増進施設（誘導施設）が現在立地していない場合は、その施設を「誘導」型として位置づけ、将来にわたって当該都市機能誘導区域内にその施設を誘致できるような支援施策を検討します。・「誘導」型の施設が都市機能誘導区域外に立地する場合は、届出制度によりその動きを把握し、都市機能誘導区域内への緩やかな誘導を図ります。

②都市機能増進施設（誘導施設）の人口カバー率の算出

a 医療施設

病院の人口カバー率は55.7%ですが、その機能を診療所が補完するかたちで立地しており、医療施設としては100%の人口カバー率を示しています。

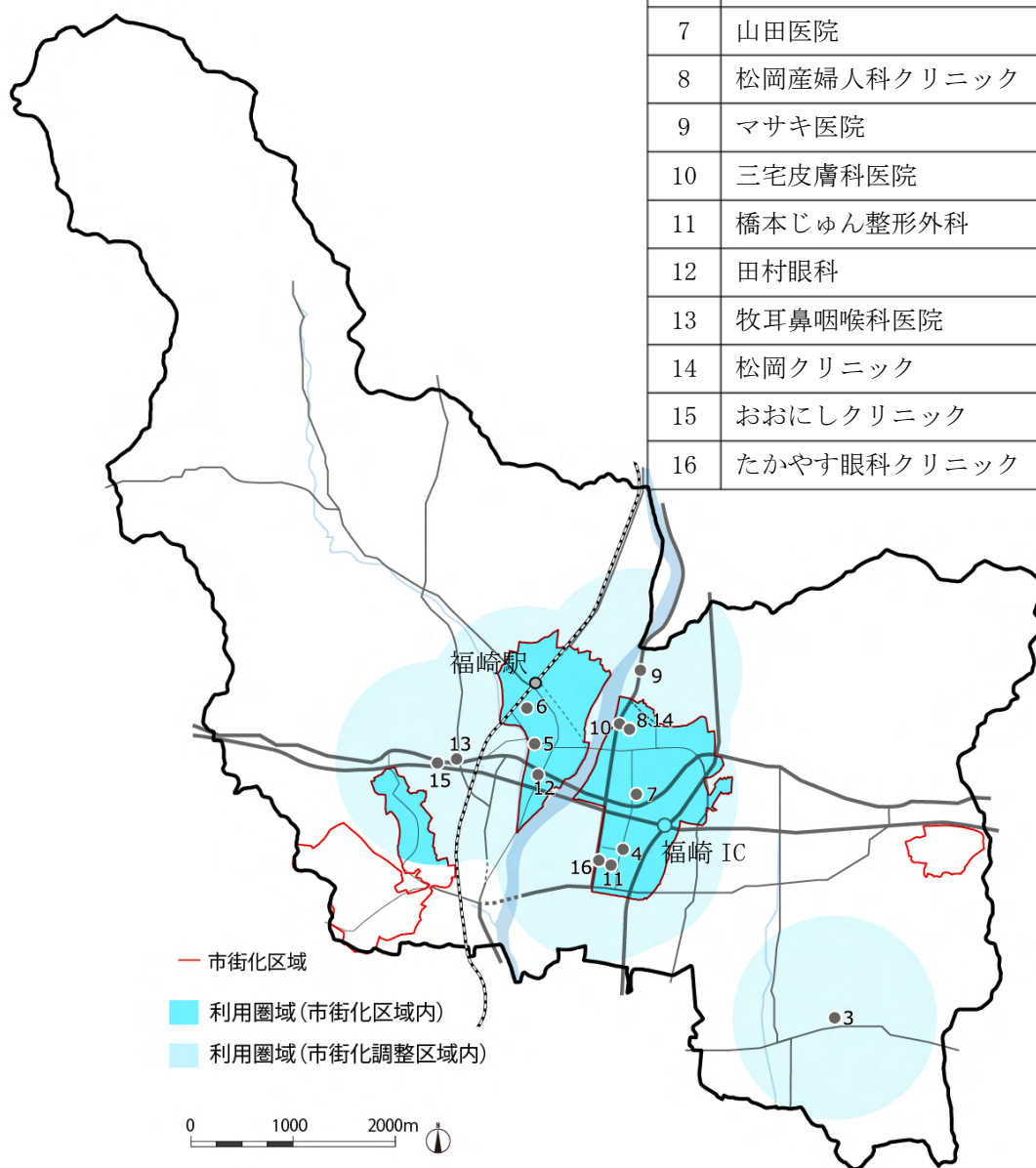
NO	名称
1	医療法人社団 太陽会平野病院
2	医療法人 内海慈仁会姫路北病院



病院の利用圏域

※利用圏域：施設半径1km

NO	名称
3	城谷医院
4	ミナミ整形外科内科
5	アキタケ外科医院
6	吉田クリニック
7	山田医院
8	松岡産婦人科クリニック
9	マサキ医院
10	三宅皮膚科医院
11	橋本じゅん整形外科
12	田村眼科
13	牧耳鼻咽喉科医院
14	松岡クリニック
15	おおにしクリニック
16	たかやす眼科クリニック



診療所の利用圏域

■ 病院及び診療所のカバー率

区域	病院	診療所			医療施設圏
		内科	外科	その他	
市街化区域	55.7%	100.0%	86.5%	90.3%	100.0%
市街化調整区域	17.9%	53.0%	26.4%	30.8%	62.4%

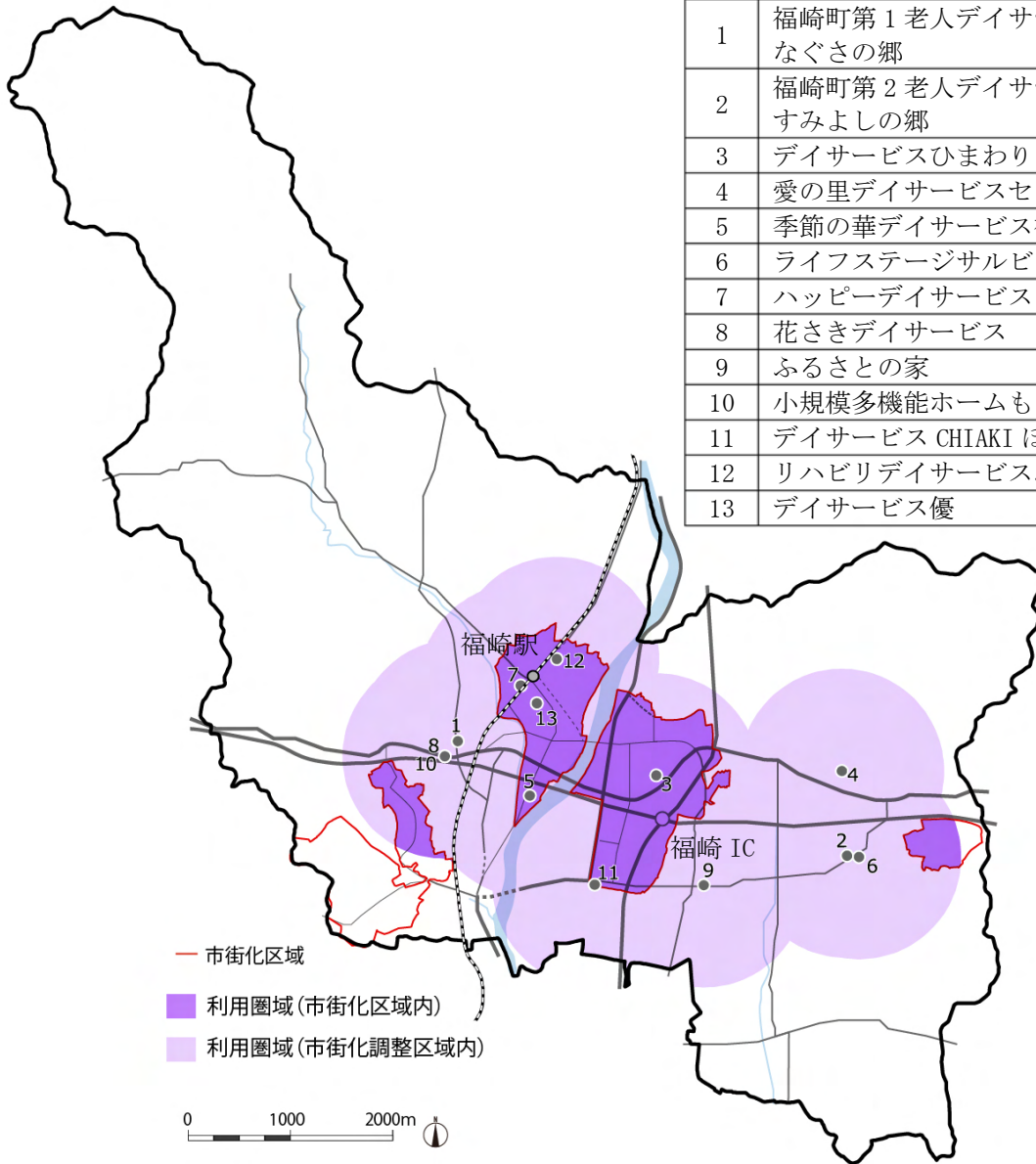
※人口カバー率：市街化区域内人口及び市街化調整区域内人口に対する利用圏域内人口の割合（住基データ（H27.4）に基づく）

※利用圏域：施設半径1km、尚、立地適正化計画では歯科は対象医療施設となっていない。

b 老人福祉施設

老人福祉施設の人口カバー率は、100%と高いカバー率を示しています。

NO	名称
1	福崎町第1老人デイサービスセンター なぐさの郷
2	福崎町第2老人デイサービスセンター すみよしの郷
3	デイサービスひまわりの広場
4	愛の里デイサービスセンター
5	季節の華デイサービス福崎
6	ライフステージサルビア
7	ハッピーデイサービス
8	花さきデイサービス
9	ふるさとの家
10	小規模多機能ホームもちもちの木
11	デイサービス CHIAKI ほおずき福崎
12	リハビリデイサービスふくさき
13	デイサービス優



老人福祉施設の利用圏域

■ 老人福祉施設のカバー率

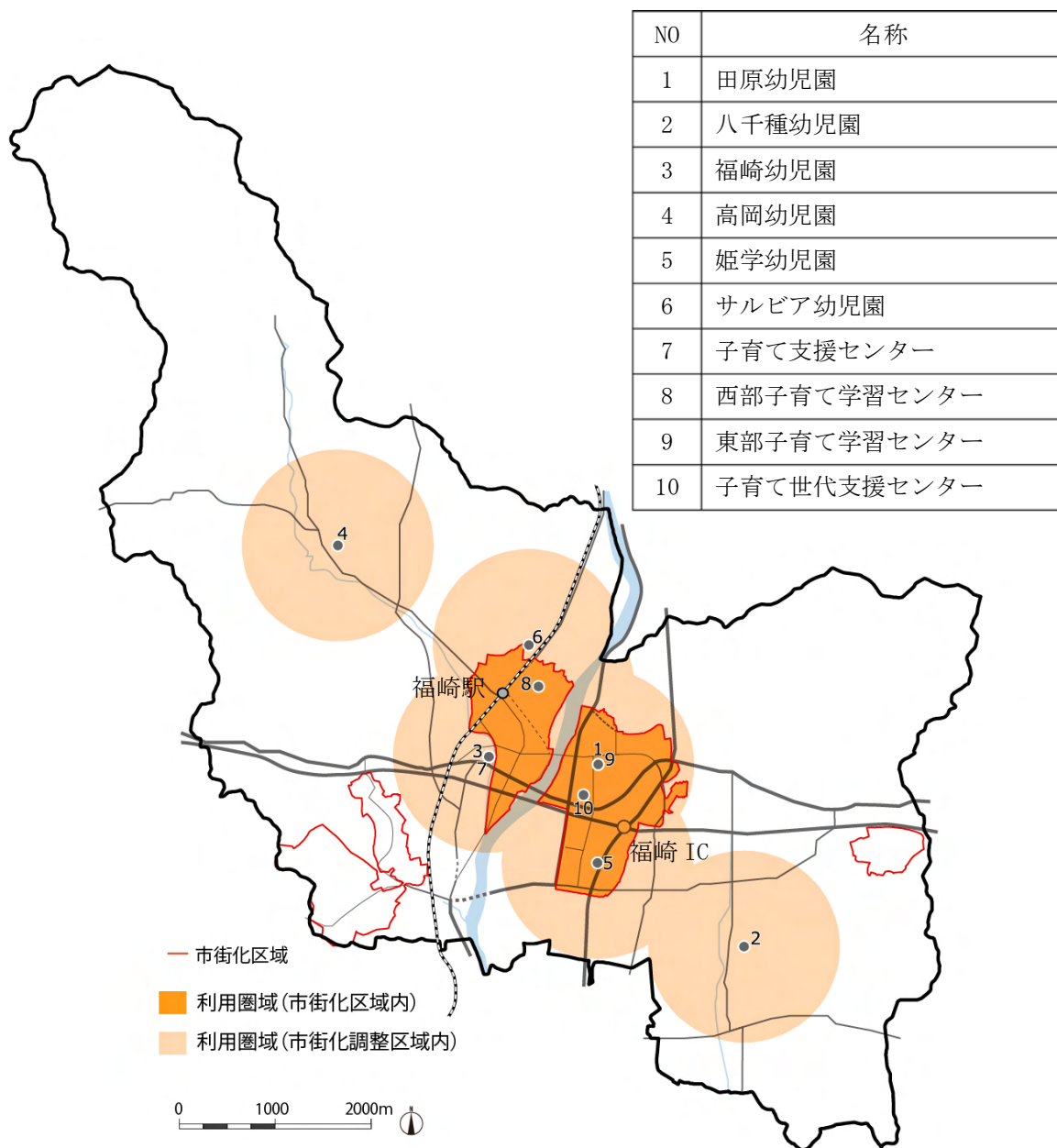
区域	老人福祉施設圏
市街化区域	100.0%
市街化調整区域	62.3%

※人口カバー率：市街化区域内人口及び市街化調整区域内人口に対する利用圏域内人口の割合（住基データ（H27.4）に基づく）

※利用圏域：施設半径1km

c 子育て支援施設

子育て支援施設（認定こども園等）の人口カバー率は100%です。



子育て支援施設の利用圏域

■ 子育て支援施設のカバー率

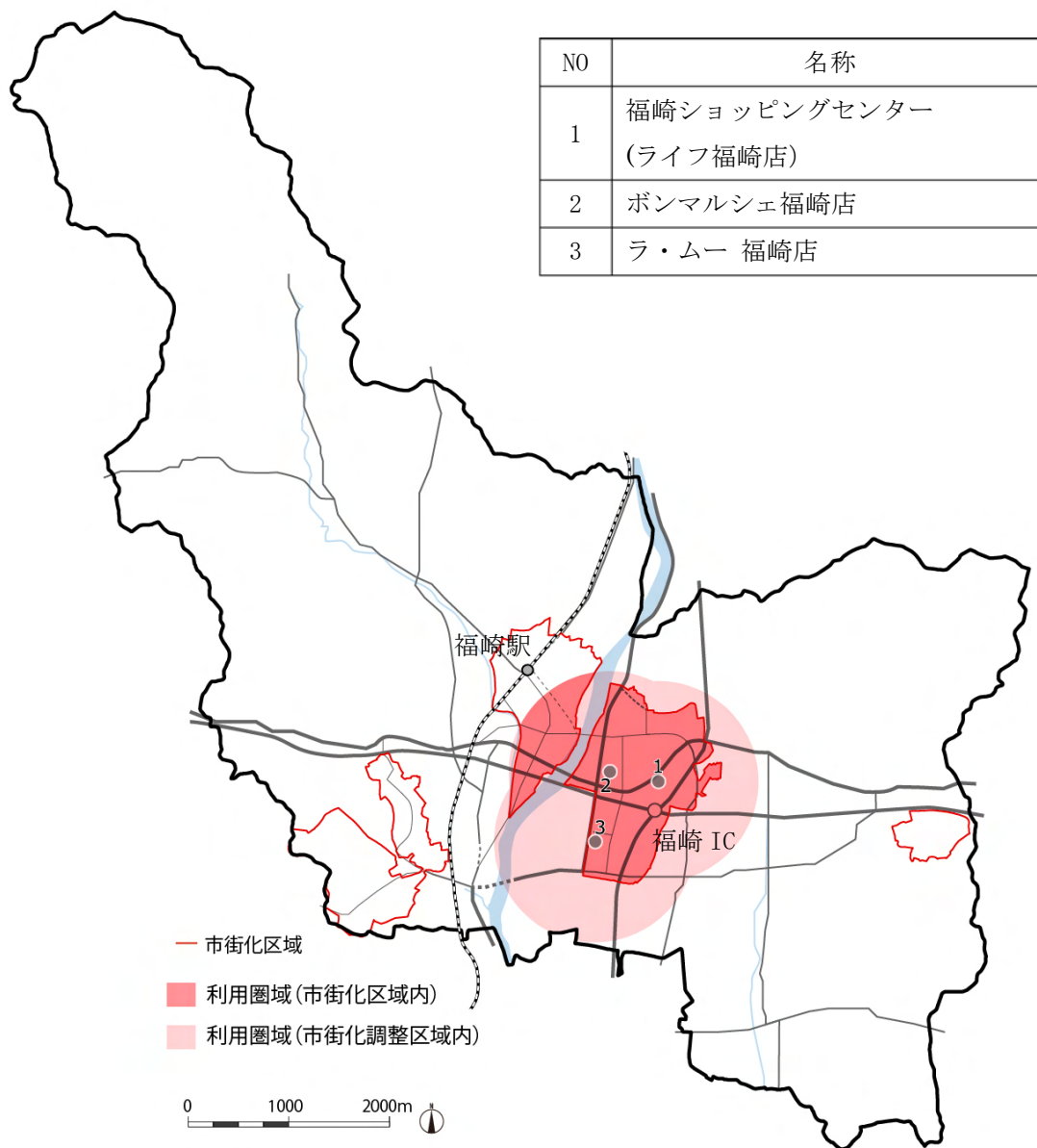
区域	子育て支援施設圏
市街化区域	100.0%
市街化調整区域	59.7%

※人口カバー率：市街化区域内人口及び市街化調整区域内人口に対する利用圏域内人口の割合（住基データ（H27.4）に基づく）

※利用圏域：施設半径1km

d 生活利便施設

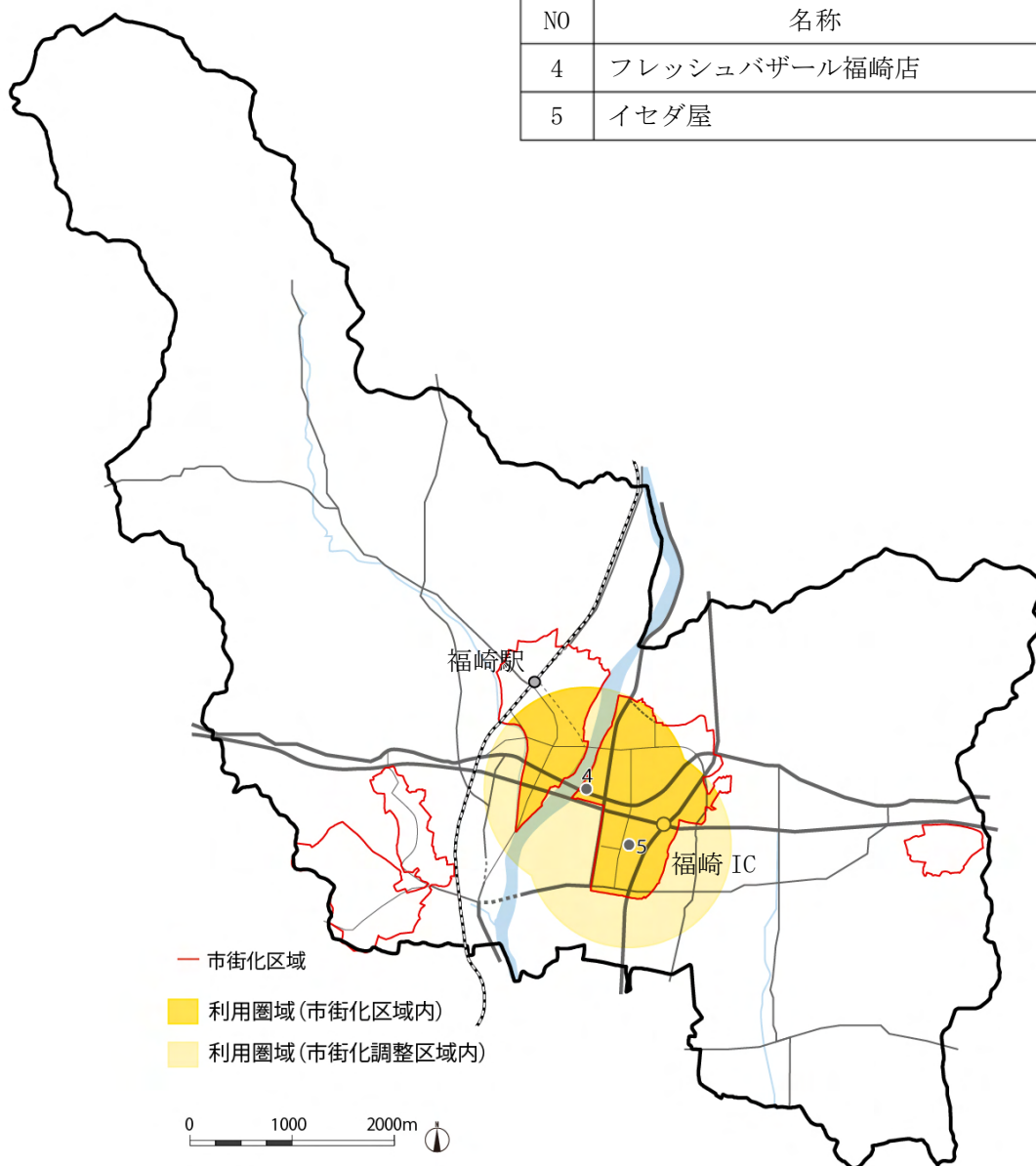
大規模小売店舗の人口カバー率は70.6%ですが、地域密着型のスーパーやコンビニエンスストアがその機能を補完するかたちで立地しており、生活利便施設の人口カバー率は99.1%とほぼ100%に近いカバー率です。



大規模小売店舗の利用圏域

※利用圏域：施設半径1km

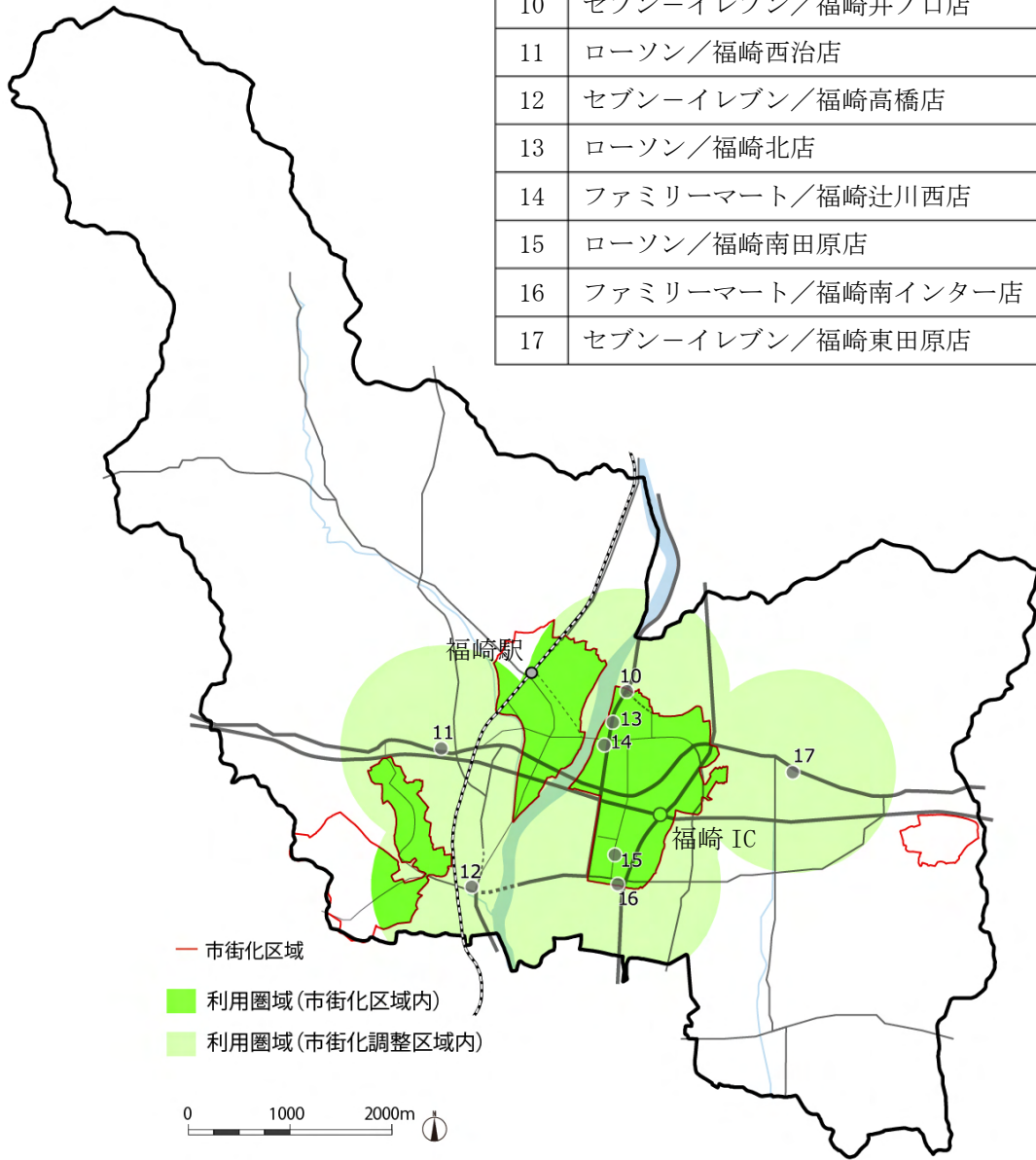
NO	名称
4	フレッシュバザール福崎店
5	イセダ屋



食品スーパーの利用圏域

※利用圏域：店舗面積 500 m²以上の店舗を対象とした施設半径 1 km
 (規模については福崎町商工業振興基本条例により)

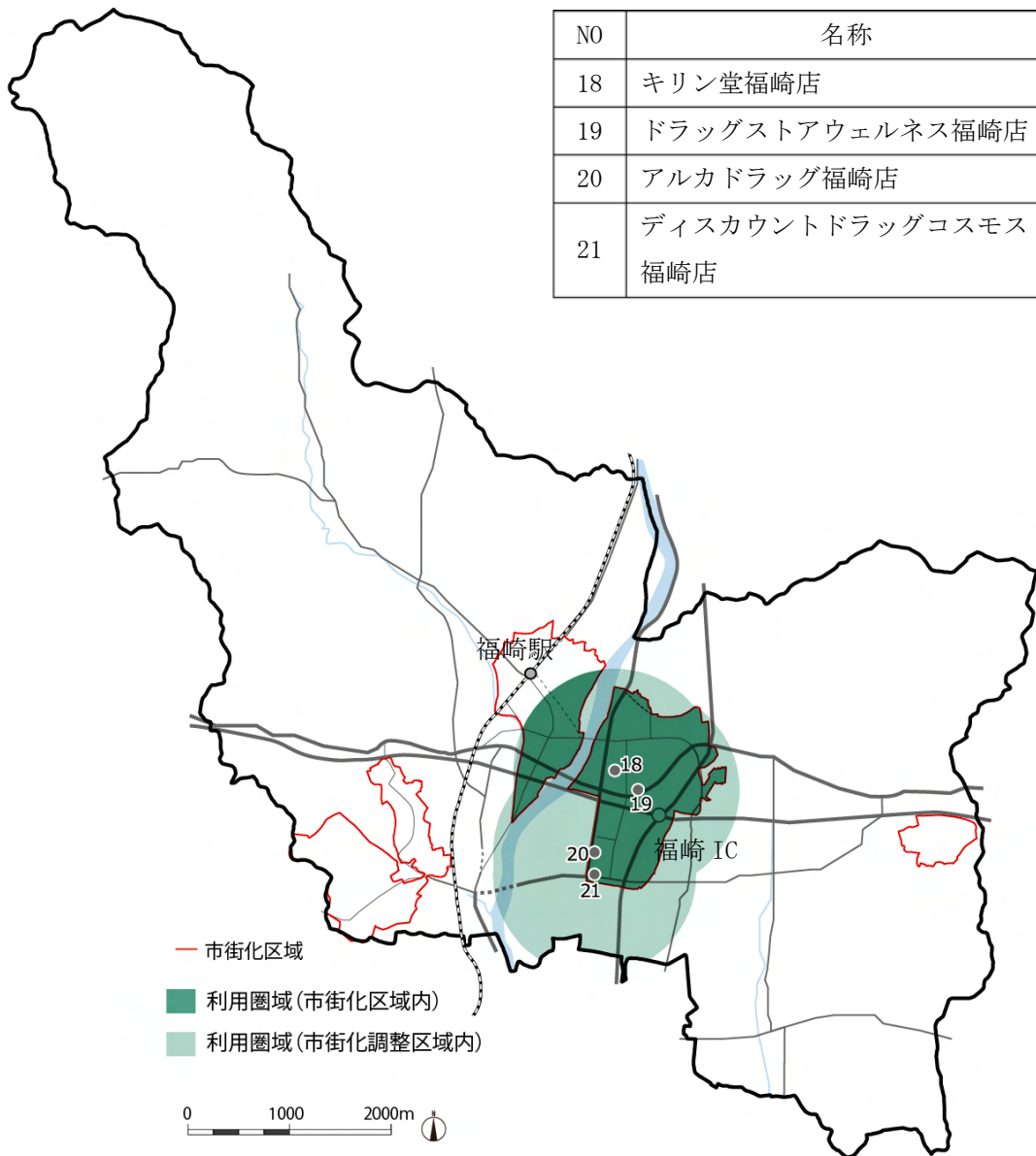
NO	名称
10	セブン-イレブン／福崎井ノ口店
11	ローソン／福崎西治店
12	セブン-イレブン／福崎高橋店
13	ローソン／福崎北店
14	ファミリーマート／福崎辻川西店
15	ローソン／福崎南田原店
16	ファミリーマート／福崎南インター店
17	セブン-イレブン／福崎東田原店



コンビニエンスストアの利用圏域

※利用圏域：施設半径 1 km

NO	名称
18	キリン堂福崎店
19	ドラッグストアウェルネス福崎店
20	アルカドラッグ福崎店
21	ディスカウントドラッグコスモス福崎店



ドラッグストアの利用圏域

■ 生活便利施設全体のカバー率

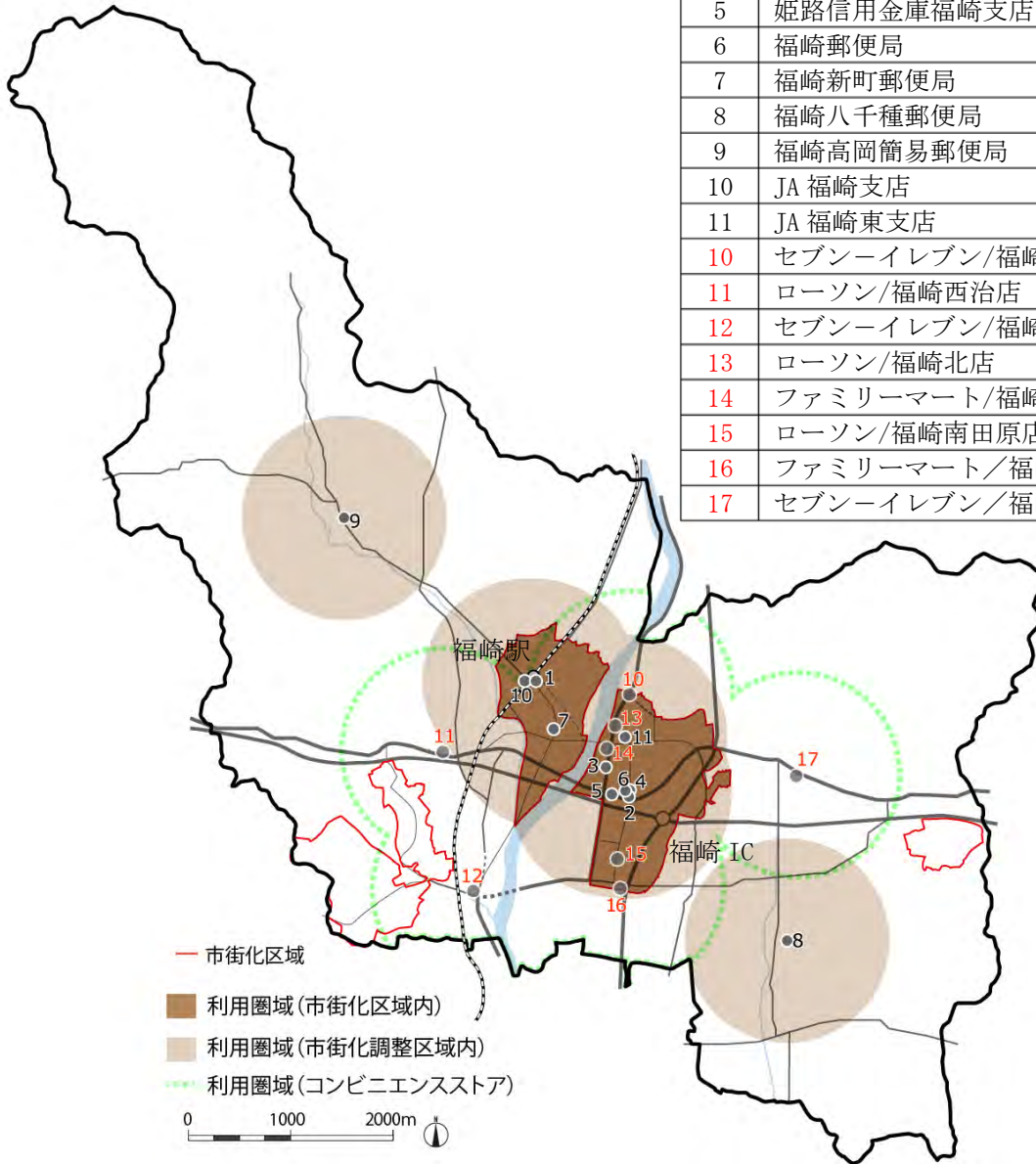
区域	大規模小売店舗	食品スーパー	コンビニエンスストア	ドラッグストア	生活便利施設圏
市街化区域	70.6%	69.6%	94.0%	72.9%	94.0%
市街化調整区域	18.6%	13.3%	51.6%	17.8%	51.9%

※人口カバー率：市街化区域内人口及び市街化調整区域内人口に対する利用圏域内人口の割合（住基データ（H27.4）に基づく）

※利用圏域：施設半径1km

※食品スーパー：店舗面積500㎡以上の店舗のみを算出の対象とする
（福崎町商工業振興基本条例による）

No.	名称
1	みなと銀行福崎支店
2	但馬銀行福崎支店
3	播州信用金庫福崎支店
4	但陽信用金庫福崎支店
5	姫路信用金庫福崎支店
6	福崎郵便局
7	福崎新町郵便局
8	福崎八千種郵便局
9	福崎高岡簡易郵便局
10	JA 福崎支店
11	JA 福崎東支店
10	セブン-イレブン/福崎井ノ口店
11	ローソン/福崎西治店
12	セブン-イレブン/福崎高橋店
13	ローソン/福崎北店
14	ファミリーマート/福崎辻川西店
15	ローソン/福崎南田原店
16	ファミリーマート/福崎南インター店
17	セブン-イレブン/福崎東田原店



金融施設の利用圏域

※赤字：コンビニエンスストアの番号

■ 金融施設のカバー率

区域	金融施設圏
市街化区域	100.0%
市街化調整区域	47.5%

※人口カバー率：市街化区域内人口及び市街化調整区域内人口に対する利用圏域内人口の割合（住基データ（H27.4）に基づく）

※利用圏域：施設半径1km

③都市機能増進施設（誘導施設）の設定

各拠点ごとの都市機能増進施設（誘導施設）（医療、老人福祉、子育て、生活利便）の人口カバー率によると、利用圏域内にあるべき都市機能増進施設は、病院と、駅周辺の生活利便施設以外は、現状でほぼ満足できる状態にあることが把握できました。

市街化区域内人口カバー率（％）		拠 点			
		① J R 福崎駅	②福崎町役場	市街化区域内計	
医療機関	病院	30.3%	74.7%	55.7%	
	診療所	内科	100%	100%	100%
		外科	99.4%	81.4%	86.5%
		その他	90.4%	93.3%	90.3%
老人福祉施設		100%	100%	100%	
子育て支援施設		100%	100%	100%	
生活利便施設	大規模小売店舗	34.3%	100%	70.6%	
	食品スーパー	46.8%	92.4%	69.6%	
	コンビニエンスストア	86.5%	100%	94.0%	
	ドラッグストア	39.5%	100%	72.9%	
金融施設		100%	100%	100%	

立地適正化計画で設定する都市機能増進施設は、下記の考え方で「維持」「誘導」を設定します。

<医療（病院）>

多くの町民が姫路市内や加西市など町外の施設を利用している現状を踏まえ、総合病院の機能については、鉄道や播但連絡道路を利用して姫路市と「広域連携」する方向で検討します。

郡内に1か所ある総合病院は、「維持」型の施設とします。

<医療（診療所）>

診療所については、内科の診療科が現状で充実していますが、外科は福崎町役場周辺で弱冠不足気味です。

J R 福崎駅周辺については、現状の施設は「維持」、駅周辺整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。（総合計画時の住民アンケートで要望の高かった内科及び小児科）

福崎町役場周辺については、現状の施設を「維持」型とし、外科については「誘導」も目指します。

<老人福祉施設>

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、現状の施設は「維持」します。

<子育て支援施設>

今後の入園希望者の動向も把握しながら、現状の施設は「維持」、J R 福崎駅周辺については、今後の駅周辺整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。

<生活利便施設>

大型店舗や沿道型の施設が集積する福崎町役場周辺については、現状の施設を「維持」型とします。

機能が不足している J R 福崎駅周辺については、現状の施設を「維持」しながら、今後の駅周辺の整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。

なお、コンビニエンスストアについては金融機能を補完する施設でもあり、福崎町役場周辺は「維持」型、不足している J R 福崎駅周辺については現状の施設を「維持」しながら「誘導」します。

<金融施設>

金融施設はコンビニエンスストアの補完も含めて、現状で充実しており、現状の施設を「維持」型とします。

<公共施設>

住民サービス機能の代表である公共施設（文化センター等）については、既存施設を「維持」型、施設の再編等今後具体的な整備計画が策定された場合は「誘導」型の施設とします。

			拠点	
			① J R 福崎駅	② 福崎町役場
都市機能増進施設			● (広域連携)	●● (広域連携)
医療施設	病院		●● (広域連携)	●● (広域連携)
	診療所	内科	●●	●
		外科	●	●●
	その他	●●	●	
老人福祉施設			●	●
子育て支援施設			●●	●
生活利便施設	大型商業施設		●●	●
	食品スーパー等		●●	●
	コンビニエンスストア		●●	●
	ドラッグストア		●●	●
金融施設			●	●
公共施設	既存		●	●
	建替え等		●	●

● 「維持」型の施設 ● 「誘導」型の施設

■都市機能増進施設の現状を踏まえた設定

都市機能		J R福崎駅周辺	福崎町役場周辺
医療	病院	<ul style="list-style-type: none"> 多くの町民が姫路市内や加西市など町外の施設を利用している現状を踏まえ、総合病院の機能については、鉄道を利用して姫路市と「広域連携」する方向で検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 1か所ある病院は、「維持」型の施設とします。 また、総合病院の機能については、鉄道や播但連絡自動車道などを利用して姫路市と「広域連携」する方向で検討します。
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> 現状の施設は「維持」、J R福崎駅周辺整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。(内科及び小児科) 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所については、内科の診療科が現状で充実していますが、外科は福崎町役場周辺で不足しています。 現状の施設を「維持」型とし、外科については「誘導」も目指します。
老人福祉施設		<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、現状の施設は「維持」します。 	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、現状の施設は「維持」します。
子育て支援施設		<ul style="list-style-type: none"> 現状の施設は「維持」、J R福崎駅周辺整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の入園希望者の動向も把握しながら、現状の施設は「維持」とします。
生活利便施設		<ul style="list-style-type: none"> 機能が不足しているJ R福崎駅周辺については、現状の施設を「維持」しながら、福崎駅周辺整備にあわせた「誘導」型の施設も設定します。 コンビニエンスストアが不足しているJ R福崎駅周辺については現状の施設を「維持」しながら「誘導」します。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型店舗や沿道型の施設が集積する福崎町役場周辺については、現状の施設を「維持」型とします。 コンビニエンスストアについては金融機能を補完する施設でもあり、福崎町役場周辺は「維持」型とします。
金融施設		<ul style="list-style-type: none"> 金融施設はコンビニエンスストアの補完も含めて、現状で充実しており、現状の施設を「維持」型とします。 	
公共施設		<ul style="list-style-type: none"> 住民サービス機能の代表である公共施設(文化センター等)については、既存施設を「維持」型、施設の再編等今後具体的な整備計画が策定された場合は「誘導」型の施設とします。 	



主な増進施設	J R福崎駅周辺	福崎町役場周辺
医療	病院(病床が20床以上)※ 診療所(内科、小児科)	病院(病床が20床以上)※ 診療所(外科)
子育て支援施設	認定こども園	
生活利便施設	大型商業施設※ 食品スーパー等 コンビニエンスストア ドラッグストア	

※姫路市との広域連携も踏まえた誘導を図ります。

<参考：都市機能増進施設の法的な位置づけ等>

大分類	小分類	定義
医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）
	診療所	医療法第1条の5に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないもの又は、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）のうち歯科を除く施設
老人福祉施設（通所）	通所介護 通所リハビリ 小規模多機能型居住介護 複合型サービス	老人福祉法第5条の2第3項、第5項及び第7項に規定する事業を行う施設 介護保険法第8条第8項に規定するサービスを行う施設
子育て支援施設	認定こども園	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する施設
生活利便施設	大型商業施設	店舗面積が3,000㎡以上の店舗 店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積とする。
	食品スーパー等	店舗面積が500㎡を超え、3,000㎡未満の店舗 店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積とする。
	コンビニエンスストア	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業に行う事業所
金融機関	銀行・信用金庫等	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第2項に規定する施設
公共施設	文化会館 文化センター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる多目的ホール・集会場機能を有する施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
	公民館 コミュニティセンター	地域住民の連帯意識を高め、地域社会づくりの活動の場とするための施設
	保健センター	地域保健法第18条第2項に規定する施設
	町役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設

第5章 居住誘導区域

- 1 基本的な考え方
- 2 福崎町における居住誘導の方針
- 3 居住誘導区域の設定

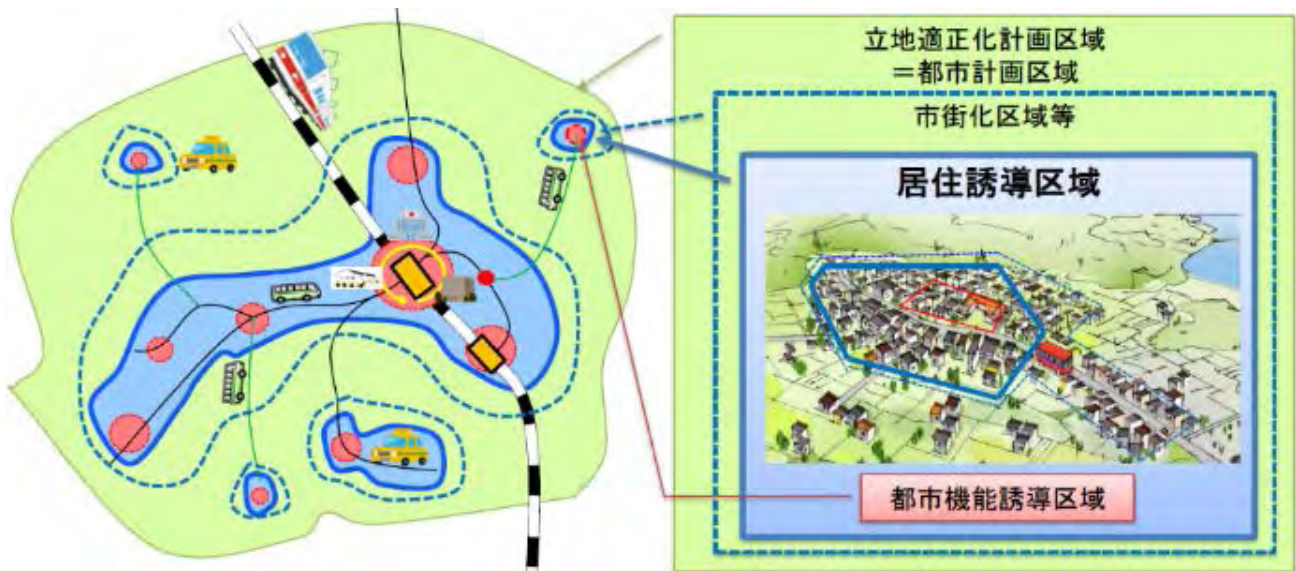
第5章 居住誘導区域

1 基本的な考え方

居住誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように設定することとされています。また、市街化調整区域及び災害危険区域等を除いて定めるものとされています。

居住誘導区域を設定する区域は、以下が考えられるとされています。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域



居住誘導区域の設定のイメージ

(出典/改正都市再生特別措置法等について (国土交通省 平成 27 年 6 月))

2 福崎町における居住誘導の方針

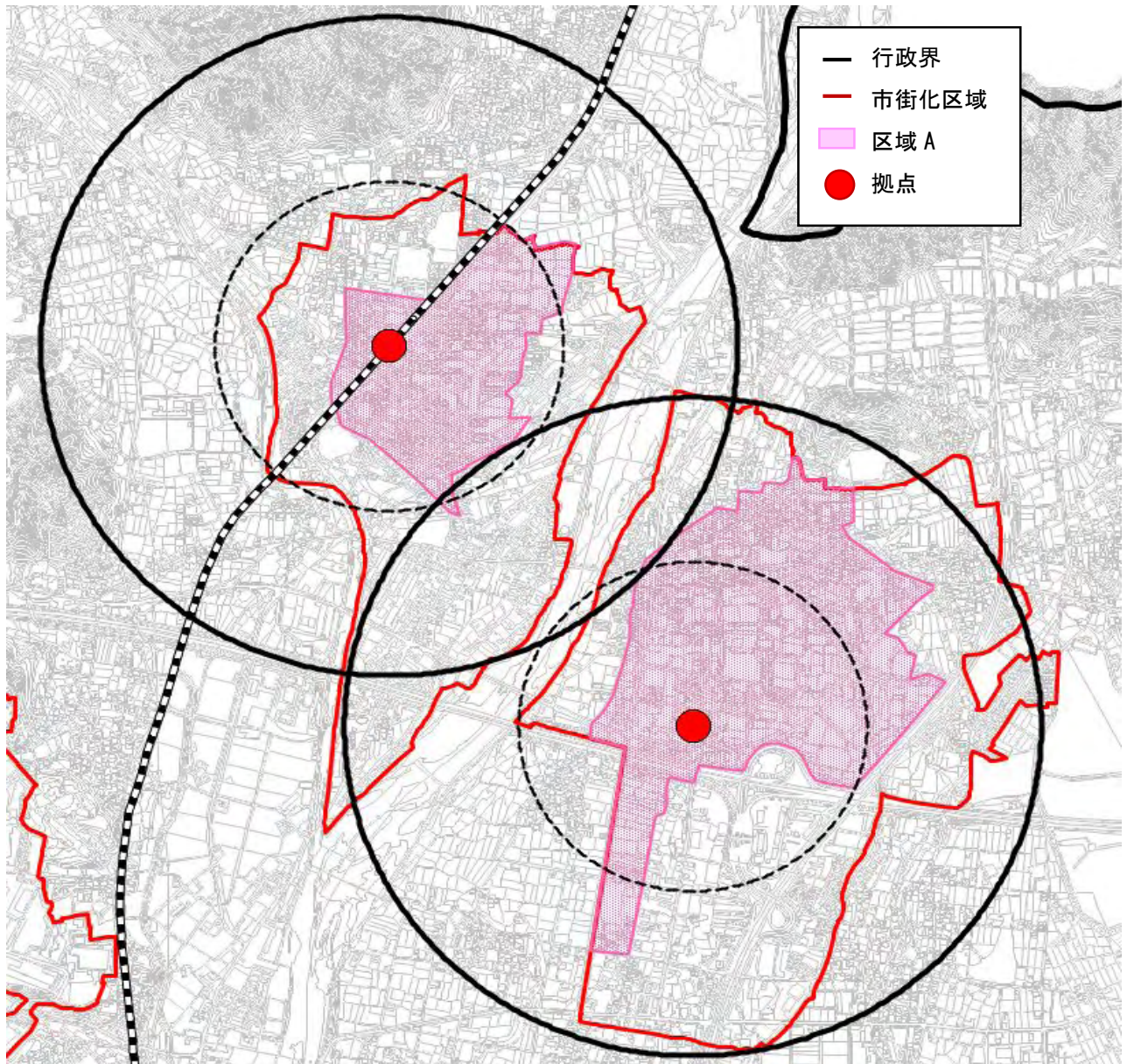
本町においては、都市機能誘導区域、バス停の周辺区域など、居住誘導を検討する区域分けを下表の様に行い、各区域の人口特性や災害に対する安全性との重ね合わせをもとに、誘導区域設定の検討を行います。

区域名	区域の特性	居住誘導区域検討の視点
区域A	都市機能誘導区域	鉄道駅、福崎町役場周辺や観光拠点等のまちなかで都市機能の利便性に優れた区域。住宅等から徒歩で都市機能誘導区域内の生活利便施設等にアクセス可能な区域
区域B	バス停の周辺区域（バス停から半径 500m圏域内）	バス停まで徒歩でアクセス可能な区域。運行本数が多いルートは公共交通の利便性が高く、沿線や鉄道駅での乗り換え等で生活利便施設等へのアクセスが可能な区域
区域C	工業系の土地利用が中心の区域、福崎 I C 内及び低未利用が見込まれる区域	準工業区域内で、現況の土地利用が工業等に特化した区域は居住以外の用途を誘導する区域。福崎 I C 内は居住できない区域。また高低差等による低未利用地の区域
区域D	災害危険区域（土砂災害危険区域、浸水想定区域、宅地造成規制区域）	土砂災害や浸水など、災害防止のため必要な宅地の規制が行われている区域
区域E	市街化区域内の河川区域	市街化区域の内、2級河川市川の河川区域

(1) 区域A

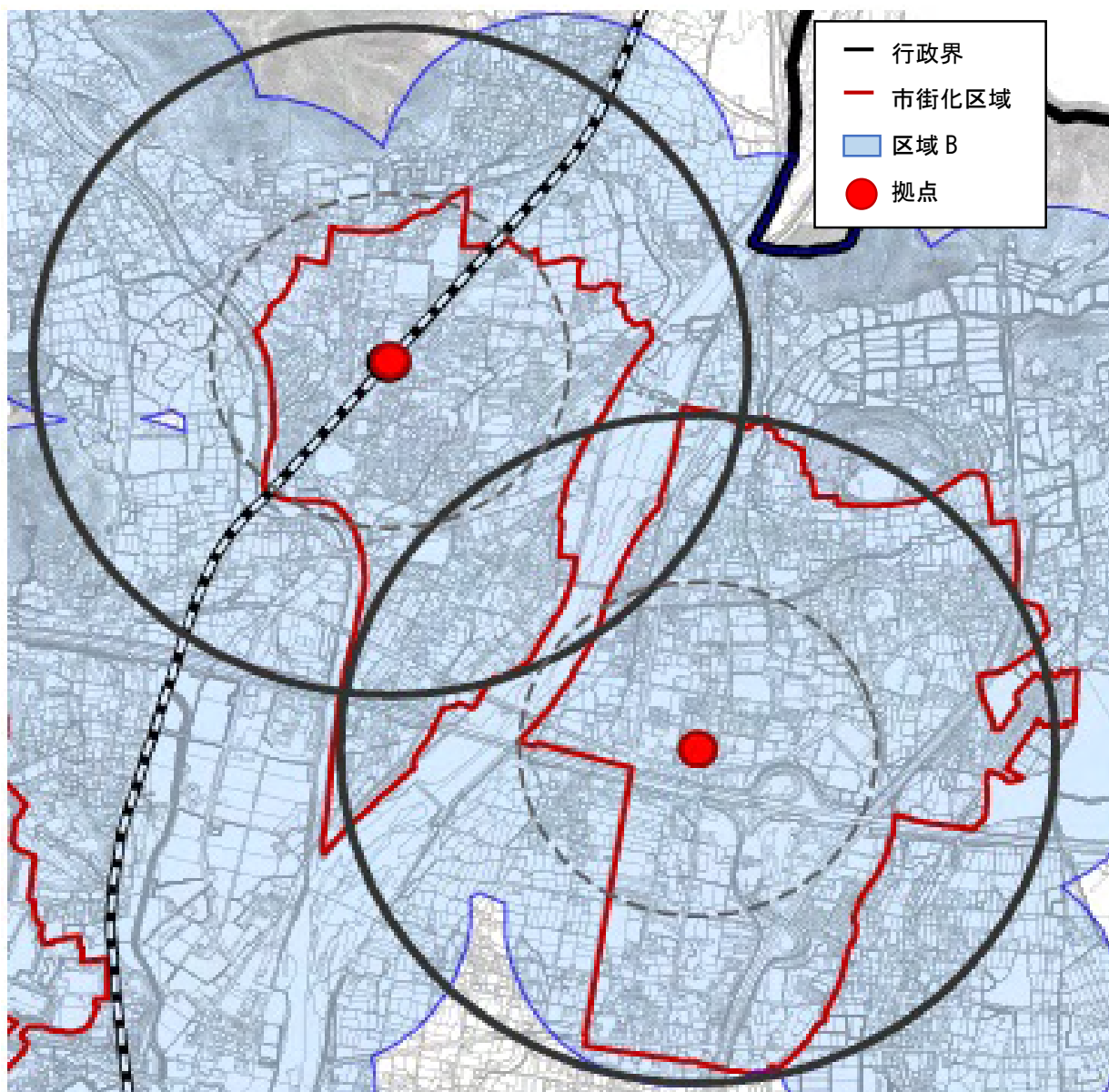
都市機能誘導区域は、J R 福崎駅周辺・福崎役場周辺の半径 1,000m 圏域内を基本に、既に都市機能増進施設が集積している地域であり、居住者にとって生活の利便性が確保された地域と言えます。

そこで、両拠点の都市機能誘導区域（区域A）は、居住誘導にふさわしい区域として居住誘導区域とします。



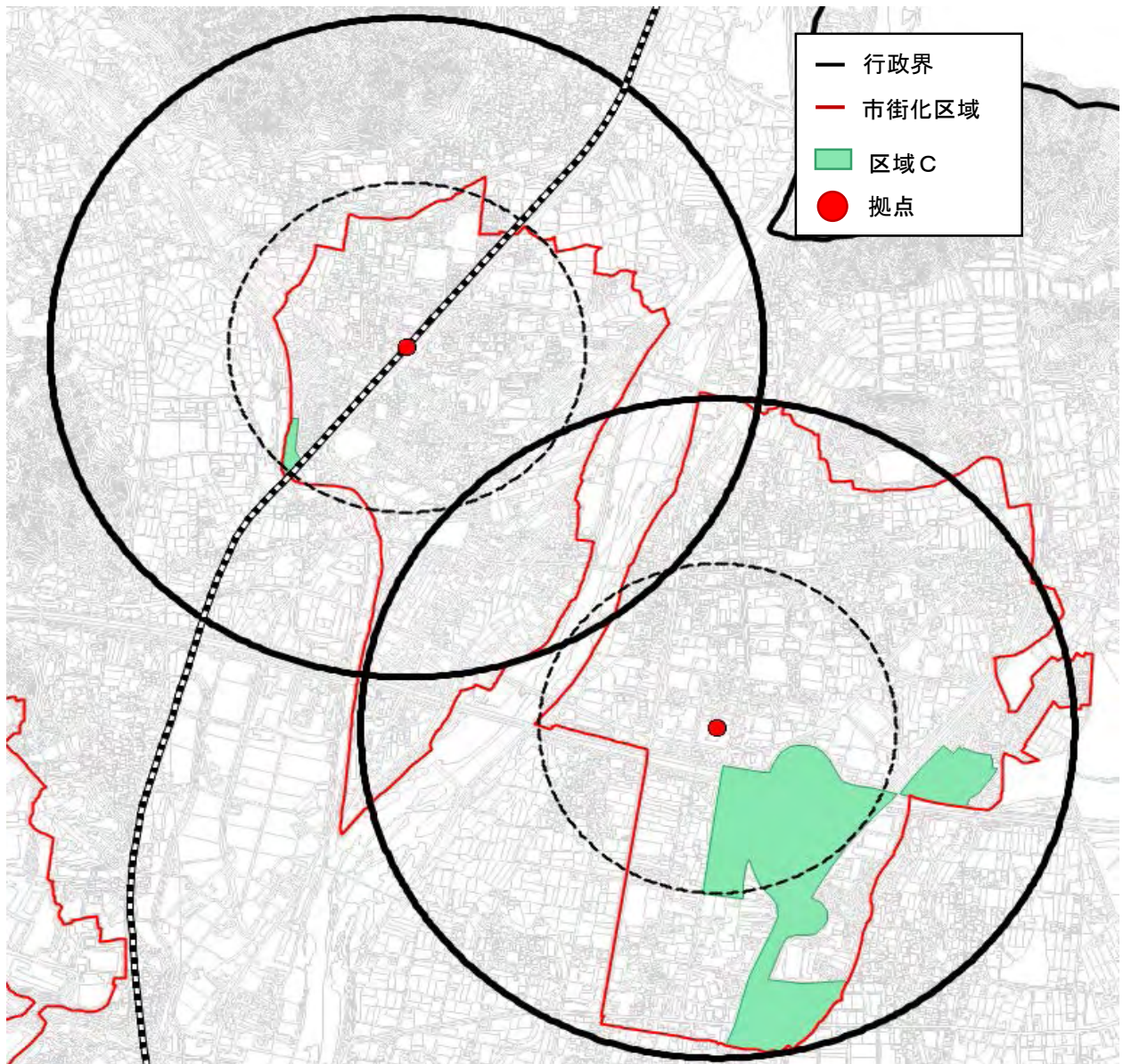
(2) 区域B

JR福崎駅を中心にネットワークが形成されている路線バス、コミュニティバスは、バス停の周辺は公共交通の利便性が確保されている区域といえます。そこで、下図のバス停周辺半径500m圏域内（区域B）も居住誘導区域とします。



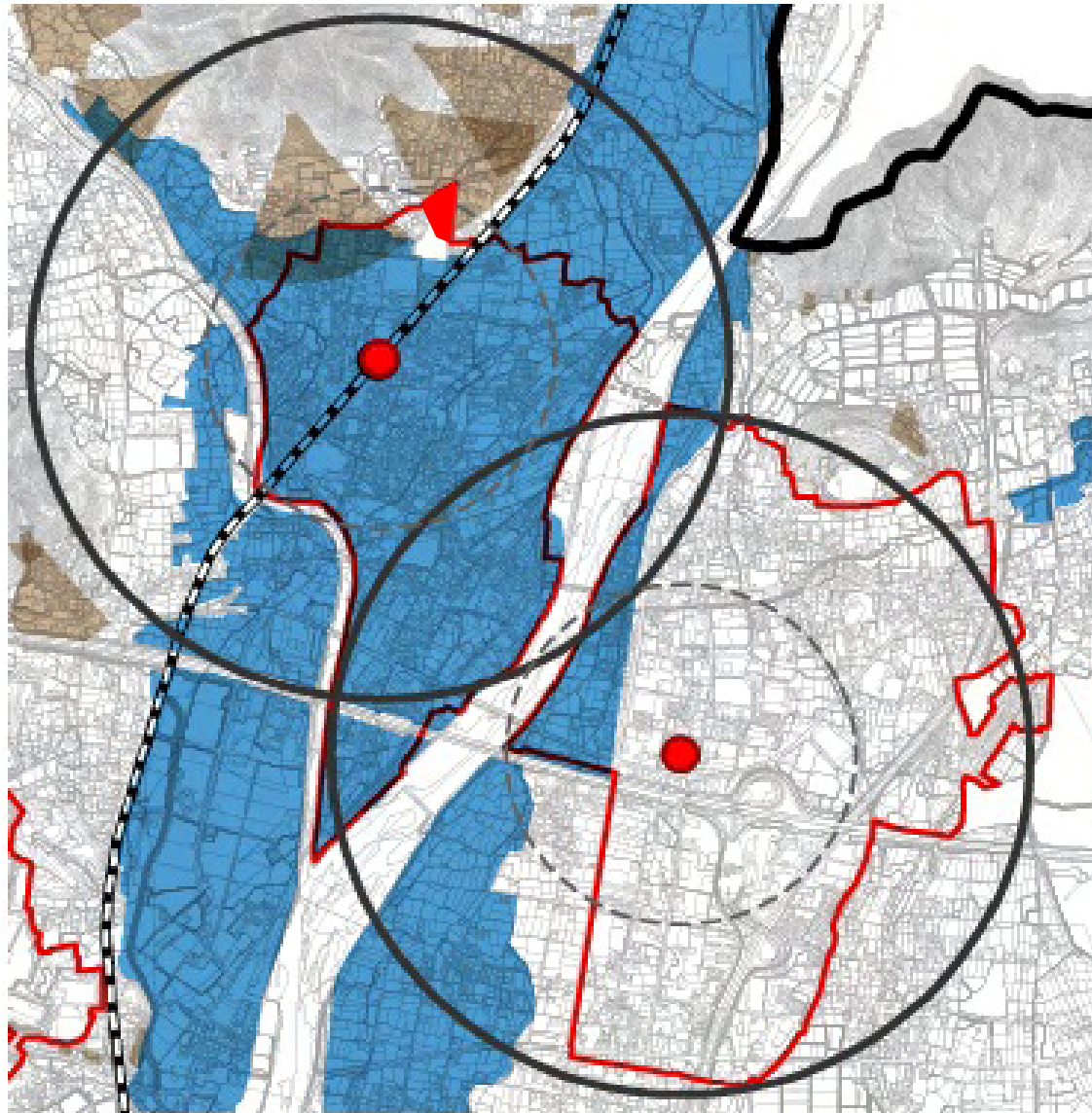
(3) 区域C

準工業区域内で、現況の土地利用が工業等に特化した地域は、居住以外の用途を誘導する区域です。また、福崎 I C内の土地は居住できない区域です。なお、高低差等により低未利用地な地域も、今後の宅地化が見込みにくい地域であり、これらを区域Cとして居住誘導区域から外します。



(4) 区域D

土砂災害や浸水など大規模災害による危険性が想定される区域については、浸水想定区域については現時点で明確な宅地の規制が定められていないため、本計画では居住誘導区域から外すことはしません。土砂災害警戒区域については、土砂災害対策工事が実施させることが明確でない区域Dを居住誘導区域から外します。

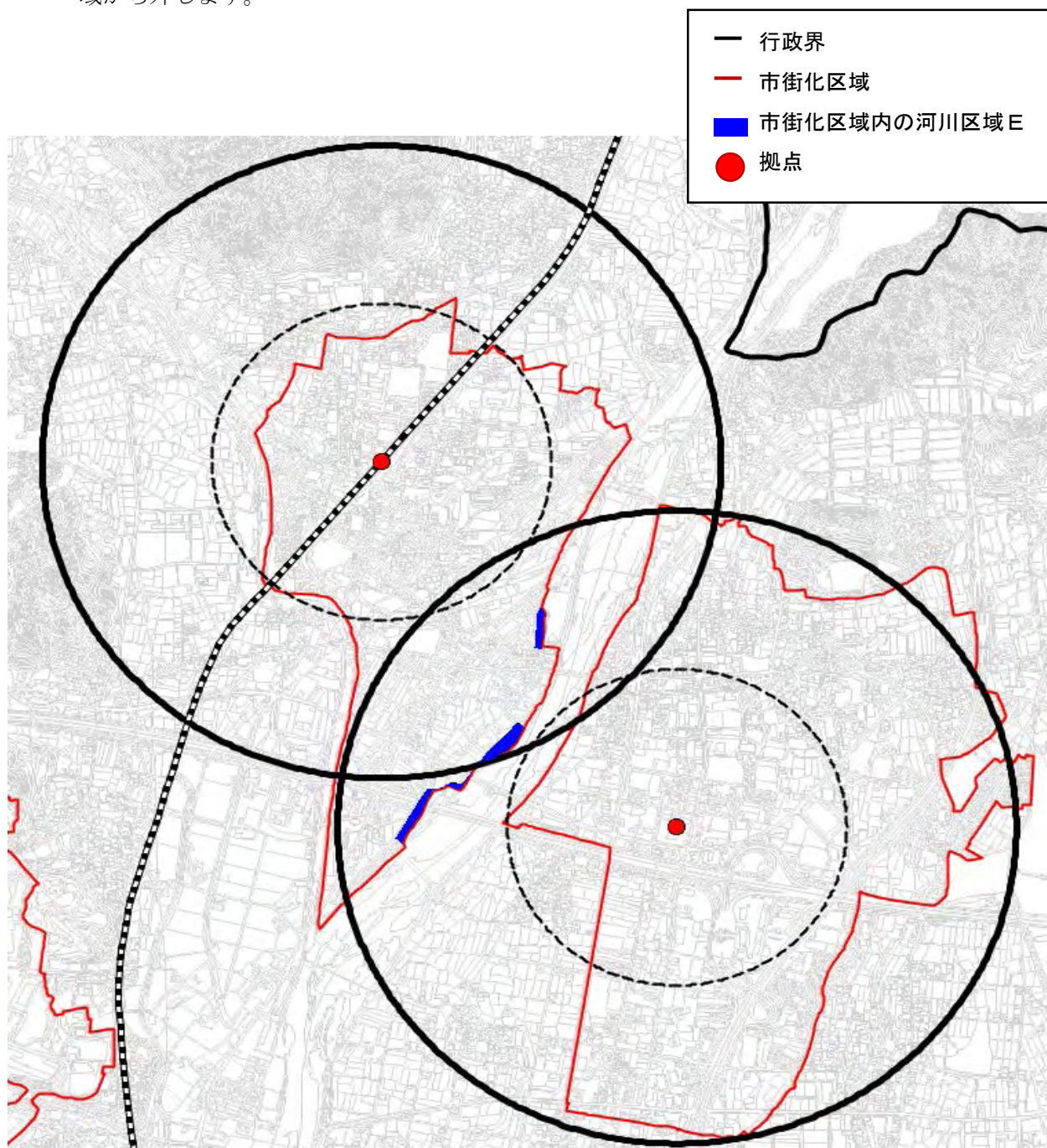


- 行政界
- 市街化区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域内で居住誘導区域から除外する区域D
- 浸水想定区域
- 拠点

※今年度中に策定予定の「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」については高岡・田口地区が該当しますが、いずれも市街化区域外です（2.2 (9) 災害を参照）。

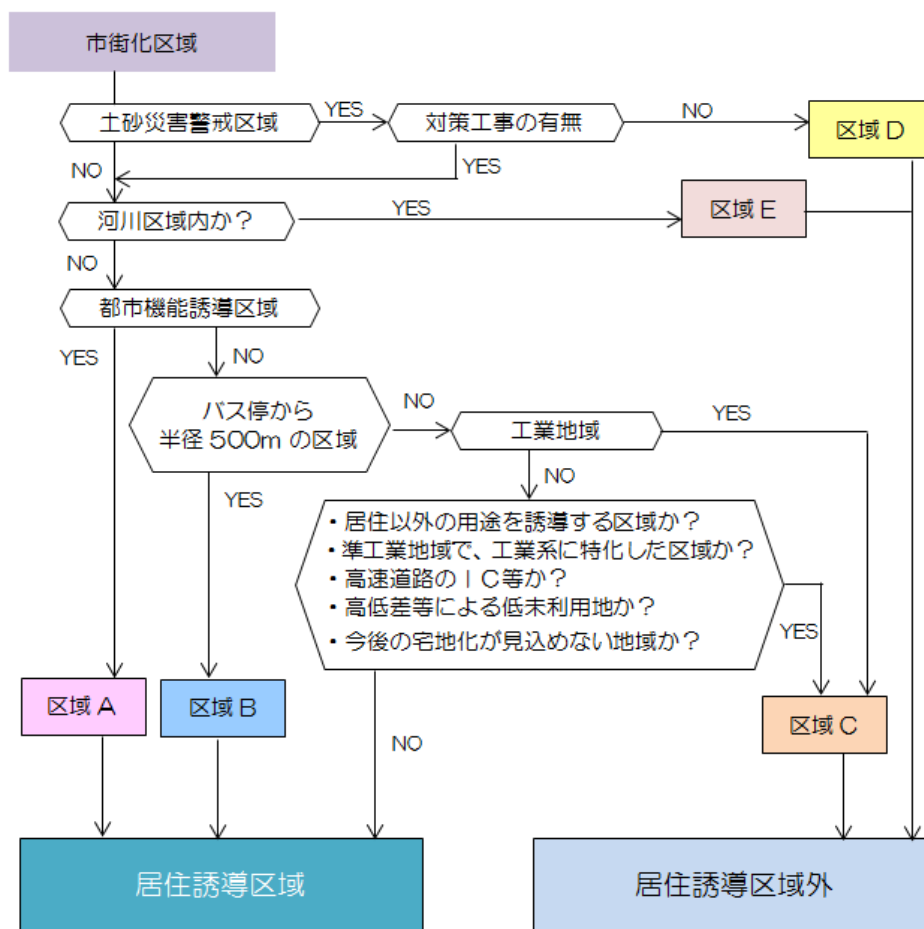
(5) 区域E

市街化区域の内、2級河川市川の河川区域となっている土地を区域Eとして居住誘導区域から外します。



3 居住誘導区域の設定

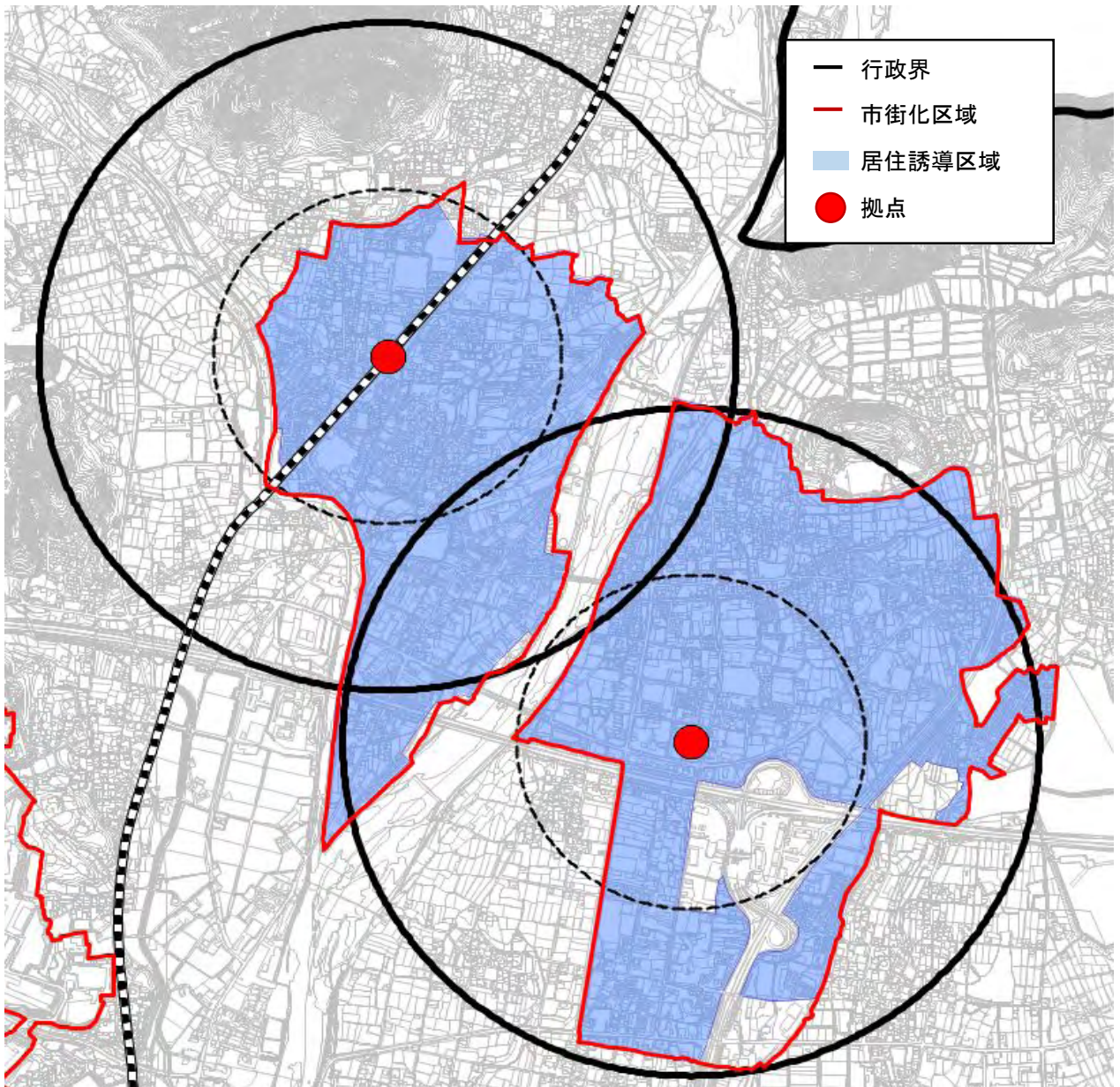
以上の検討を踏まえ、下図のフローにそって、居住誘導区域を設定します。



区域設定の考え方：居住誘導区域＝区域A＋区域B－区域C－区域D－区域E

※ 区域Dについては、今後災害の危険度等を踏まえ居住誘導区域から外すか否かを検討し、浸水想定区域については居住誘導区域からは除外せず、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害対策工事が実施させることが明確でない区域を居住誘導区域から除きます。

【居住誘導区域】



第6章 目標値の設定について

- 1 目標値設定の前提となる人口密度
- 2 立地適正化計画を策定する目的
と計画策定による効果
- 3 目標値の具体化に向けて

第6章 目標値の設定について

本計画を進捗管理するための目標値を設定します。

1 目標値設定の前提となる人口密度

(1) 誘導区域面積と区域内の人口密度

本計画で定めた都市機能誘導区域・居住誘導区域と各区域内の人口密度は、下記のように整理されます。

市街化区域に占める誘導区域の面積割合は、市街化区域全体で、都市機能誘導区域が約37%、居住誘導区域が約93%であり、居住誘導区域の人口密度は、市街化区域全体で現況が約22人/ha、平成52年で約20人/haとなります。(面積割合により試算)

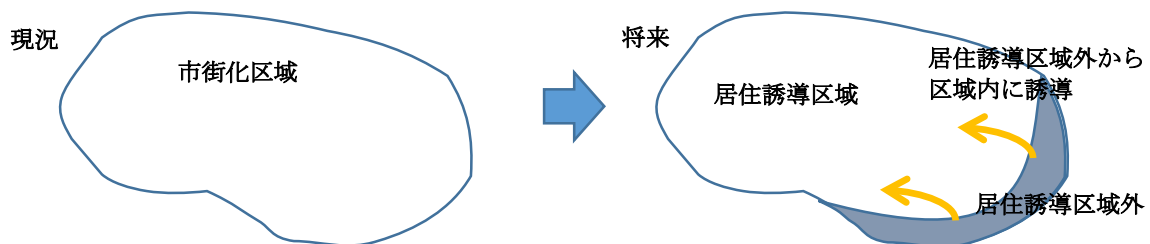
	市街化区域	都市機能誘導区域	居住誘導区域	居住誘導区域人口密度	
				現況 H22	将来 H52
J R 福崎駅	約 110ha	約 33 ha (約 30%)	約 110 ha (約 99%)	約 28 (人/ha)	約 25 (人/ha)
福崎町役場	約 167 ha	約 70 ha (約 42%)	約 147 ha (約 88%)	約 19 (人/ha)	約 17 (人/ha)
合計	約 277 ha	約 103 ha (約 37%)	約 258 ha (約 93%)	約 22 (人/ha)	約 20 (人/ha)

※ () の数値は、誘導区域が市街化区域に占める割合

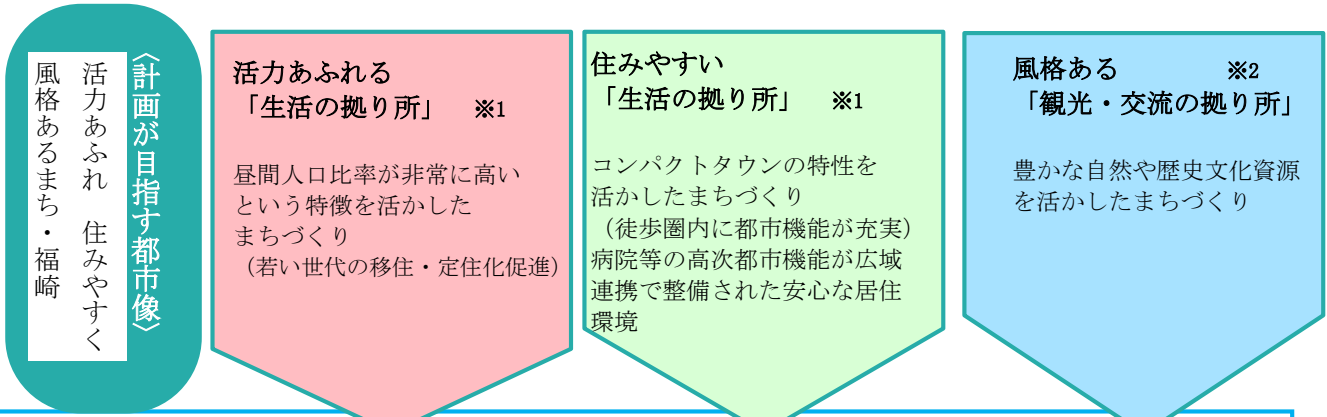
(2) 居住誘導区域による人口密度の設定について

本計画では、次のページのように目指す都市像の実現に向けた課題解決の方向を目標とし、その目標達成による効果(想定)についても定めます。

このうち人口密度について、上記の国立社会保障・人口問題研究所の人口フレームによる人口密度について、将来(平成52年)、居住誘導区域内に区域外(将来の市街化区域内で居住誘導区域から外れた区域の人口を誘導区域に誘導したと想定、下図のイメージ参照)の人口を誘導すると想定した場合の居住誘導区域内の人口密度(約23人/ha)を本計画の目標値とします。



2 立地適正化計画を策定する目的と計画策定による効果



活力あふれる
「生活の拠り所」 ※1

昼間人口比率が非常に高いという特徴を活かしたまちづくり
(若い世代の移住・定住化促進)

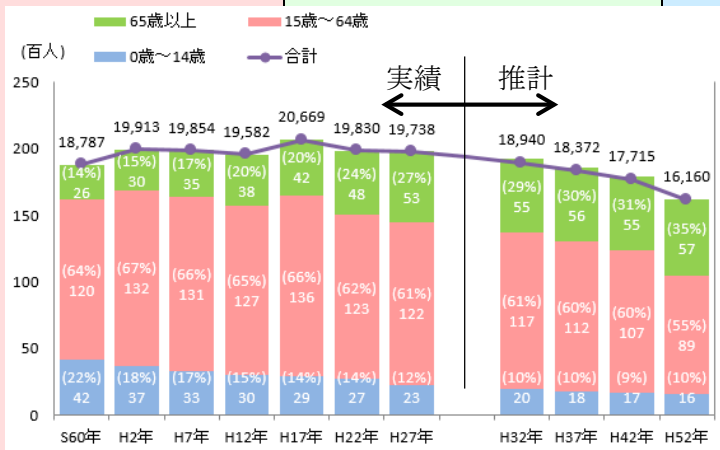
住みやすい
「生活の拠り所」 ※1

コンパクトタウンの特性を活かしたまちづくり
(徒歩圏内に都市機能が充実)
病院等の高次都市機能が広域連携で整備された安心な居住環境

風格ある ※2
「観光・交流の拠り所」

豊かな自然や歴史文化資源を活かしたまちづくり

都市像実現に向けた課題	両拠点 共通	<ul style="list-style-type: none"> 生産年齢人口の減少 (高い昼間人口比率の維持) 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間人口の減少 高齢化の進展等による空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 福崎駅周辺から辻川界限への、歴史・文化豊かな賑わいのあるまちなみの連続性が不足 観光拠点、観光ルート of 整備が不十分
	福崎駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 商店等の閉鎖等による駅前 of 都市機能低下 魅力が少なく of 駅前空間 of 整備 	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設をはじめ of した生活利便施設 of 不足 老朽木造家屋などが多く of ある密集地区 of 防災機能向上 	<ul style="list-style-type: none"> 風格あるまちに相応しく of ない福崎駅周辺 of 的まちなみ of 改善
	役場 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 福崎町役場周辺 of 商業業務施設 of 集積維持 	<ul style="list-style-type: none"> 生活する人にと of って魅力的な福崎町役場周辺 of 生活利便施設 of 維持 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな歴史・文化資産 of 活用 観光客 of 回遊性向上



※1 「生活の拠り所」: 都市機能の利便性が維持される区域。居住しやすい区域。

※2 「観光・交流の拠り所」: 町の活力維持が図られる区域



課題解決に向けた目標	両拠点 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の人口密度 (約 22~23 人/ha) を目標とする ・高い昼間人口比率 (約 110%) を維持 ・町内医療福祉分野への大学卒業生の就職誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院等高次都市機能の広域連携 (姫路駅周辺への病院誘導) ・コミュニティバス利用者の増加 (56 人/日→70 人/日へ) ・高齢者の外出率向上 (65 歳以上：約 62%→約 70%へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎駅周辺から辻川界隈にかけてのにぎわいの創出 ・観光客の増加 (約 35 万人→50 万人/年へ)
	福崎駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の機能強化による福崎駅周辺の利便性向上 (JR 福崎駅乗降客数の増加：約 3,500 人/日→3,800 人/日へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎駅周辺の空き家・空き店舗活用による住環境整備 ・福崎駅周辺の整備による鉄道駅へのアクセスの利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎町の顔としての福崎駅周辺のまちなみ形成
	役場 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な交通利便性の良さを生かした福崎町役場周辺の商業施設などの維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎町役場周辺の高い生活利便施設集積率の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・辻川界隈の歴史・文化豊かなまちなみ維持 ・観光拠点回遊性向上に伴う滞在時間の延長



目標達成による効果	両拠点 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い大学で「学び」、卒業した若者が町内で「働く」ようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が町内の都市機能増進施設にコミュニティバスを利用して「移動する」機会が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎駅を利用して来訪する人たちが、町内を「行き交う」ことが多くなる
	福崎駅 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく整備される福崎駅周辺で町民が「憩い」、福崎駅から姫路等の病院に「通う」ようになる ・商業地地価が「上昇」する 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎駅周辺の空き店舗などを「活用」するようになる ・新しく整備される福崎駅周辺で町民が「買物する」機会が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎駅周辺から辻川界隈にのびる「にぎわい」が創出される
	役場 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・福崎町役場周辺の業務施設で「働く」若者が増える ・住宅地地価が「維持」される 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い生活利便施設集積率を維持することで暮らしやすさが「維持」される 	<ul style="list-style-type: none"> ・辻川界隈の観光拠点で「働く場」が創出される



多世代の町民の交流が活性化し、町の活力が維持・向上することで、
持続可能な福崎町のまちづくり・都市経営が実現される

3 目標値の具体化に向けて

計画の具体化に向けて、関連する事業の進捗を図るとともに、町が取り組む施策や国の支援施策について、都市機能や居住誘導の状況を踏まえ関連施策などを推進します。

(1) 誘導施策

①町が取り組む事業・施策

空き家バンク制度 (H28～ 実施中)
居住誘導区域外への災害リスクの情報提供 (H28～ 実施中)
町が保有する不動産の有効活用施策

②国の支援を受けて行う事業

<都市機能誘導区域内を対象とする事業>

都市機能立地支援事業 (例：福崎駅周辺地区)
都市再生整備計画事業 (例：「訪れやすく住みやすいまち 福崎」の推進 H26～ 実施中)
都市再構築戦略事業 (交付金) (例：福崎駅周辺地区、辻川界限)
防災街区整備事業 (交付金) (例：福崎駅前地区)

<居住誘導区域内を対象とする事業>

公営住宅等整備事業 (交付金) (H28～ 実施中 (例：駅前団地建替事業))
空き家再生等推進事業 (交付金) (H28～ 実施中)

<立地適正化計画区域内を対象とする事業>

集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)
都市・地域交通戦略推進事業

(2) 誘導に向けた主な関連計画

①公共交通に関する計画

(仮称) 福崎町地域公共交通網形成計画 (平成 30 年 3 月策定予定)
公共交通網再編実施を見据えた計画策定

②公共施設の再編等に関する計画

福崎町公共施設等総合管理計画 (平成 29 年 3 月策定)

③広域連携に関する計画

(仮称) 播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画 (平成 30 年 3 月策定予定)
--

第7章 届出制度

- 1 都市機能誘導区域外での届出
- 2 居住誘導区域外での届出

第7章 届出制度

1 都市機能誘導区域外での届出

(1) 事前届出

都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります。

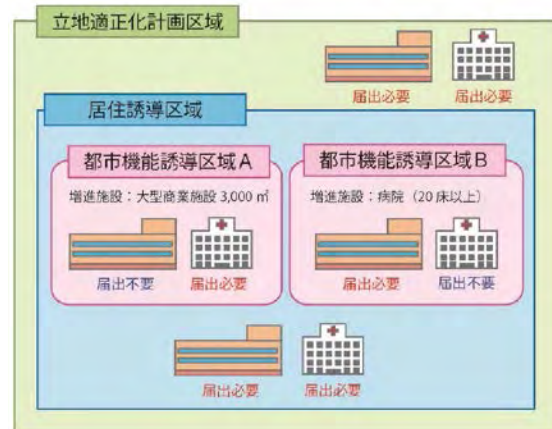
【届出対象】

◆開発行為

- ① 都市機能増進施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

◆建築行為

- ① 都市機能増進施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、都市機能増進施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、都市機能増進施設を有する建築物とする場合



※都市機能誘導区域内においても、「対象となる都市機能増進施設（誘導施設）が設定されている都市機能誘導区域」以外の「その他の都市機能誘導区域」で、同じ機能を持つ都市機能増進施設（誘導施設）を設置する場合は届出の対象となります。

(2) 届出を受けた場合

当該時点において誘導対象となる都市機能誘導区域について、事業者へ情報提供するとともに、当該区域内の立地について可否を確認します。

※勧告について

<都市再生特別措置法；第108条>

- 第3項：市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 第4項：市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 居住誘導区域外での届出

(1) 事前届出

居住誘導区域が設定された場合は、都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります。

【届出対象】

◆ 開発行為の場合

- ① 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの



◆ 建築行為の場合

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



※届出制度の詳細は「福崎町立地適正化計画に基づく届出の手引き」をご参照ください。

第8章 立地適正化計画の評価と見直し

第8章 立地適正化計画の評価と見直し

本計画を策定後、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査・分析を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討します。

評価は、設定した目標値の達成状況等の評価・分析、誘導施設の立地状況や人口動態等を把握し、その結果に応じて都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保する施策、居住誘導区域の人口密度を維持する施策等について、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。

【居住誘導に関する評価】

人口減少が進む中で、居住誘導区域内の人口密度を維持することを評価指標にして検討します。

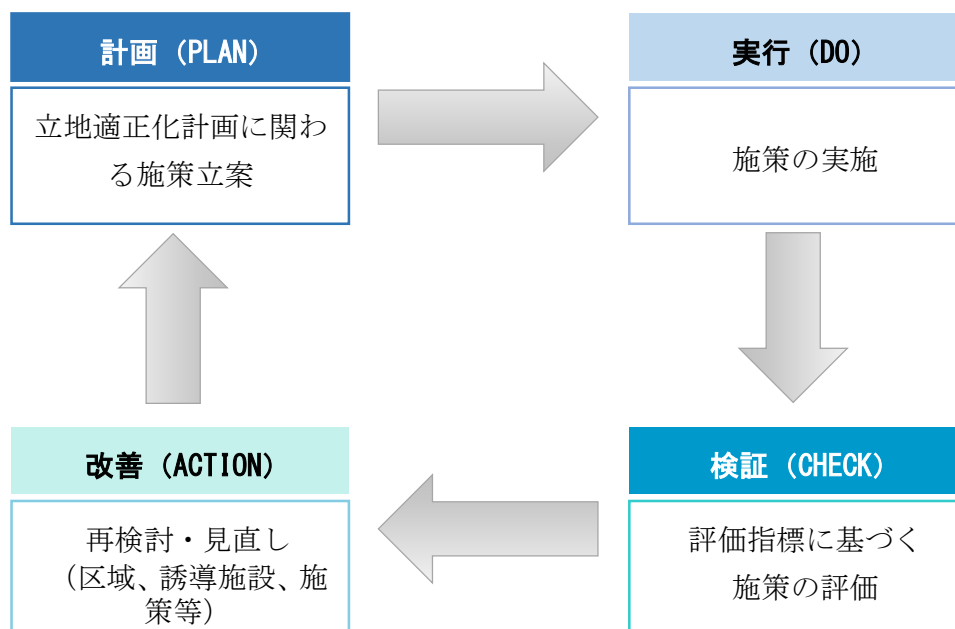
【都市機能誘導に関する評価】

都市機能誘導区域内において、維持・誘導等に位置づけた施設の立地等を図ることを評価指標として検討します。

【公共交通に関する評価】

居住や都市機能の誘導に関連する公共交通の維持・整備、利用者数等を評価指標として検討します。

以下に示すPDC Aサイクルの考え方にに基づき、継続的に計画の評価・管理及び見直しを定期的に行っていきます。



第9章 広域連携について

第9章 広域連携について

西播磨地域の都市計画区域の将来像を定めた「都市計画区域マスタープラン」などを踏まえた、中播磨圏域における広域的な立地適正化の方針を作成するため、播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会が立ち上がりました。協議会において作成した方針に基づき、(仮称)播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画を作成することを目標として、公共交通を中心とした持続可能な地域づくりに向けたまちづくりに取組みます。

1 中播磨圏域の立地適正化の方針について

(1) 背景と目的

①背景

将来に渡る人口減少社会において、都市サービスや公共交通サービスの低下とともに、市民生活の利便性や質の低下などが課題として挙げられています。こうした課題に対応するため、都市全体を見渡した「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の実現を目指し、中播磨圏域において、複数の地方公共団体と公共交通事業者が連携し、人口減少社会においても、中播磨圏域全体で持続可能な都市圏を形成する必要があります。

②目的

中播磨圏域の都市構造の現状と課題を把握し、中播磨圏域の概ね20年後における持続可能な都市形成に向けて、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すものです。

なお、平成29年3月に方針を策定し、平成30年3月に計画を策定する予定です。

(2) 協議会の構成

名 称：播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会
委 員：(地方公共団体) 姫路市、たつの市、太子町、福崎町 (公共交通事業者) 山陽電気鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、神姫バス(株)
特別委員：兵庫県
特別顧問：国土交通省

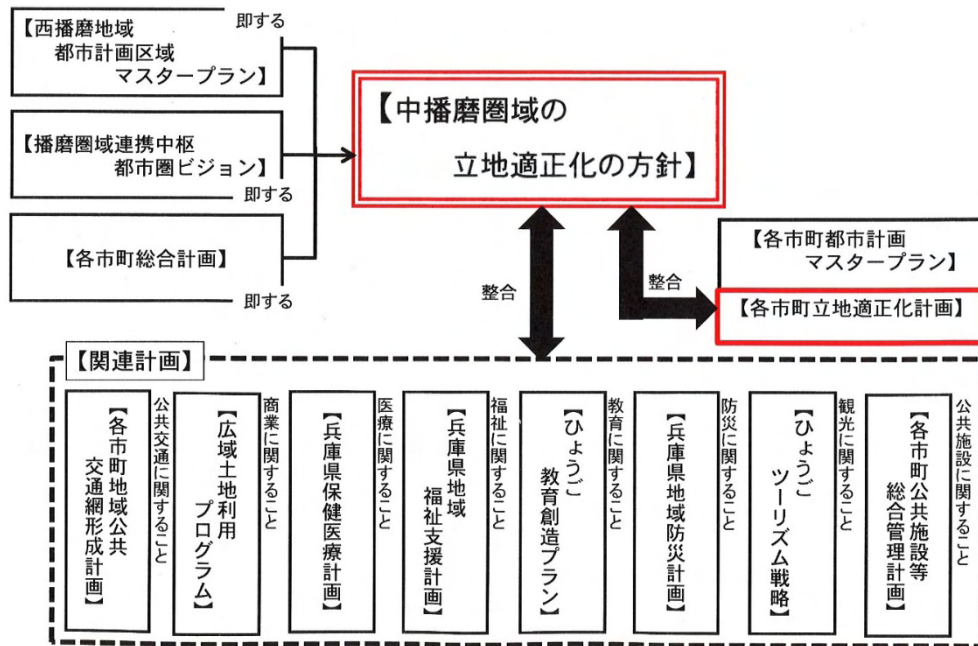
(3) 期間

平成29(2017)年度 ～ 平成52(2040)年度

(4) 対象区域

2市2町域内

(5) 方針の位置づけ



(6) 都市機能集積地区

■ 広域都市機能集積地区

高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図ります。

■ 地域都市機能集積地区

広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関、高度医療施設、大型商業施設等の高度な都市機能の維持・充実を図ります。

また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮します。

(7) 沿線が目指す都市像

活力あふれる持続可能な地域連携型都市圏 中播磨



都市機能集積地区と広域連携イメージ

福崎町立地適正化計画 平成 29 年 3 月

発行 兵庫県 福崎町

編集 福崎町役場 まちづくり課

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1

TEL : 0790-22-0560 (代表)